

平成22年第3回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成22年 9月 3日 開会

）

平成22年 9月22日 閉会

吉田町議会

## 平成22年第3回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月3日)

○町長あいさつ	4
○開会の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸報告について	5
○議会閉会中の委員会活動報告	1 8
○議会改革特別委員会委員長報告	2 2
○議員定数検討特別委員会委員長報告	2 6
○議案第40号～議案第59号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	2 8
○報告第2号～報告第4号の報告	6 4
○議案第48号の質疑、討論、採決	6 9
○議案第55号の質疑、討論、採決	8 2
○散会の宣告	8 6

### 第 2 号 (9月15日)

○開議の宣告	8 7
○一般質問	8 7
佐藤正司	8 7
藤田和寿	9 8
八木 栄	1 1 1
勝山徳子	1 2 4
○散会の宣告	1 3 5

### 第 3 号 (9月22日)

○開議の宣告	1 3 6
○訴訟に関する説明	1 3 6
○議案第40号～議案第59号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 3 7

○議案第46号～議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決……………	147
○議案第58号の質疑、討論、採決……………	152
○発議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	153
○発議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	158
○議員派遣について……………	166
○議会閉会中の委員会継続調査について……………	166
○町長あいさつ……………	168
○議長あいさつ……………	170
○閉会の宣告……………	170

開会 午前 9時00分

○議長（増田宏胤君） 本日ここに平成22年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私とも御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様には9月定例会に、いつもの定例会と同じようでございますけれども、元気な顔に接することができまして、本当にうれしく思っております。私は、いつものような定例会であれ、体力、気力、知力というものを最高のコンディションに持って臨みたいと思っております。この夏も体力は絞り上げて、もうズボンはベルトをかけても下がるまでになりました。体力、気力、知力も頑張っております。また皆様との熱い討論を通して、この町のあしたがよりよいものになるよう頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、平成22年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（増田宏胤君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、8番、八木宣和君、9番、大塚邦子君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（増田宏胤君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お謀りします。

今期定例会の会期は、本日9月3日から9月22日までの20日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日9月3日から9月22日までの20日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告について

○議長（増田宏胤君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

6月21日月曜日、富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市で開催されました。議題として、1、平成21年度事業報告並びに収支決算について、2、平成22年度事業計画並びに収支予算について、3、役員改選について、それぞれ審議が行われ、いずれも承認、可決されました。富士山静岡空港から上海・浙江省への訪問「ふじのくに3776友好訪中団」についての説明がありました。

7月1日木曜日には、富士山静岡空港と地域開発を進める会平成22年度総会が島田市において開催されました。1、平成21年度事業報告並びに収支予算について、2、富士山静岡空港周辺地域経済団体懇話会との統合について、3、平成22年度事業計画並びに収支予算についてそれぞれ審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

7月8日木曜日には、平成22年度志太榛原五市二町議会議長会連絡協議会が藤枝市において開催されました。

7月9日金曜日、平成22年度大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市において開催されました。

同日午後、平成22年度大井川新橋等建設促進期成同盟会総会が藤枝市において開催されました。

7月22日木曜日には、平成22年度御前崎奥大井連絡道路整備促進期成同盟会総会、引き続き、平成22年度島田吉田線バイパス建設促進期成同盟会総会が島田市において開催されました。

各総会においては、それぞれ平成21年度事業報告並びに決算報告及び、平成22年度事業計画並びに歳入歳出予算案について審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

総会等についての報告は以上のとおりであります。

また、6月議会からこの間、議会閉会中の委員会による調査活動を初め、8月18日水曜日には、静岡市グランシップで開催されました議員研修会へ御参加をいただきました。それぞれ有意義な内容でありました。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、産業建設常任委員会委員長から委員会活動報告が提出されております。お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成22年第3回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概況等につきまして御報告申し上げます。

さて、昨年は、北朝鮮のミサイル発射事案に始まり、新型インフルエンザの流行、駿河湾地震の発生、チリ中部沖を震源とする地震による津波警報の発令など、町民の皆様の生活を守るための防災意識や危機管理意識を再認識する年でありました。

ことしも9月1日の総合防災訓練では、約5,000人の町民の皆様の参加のもとに、自主防災会を中心に地域で各種の訓練を実施していただきました。訓練を通して、町民の皆様一人一人が防災に関する正しい知識を身につける大切さを認識していただくとともに、十分な防災対策を備えることが、みずからの命は自分で守り、みずからの地域はみんなで守ることにつながるということを御理解いただけるものと確信しております。

また、8月26日には町の職員を対象に防災研修を行い、その中での「避難所運営ゲーム」では、地震災害時の避難所運営について疑似体験しました。これは、マグニチュード8の地震が発生し、ライフラインがとまり、突発的な非常事態が発生する中で、さまざまな条件を持った住民が避難所に避難してきたことを想定して、対応の仕方をグループで話し合うものでございます。

一つ一つの課題をクリアしていく中で、新たな問題が生じ、それへの迅速かつ的確な対応が求められますので、職員の判断力、決断力は非常に重要なものと痛感いたしました。今後は、このような研修を通しまして、職員の危機管理意識を高めていくことが非常に大切なことと受けとめております。

次に、平成22年度普通交付税算定結果につきまして御報告申し上げます。

去る7月23日、総務省から「平成22年度普通交付税の算定結果等」が発表されました。これにより、静岡県内全市町の普通交付税交付額も明らかになりましたが、県内の状況は、平成21年度に6市3町あった不交付団体が、平成22年度には4市1町だけとなり、2市2町が不交付団体から交付団体に移行しております。当町もこの2市2町の一つでございます。

当町の平成22年度普通交付税算定では、基準財政需要額が44億2,863万7,000円となり、基準財政収入額は42億6,247万9,000円となりました。

この差し引き額が財源不足額と算定されますので、原則では、差し引き額の1億6,615万8,000円が普通交付税として交付されることになるわけですが、実際には、地方交付税の財源を基礎とした調整率を乗じて算定された額が交付されることとなります。この結果、当町の場合、基準財政収入額が基準財政需要額に不足する額よりも362万9,000円少ない

1億6,252万9,000円の普通交付税が交付されることとなったものでございます。

このように、当町は、平成13年度以来9年ぶりに交付団体となったわけでありましたが、これは単に町税収入が落ち込んだということばかりではなく、基準財政需要額の算定に当たり、これまでの算定項目に、雇用対策、人口急減、子ども手当給付などの新たな項目が加えられ、基準財政需要額が増加したことも原因となっておりますので、決して当町の財政状況は憂えることはないと考えております。

それは、財政力指数で実証することができます。平成22年度の単年度の財政力指数は、0.962と1を下回ったわけでありましたが、一般的に指標として使われる過去3カ年平均の財政力指数は1.063と1を超えております。また、平成22年度単年度の指数でも、過去3カ年平均の指数でも、ともに県内市町の高いほうから7番目となっており、依然として、国の財政支援の適用が制限される「財政力の高い自治体」としての位置づけは変わりありません。

また、当町の財政の健全性は、今議会定例会で御報告させていただきます地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率でも実証することができました。平成15年度以降、事務の見直しと改善を強力に推し進める中で、町民の皆様の行政サービスに対する満足度を上げながら、かたくななまでに地方債残高を減らす努力をしてきた結果が着実に出ていたものと受けとめております。

次に、新聞紙上でも大きく報じられている高齢者の所在不明という問題に関する当町の実情を御報告申し上げます。

当町では、これまでも毎年、高齢者実態把握を年1回集中的に実施し、状況把握に努めております。住民基本台帳に登録されている高齢者で所在を確認できない方は、現在ではおりません。本年度も5月から8月にかけて、平成22年4月1日現在で65歳に達しておられる5,931人全員につきまして調査をいたしております。この中で792人が要支援・要介護認定を受けておられる方になりますので、その方々を除く5,132人の方々につきまして、民生委員の皆様の御協力をいただきまして訪問等による実態調査を実施いたしました。この調査では、身体機能の低下や認知症状の不安などさまざまな悩みも把握できますので、状況に応じて地域包括支援センターとも連携しながら行政のサポートにつなげるようにしております。

以上のように、民生委員の皆様の御協力により実施している65歳以上高齢者実態調査は、高齢者の実態を把握し、必要な福祉サービスを提供するための非常に重要な調査であると認識しております。

次に、救急医療情報キット配布事業につきまして御報告申し上げます。

平成22年2月から、ひとり暮らし高齢者等の医療情報等をまとめて冷蔵庫内に保管し、救急時に迅速に情報提供することで救命の一助とする「救急医療情報キット配布事業」を開始しております。配布対象は、町内のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の約1,000世帯でございます。

できるだけ多くのひとり暮らし高齢者等の皆様にキットを配布できるように、本事業につきまして、回覧文書により町民の皆様にお知らせをするとともに、自治会及び民生委員の方々への御協力依頼、対象者の皆様への個人通知等の方法により紹介をしてまいりました。

8月31日現在、キット配布世帯数は258世帯で、そのうちひとり暮らし高齢者世帯への配布数は137世帯でございます。ひとり暮らし高齢者につきましては、全戸配布を目指して今後も周知に努めてまいります。

次に、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現や障害者の自立と共生の社会の実現を目指し、「打ち明けやすく、周囲が手を差し伸べやすい環境の整備」を目指し建設を進めてまいりました、総合障害者自立支援施設でございますが、昨年10月に着工し、この間、工事も順調に進み、去る8月31日に引き渡し完了いたしました。

この施設の愛称は、公募により「あつまリーナ」と命名されました。この「あつまリーナ」は、鉄筋コンクリートづくり平屋建て構造の延べ面積約969.23平方メートルで、障害福祉サービスを行うための作業室を初め、就労への支援としてパン製造室、障害程度区分3以上の障害のある方に食事や排泄などの介護や日常生活上の支援を行う生活支援室、談話室が整備されております。そのほかにも、障害児の放課後の活動の場を提供する児童クラブ室、障害者やその家族などの相談支援を行う相談室、そして、障害のある方同士の交流や地域の方々、ボランティアとの交流を図る交流ホールが整備されております。

来る9月11日に竣工式を行い、その後、内覧及び事業所説明会の開催を予定しております。そして、本日、議案に上程しております、指定管理者の指定について御承認をいただきますと、10月1日から指定管理者と町が連携し、一元的に利用者にサービスを提供する場である「あつまリーナ」を開設することになります。

「あつまリーナ」から健康福祉センター、中央児童館、さゆり保育園へと連なる一大福祉ゾーンが展開され、障害のある人、ない人、また幼児から高齢者まで共助し交流する「共生するまちの実現」へと踏み出せるものと期待しております。

続きまして、今年度から始まりました「はじめての絵本教室」につきまして御報告申し上げます。

近年、核家族化や少子化が進み、子供とどのようにかかわればよいかわからない保護者が見受けられ、具体的な接し方の指導が望まれております。

「はじめての絵本教室」は、絵本の読み聞かせ方法を具体的に指導し、親子のスキンシップや親子の愛情を深めるとともに、子供の発達を促すことを目的に実施いたします。

この教室は、平成22年4月以降お生まれになった乳児を対象に、今月から順次開始し、絵本の読み聞かせ方法や子供との遊び方、発達に合った絵本の紹介をするほか、使用した絵本を自宅に持ち帰っていただき、自宅でも親子の触れ合いのひとときを持っていただけるよう実施するものでございます。

このほかにも妊婦の方を対象に、安心して子供を産み、健やかに育てるために、適切な時期に必要な助言指導を行う「パパママ教室」や、生後4から5カ月児の保護者の方々を対象に「離乳食指導教室」を開催するなど、健診・相談・健康教育を行い、より実践的な内容でわかりやすくお伝えすることで、保護者の悩みや不安の解消に努めております。

次に、「ちいさな理科館」につきまして御報告申し上げます。

去る8月7日に開館し、当日、町内外の招待者や教員及び一般来場者など約150人の皆様においていただき、オープニングセレモニーがとり行われました。落成式では、くす玉割りや有馬朗人名誉館長揮毫の看板の除幕式などが行われ、有馬先生による教員への講和、そして「電気の歴史をたどる」と題しまして、中学生への模範実験が行われました。

開館翌日から講座を開始し、8月31日までに7回実施し、95人の子供たちが受講し、あわせて多数の保護者の方も受講していただいております、来館者は1,187人と順調な滑り出しとなっております。

今後も、講座を通して子供たちの探究心に刺激を与えるような実験や観察の機会を与え、少しでも理科に対して興味を持てるよう取り組んでまいり所存でございます。

続きまして、「ことばの教室」につきまして御報告申し上げます。

教育委員会では、言葉のおくれや発音に不安があるために、本来の能力が十分に発揮できない子供たちのために、発音指導や保護者への相談業務を行い、生涯にわたり子供たちが自立して生活ができるようにするために「ことばの教室」事業を行っております。昨年度は、吉田町健康福祉センター「はあとふる」のプレイルームを会場とし、177日教室を開き、383回の相談指導業務を行いました。

しかし、言葉に不安を持ち「ことばの教室」へ通う児童や保護者が増加し、「はあとふる」での活動スペースが十分とることができないことから、10月から「神戸集落センター」に移行して活動することにいたしました。

引き続き、言葉のおくれや発音に課題を持つ子供たちへの指導のみならず、知的なおくれや軽度発達障害による言葉のおくれなどの相談も行い、子供たちや保護者の方々へのさらなる支援の充実に努めてまいります。

続きまして、図書館につきまして御報告申し上げます。

現在、新しい図書館情報システムを導入し、来る11月1日からの稼働に向けて準備を進めております。このシステムは、インターネット技術を活用し、新着資料情報の配信サービスや、これまで来館していただくか電話申し込みで行っていた貸し出し期間の延長、資料予約・取り消しといった窓口サービスの一部を図書館ホームページや携帯電話サイトを通じ24時間いつでも行っただけのシステムでございます。新システムへの移行のため、10月23日から31日までの9日間休暇を予定しております。

この間、利用者の皆様方には大変御不便をおかけいたしますが、新システムでのサービスを提供することで、利用者の方が図書館の開館時間にとらわれず、自宅や外出先からも図書館サービスや図書館情報を受けることが可能となり、図書館をより一層便利に御活用いただけるものと確信をしております。

次に、道路及び橋梁整備につきまして御報告申し上げます。

初めに、平成21年度の繰り越し事業であります、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業につきまして御報告申し上げます。

本事業は、地質調査業務委託を含む改良事業2件と橋梁点検の業務委託事業1件、合わせ3件を繰り越ししております。そのうちの改良事業は、川尻小山地区の大幡川幹線道路改良事業で、延長200メートル、幅員8.5メートルの舗装工事と、神戸日の出地区の日の出2号線道路改良工事で、延長150メートル、幅員5.5メートルの舗装工事でございます。それぞれの施工箇所につきましては、既に路盤及び舗装の耐久性等に係る地質調査を実施し、この調査結果に基づき、今月及び来月の工事発注を予定しております。

橋梁点検業務委託事業につきましては、吉田町内の5メートル以上15メートル未満の橋梁55橋の点検業務の入札を済ませております。

続きまして、今年度の事業でございますが、静岡県の都市局整備区間であります住吉地内の都市計画道路榛南幹線の整備状況は、住吉幹線から西の坪浜河原3号線までの区間延長355メートルの水路工事と、住吉幹線から山向八軒屋2号線までの延長245メートル区間の路床の盛り土及び路体の盛り土の工事を実施すると伺っております。町の事業区間につきまし

ては、今年度取得予定の用地は既に地権者の方の同意をいただいておりますので、今後、用地買収契約を随時進めてまいり予定でございます。

また、静岡県道路局で進めております、二級河川湯日川にかかる橋梁工事につきましては、左岸側の橋台1基が今年度施工され、すべての橋脚・橋台が完成しますので、平成23年度からは上部工を実施すると伺っております。

海岸幹線から二級河川坂口谷川を渡り牧之原市までの区間につきましては、橋梁の詳細設計及び吉田町側の用地買収を今年度で完了し、平成23年度から本格的に橋梁工事に入る予定と伺っております。

次に、都市計画街路事業でございますが、県の実施承認を受け、東名川尻幹線及び中央幹線の工事を今月発注予定で準備を進めておりますが、工事内容につきましては舗装工事が主体となっております。また、大幡川幹線につきましては、引き続き横手橋南側の工事を実施し、一部用地買収及び物件補償を進めております。

次に、生活道路の整備でございますが、町道西の坪大浜5号線につきましては、地権者の御理解を得て、延長約60メートル、幅員4.5メートルの施行内容で、来月工事を発注する予定で準備を進めております。また、新規事業である町道愛宕前2号線につきましては、本年7月に地元の皆様及び地権者の方々への説明会を行い、用地測量を実施し、境界も確定いたしました。今後、地権者の方々との用地買収契約の締結に向けて準備を進めているところでございます。

橋梁点検事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業として、町内の延長15メートル以上の橋梁20橋の点検業務の入札を済ませております。

最後に、町営住宅のデジタル放送に対応した放送受信設備の改修工事でございますが、各町営住宅での受信状況調査を実施したところ、町営住宅松原団地での電波の受信状況が十分でないところが散見され、それを解消するためにアンテナ等の改修工事を行うものでございます。この工事は、社会資本整備総合交付金事業として実施するもので、10月の発注に向けて準備を進めているところでございます。

次に、公共下水道事業の整備につきまして御報告申し上げます。

管渠の面整備につきましては、汚水処理施設整備交付金を活用し、浄化槽事業とあわせた整備を進めているところでございます。

本年4月1日現在における整備状況は、事業認可区域面積299ヘクタールに対し、220.53ヘクタールの整備を完了しており、町全体の人口普及率は35.2%に達しております。また、現在の水洗化率は約84%と順調に推移している状況でございます。

本年度に整備を予定している箇所でございますが、住吉地区では上組及び東村地区、川尻地区では西向地区を中心に、管延長にして約2.6キロメートルの布設工事を行う予定でございます。また、下水道総合地震対策事業では、社会資本整備総合交付金を活用して、管渠の耐震補強や、避難地である住吉小学校へのマンホールトイレの設置を進めていく予定でございます。

なお、現在の事業認可年限は本年度末となっておりますが、区域内の整備も順調に推移してきているところから、本年度中に認可区域を拡大し、認可年限を延長して事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、上水道事業につきまして御報告申し上げます。

町では、安定した水の供給を推進するため、老朽管の布設がえ、配水管の新設、他事業に伴う水道管の布設工事を実施しております。

最初に、老朽管の布設がえ事業でございます。毎年計画的に実施しております石綿管布設がえ工事でございますが、平成22年度につきましては、町営住宅住吉団地付近の浜河原3号線配水管布設工事、牧之原市坂部地区の岩昌寺北側の前玉宮前線配水管布設工事を実施する予定でございます。また、その他の老朽管布設がえ事業も順次実施予定で、すべての工事を9月中に発注する予定でございます。

次に、配水管の新設工事でございますが、牧之原市細江地区の皆様の新たな水需要に対応するために、主要地方道焼津榛原線に口径75ミリの配水管を布設する予定でございます。

最後に、他事業に伴う水道管の布設工事でございますが、道路改良関連事業としまして、都市計画道路榛南幹線及び広域農道の2本、公共下水道事業関連に伴う工事としまして、住吉地区と川尻地区の約1,052メートルの布設及び布設がえ工事を計画しております。これら他事業に伴う工事につきましては、島田土木事務所、志太榛原農林事務所、都市建設課、下水道課等事業関係者と十分な協議、調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、建設工事の発注見通しにつきまして御報告申し上げます。

建設工事の発注見通しにつきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定に基づきまして、毎年度公表することとされており、閲覧やホームページに掲載する方法で公表を行っております。

今年度の状況は、全体で42件の発注を予定しており、工事の種類別の内訳といたしましては、土木一式工事が24件、水道施設工事が9件、塗装工事等その他の工事が9件の予定でございます。入札方式の内訳といたしましては、抽選型指名競争入札の案件が32件、制限付き一般競争入札の案件が10件であります。

発注状況につきましては、8月末までの発注済みの案件は4件にとどまっておりますが、9月末までの発注予定は30件を予定しており、上半期では34件、80%強を予定しております。また、残り8件の発注予定案件につきましても、年内に発注を予定しており、早期発注に心がけてまいりたいと考えております。

なお、この発注見通しにつきましては、毎年10月1日をめどに見直しを行い、変更がある場合には変更後の発注見通しの公表を行っております。

公共工事に対する町民の皆様のご信頼の確保と、これを請け負う建設業の健全な発展を図ることを目的といたしまして、今後も入札及び契約の適正化に努めてまいります。

最後に、上海・浙江省交流使節団派遣につきまして御報告申し上げます。

ただいま中国上海市では万国博覧会が開催されており、上海万博会場は、連日大勢の人でにぎわっております。

上海万博を富士山静岡空港の利活用促進につなげようとする静岡県は、8月16日から22日までの間、上海万博会場におきまして、静岡県の魅力をアピールする「静岡ウィーク」を開催いたしました。「静岡ウィーク」開催期間中、日本産業館特設ステージでは、県内の24市町が多様な出展を行い、静岡と地元市町をアピールいたしましたが、当町もこれに参加するため浙江省交流使節団を派遣し、8月17日の夕方から夜にかけて2回のステージ出展を行いました。

万博会場のお客様に吉田町を知っていただくよう、ステージでは、吉田町の名所や特産品

などを紹介する映像の上映や、町に関するクイズを出題したほか、多言語で作成したリーフレットを配布して、吉田町のPRを行ってまいりました。

今回のステージ出展で多くの方々に吉田町の魅力を感じていただき、今後、富士山静岡空港を利用してたくさんの中国の方々が吉田町に立ち寄っていただけるようになることを期待しております。

また、現在静岡県では、富士山の標高にちなんで3,776人を友好都市である中国の浙江省に送る「ふじのくに3776友好訪中事業」を行っておりますが、この事業への参加依頼もありましたことから、7人の使節団員を参加させることにいたしました。一行は18日、19日の両日、浙江省に滞在し、静岡県内の企業でありますヤマハ株式会社の工場視察などを行い、海外進出企業の抱えている課題や中国人労働者の気質等中国経済の一端を垣間見ることができたとの報告を受けております。

以上、町政運営の一端を申し上げましたが、今年度は公約実現に向けて集大成の年と位置づけ、全力で取り組んでまいりますので、議員におかれましても、町政運営の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の行政報告といたします。

○議長（増田宏胤君） 次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、中島博範君。

〔監査委員 中島博範君登壇〕

○監査委員（中島博範君） 平成21年度吉田町各種会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について監査を行いましたので、御報告いたします。

監査の対象は、平成21年吉田町一般会計歳入歳出決算、平成21年度土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成21年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算、平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成21年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成21年度吉田町水道事業会計決算、平成21年度吉田町物品調達基金の運用状況、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算でございます。

審査の時期は、平成22年7月22日、23日に特別会計及び水道事業会計を行いました。それから、平成22年7月28、29、8月2日、3日、一般会計及び物品調達基金の運用状況、8月3日、島田・榛原地区広域市町村圏協議会について審査を行いました。

審査方法としましては、町長から送付されました各種会計歳入歳出決算書及び附属書類について計数の確認を行ったほか、財政状況及び予算の執行状況について資料を求め、これを審査しました。

審査の結果でございますけれども、各種会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、それぞれ計数的に誤りのないものであることを認めました。

決算の概要について御報告いたします。お手元の平成21年度各種会計決算審査意見書2ページをごらんください。

平成21年度一般会計及び特別会計の予算現額合計146億974万9,000円、これは対前年度比8億9,301万1,000円の減、率としては94.4%でございます。収入は146億6,702万2,000円、対前年度比4億4,893万6,000円の減、率としまして97%でございます。歳出は140億6,944万9,000円、対前年度比5億4,541万5,000円の減、率は96.3%で、予算現額に対する執行率は

96.3%となりまして、前年度との比較では1.9ポイントの増となっております。実質収支額は5億8,149万6,000円で、対前年度比9,669万2,000円の増額で、率は119.9%、前年度は63.5%でございます。

次は一般会計ですが、平成21年度の一般会計歳入歳出額は、歳入額95億6,001万5,000円、歳出額91万765万円、差し引き残額は4億5,296万5,000円で、22年度への繰越財源は、1,607万7,000円を差し引きますと実質収支額は4億3,688万8,000円となります。平成20年度との比較では、歳入額では2億5,760万9,000円の減、歳出額では3億1,793万8,000円の減となります。実質収支額4億3,688万8,000円は、前年度比6,053万8,000円増となります。

次に、歳入決算額の概要でございますけれども、収入済額を自主財源と依存財源に分類しますと、自主財源は70億2,099万2,000円で、構成比率73.4%、前年度は81%でした。依存財源は25億3,962万2,000円で、構成比率26.6%であり、自主財源比率が前年度より7.6%の減となっております。

自主財源は、前年度比で主に繰入金が増額したものの、町税が5億6,567万3,000円、繰越金3億3,187万9,000円、諸収入2億6,118万円がそれぞれ減額となり、決算額で前年度比9億3,052万7,000円、11.7%の減額となっております。

依存財源は、前年度比で主に自動車取得交付税2,895万1,000円、地方譲与税798万1,000円、県支出金205万6,000円等がそれぞれ減額し、国庫支出金5億3,375万円、地方債1億4,930万円、地方消費税交付金1億1,595万7,000円がそれぞれ増額し、決算額で前年度比6億7,291万7,000円の増額となりました。

歳入決算額に対する地方債比率は5.1%、前年度は3.4%でございましたので、地方債依存度が高くなっております。

4ページは、収入済額の款別の内容でございます。

収入済額の本年度の特徴としまして、前年度と比較しますと、町民税では個人が2,781万3,000円の減、法人は4億6,524万8,000円の大幅減となっております。

固定資産税5,370万6,000円減、景気低迷による事業活動の影響と思われます。軽自動車税172万5,000円の増、たばこ税1,552万9,000円、都市計画税510万2,000円の減で、町税総額で58億1,287万9,000円の収入済額となり、前年度より5億6,567万3,000円、率としまして8.87%の減額となりました。

5ページの表は、過去5年間における町税収入率の状況でございます。

収入未済額は、前年度に対し3,879万円増加しまして3億3,053万7,000円となり、不納欠損額は、前年度より364万1,000円少ない1,678万4,000円を計上することになりました。

本年度の現年度分収納率は98%と前年度並みの数字となり、平成17年度以降98%台を維持しております。今後も、税負担の公平化から、長期及び高額滞納者に対する徴税に努めていただきたいと思います。

次に、歳出決算額の概要でございますけれども、歳出予算額95億2,490万7,000円に対し、支出済額は91億765万円で、執行率は95.6%、前年度は93%でございます。不用額は3億4,756万円、前年度より2億432万7,000円の増となっております。支出済額91億765万円は、前年度よりも3億1,793万8,000円減で、総務費は5億7,415万円増額であったが、減額となった主な内容は、民生費2億6,767万5,000円、土木費1億2,724万2,000円、諸支出金3億9,514万5,000円等でございます。

6 ページの表は、歳出決算額の款別の内容でございます。

また、表の下から7 ページまでの款別の主な事業支出額及び特徴的な事業内容でございます。この事業内容は、このほかにも事務事業の改善、老人福祉、児童福祉、交通安全対策、防災事業等幅広い事業の推進が図られております。

次に、特別会計ですが、吉田町土地取得事業特別会計については、歳入総額1億3,584万8,282円、歳出総額1億3,584万7,952円、差し引き残額330円の決算内容であります。歳出内容は、土地開発基金への積立金8万8,000円、用地先行取得債の償還金1億3,575万9,952円、合計1億3,584万7,952円であります。

平成21年度土地残高は、土地取得事業特別会計分11億636万3,923円、地積にしまして2万4,799.55平方メートル、町債分11億6,110万円、地積にしまして6万4,675.50平方メートルでございます。

当該事業に関する歳入歳出会計処理及び事務事業は合法的に処理されておりました、財産運用も適正であることを認めます。

次に、国民健康保険事業特別会計につきまして、歳入総額23億4,794万9,403円、支出総額22万5,864万7,926円、差し引き額8,800万1,477円の決算内容であります。

歳入を前年度と比較しますと5,500万2,000円の増額であり、この要因は、療養給付金等交付金7,019万3,000円減額したものの、共同事業交付金3,039万2,000円、国庫支出金1億565万6,000円等の増額によるものでございます。

国保税の調定額に対する収入率は76.6%、前年度は74.4%でございました。収入未済額は2億7,930万9,000円、前年度は2億6,871万3,000円でございます。

歳出を前年度と比較しますと3,742万7,000円の増額であります。この要因は、共同事業拠出金が374万4,000円、老人保健拠出金2,792万9,000円が減額したものの、介護納付金69万5,000円、保険給付金1億219万8,000円、諸支出金38万5,000円等の増額によるものです。

保険給付状況は、療養諸費で一般被保険者10万7,801件、費用額で17億4,784万3,000円、退職被保険者8,988件、費用額1億3,826万円となっております。高額医療費では、一般被保険者が1,899件、1億1,400万1,000円、退職被保険者125件、1,036万8,000円となっております。保険事業費は906万4,000円で、執行率は94.5%の内容でございます。

後期高齢者支援金等は、社会保険診療報酬支払基金へ3億4,040万5,000円が納付されており、前年度は3億180万8,000円でございます。なお、調定額の大きい現年度分の国保税の収納率は、89.2%と前年度よりも1.3%低下し、過去5年間で最低となりました。一方、不納欠損額は、280万6,000円増の2,031万5,000円となっております。

国民健康保険事業の歳入歳出に対する事務事業処理は、事業計画並びに定義に準じて適当であることを認めます。

国保財政の健全な運営を図るため、今後も被保険者の健康づくりと疾病予防を推進するとともに、職員による訪問徴収等、滞納者への接触を多く図るとともに、滞納額の減少と徴収率の向上に努めていただきたいと思います。

9 ページ上段、国保税の過去5年間の収入率等の推移表でございます。

次に、吉田町老人保健事業特別会計につきまして、歳入総額1,111万1,347円、歳出額1,062万5,667円、差し引き残額48万5,680円の決算内容であります。歳入歳出を前年度と比較しますと、歳入では2億837万7,835円、歳出では2億491万1,708円の大幅な減額となって

おります。

歳入は、繰越金2,691万6,000円、支払基金交付金9,136万円、一般会計繰入金2,033万1,000円、国庫支出金5,608万4,000円等が減額となっております。

歳出では、老人医療給付金1億6,473万1,000円、老人医療支給費725万6,000円、一般会計拠出金3,189万7,000円等が減額となっております。

老人保健事業における歳入歳出処理は、事業計画を基調とし、諸事情の変化に迅速に対応処理されており、適正に執行されていることを認めます。

次に、吉田町後期高齢者医療事業特別会計につきましては、歳入総額1億8,812万6,121円、歳出総額1億8,803万7,221円、差し引き残額8万8,900円の決算内容であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億5,803万2,300円、一般会計繰入金2,390万3,400円であり、その内容は、特別徴収保険料9,780万7,500円、普通徴収保険料6,014万7,300円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合給付金1億8,772万6,100円であり、その内容は、後期高齢者医療保険料1億5,842万2,000円、低所得世帯の均等割減額分2,131万5,900円、社会保険被扶養者の均等割減額分798万7,500円であります。

後期高齢者医療事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、諸事情の変化に迅速に対応されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、吉田町介護保険特別会計ですが、歳入総額14億1,824万5,410円、歳出額13億8,924万3,451円、差し引き残額2,900万1,959円の決算内容であります。

歳入は、保険料2億9,015万590円、国庫支出金2億9,302万6,430円、支払基金交付金3億9,535万8,000円、県支出金1億9,934万4,672円、繰入金2億2,651万672円、繰越金1,350万1,102円が主なものでございます。保険料の調定額に対する収入率は98.1%、前年度も98.1%で、収入未済額466万5,656円となり、不納欠損額は92万6,992円が発生しております。

歳出は、総務費3,437万5,000円、保険給付費13億892万8,183円、地域支援事業3,305万3,268円、基金積立金487万4,000円が主なものでございます。保険給付費のうち、介護給付費12億3,504万8,486円の伸びが大きく、前年度比3,395万5,058円増となっております。

介護保険事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、事業計画及び諸規定に沿って適正に処理されていることを認めます。

なお、10ページ下段より11ページ、被保険者の状況、要介護認定者関係、保険給付状況の各表でございます。

次に、吉田町公共下水道事業特別会計ですが、歳入総額10億512万7,919円、歳出総額9億7,939万7,353円、差し引き差額2,573万566円でございます。

歳入は、公共下水道受益者負担金2,918万9,420円、下水道使用料現年分631万974円、過年度分45万8,489円の合計6,357万9,463円、国庫補助金8,000万円、一般会計繰入金6億333万7,000円、町債2億430万円が主なものでございます。前年度との比較では、受益者負担金479万5,460円減、下水道使用料174万9,043円増、一般会計繰入金6,036万6,000円、町債1億160万円減となり、総額では8,394万2,920円の減額となっております。

歳出の主なものは、管渠建設費3億7,566万8,650円、管渠維持管理費552万2,627円、浄化センター維持管理費9,648万1,351円、公債費5億172万4,725円でございます。前年度との比較では、管渠建設費4,923万9,933円の増、浄化センター維持管理費905万357円増、公債費1

億4,762万2,423円減となり、総額で9,089万9,000円の減額となっております。

管渠建設費は、公共管渠建設費1億6,000万円、町単管渠建設費1億7,902万2,039円、町単排水設備建設費400万7,220円となっております。

公債費は、償還金元金2億9,913万1,335円、償還金利子2億250万3,390円でございます。

公共下水道事業における歳入歳出に関する会計処理及び建設事業内容は、事業計画及び諸規定に基づき、適正に執行、処理されていることを認めます。

次に、企業会計の吉田町水道事業会計でございますけれども、平成21年度の業務量は、総配水量485万1,198立方メートル、これは前年度比5万7,256立方メートルの増でございます。総有収水量は422万4,120立方メートルとなっております。給水件数は1万2,939件、給水人口3万3,521人、うち吉田町2万9,008人で、給水普及率は92.6%、前年度は92.6%でございます。

12ページの下段、13ページの上段の表は、ごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、まず収入の部でございますけれども、水道事業収益が、平成21年度5億1,700万1,803円、平成20年度が5億2,354万98円でしたので、前年度比653万8,295円の減、支出におきまして、水道事業費用は、平成21年度4億6,192万3,546円、20年度4億2,922万9,087円で、前年度比3,269万4,459円増となっております。

経常利益でございますが、平成21年度5,507万8,257円、平成20年度9,431万1,011円でしたので、前年度比392万2,754円の減額となっております。

資本的収入及び支出につきましては、まず収入でございますけれども、資本的収入が、平成21年度1億1,558万9,500円、平成20年度7億3,015万7,400円、前年度比6億1,456万7,900円の減額となっております。資本的支出でございますけれども、平成21年度3億6,898万6,924円、平成20年度9億8,078万415円、前年度比6億1,179万3,491円の減額となっております。差し引き不足額でございますけれども、平成21年度2億5,339万7,425円のマイナス、平成20年度2億5,062万3,015円のマイナスで、対前年度比277万4,400円の減額となっております。

資本的収入が資本的支出に不足する額2億5,339万7,420円の補てん財源は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分損益勘定留保金1億1,479万872円、過年度分消費税資本的収支調整額3,860万6,552円でございます。

水道事業収益の営業利益は、水道料金5億1,051万6,642円、修繕工事収益8万5,578円、指定工事事業者登録料等の手数料47万6,900円、消火栓維持管理料129万8,400円で、営業外収益は、預金利息78万7,997円、その他雑収入363万3,286円となっております。

営業費用の主なものは、漏水修理、施設修理、量水器取りかえ・修理等の修繕料1,665万703円、ポンプ稼働用電気料の動力費2,837万1,232円、施設警備、計装設備保安点検、漏水調査等の委託料1,085万3,630円、建物、構築物、機械及び装置、車両等の有形固定資産減価償却費2億515万683円でございます。営業外費用の主なものは、企業債利息7,825万8,912円、開発償却費1,011万6,000円となっております。

資本的収入は、財務省及び地方公共団体金融機構からの企業債6,100万円、消火栓設置に係る出資金1,263万5,700円、工事負担金4件2,998万3,800円、加入分担金221件1,139万9,936円となっております。

資本的支出の主なものは、建設改良事業に伴う設計業務等の委託料4,340万円、建設改良

工事費 2 億1,800万6,000円、企業債償却金9,402万3,674円等となっております。

企業債未償還残額は、政府資金18億7,837万3,022円、公庫及び機構資金14億3,398万6,320円の合計33億1,235万9,342円となっております。

契約金2,000万円以上の工事請負額は、第4水源外1施設自家発電施設設置工事4,338万6,000円、塩谷上川原線配水管布設がえ工事2,361万9,750円、西の宮線配水管布設がえ工事（第1工区）2,165万1,000円、西の宮線配水管布設がえ工事（第2工区）2,046万1,350円でございます。

提出された決算書、決算附属書類等の内容について決算審査を行った結果、地方公営企業法及び事業計画に基づき、事業に関する歳入歳出会計処理及び事務事業は合法的に処理されており、財産運営も棚卸資産管理も適正であることを認めます。

石綿管の更新2,057メートルと減少してきましたが、残りの布設がえ工事箇所が、作業的に配水管布設場所の変更を伴う難しい工事箇所が多くなっております。

今後の水道事業運営に当たっては、より効果的な事業運営を努めていただき、今後も、市民が安心しておいしく飲める安定した水道水の供給をお願いしたいと思います。

次に、島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出でございますが、歳入決算額は26万8,231円で、予算現額に対して99.7%でございます。

分担金及び負担金の決算額は17万4,000円で、構成市町別の内容は、島田市10万6,000円、吉田町4万3,000円、川根本町2万5,000円となっております。

歳出は、予算現額26万9,000円に対して決算額は26万8,231円で、執行率は99.7%で、不用額は769円でございます。また、決算額26万8,231円は、前年度より1万1,000円増の4%であり、歳出の主なものは、広域ふれあい事業のふれあい合唱祭に対する補助のほか、必要な人的支援でございます。

以上が審査に付された平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算及び附属書類に関する審査の概要でございます。収支ともに適正であることを認めます。

当協議会は、昭和45年7月設立の島田・榛原地区広域市町村圏組合を前身とし、当圏域の広域市町村計画の事業実施の連絡調整を図ってきたところであるが、市町村合併等が終えたとして、平成22年3月21日に協議会を廃止することになりました。

圏域内の交流や構成市町間の情報発信など、これまでの当協議会の果たした役割は大きく、関係各位に深く敬意を表する次第でございます。

次に、物品調達基金の運用状況ですが、基金運用に係る収入金額は、前年度からの繰越金363万6,343円、本年度売り上げ金額558万5,535円等で、合計922万2,532円となっております。

支出金額は、本年度仕入れ金額544万3,449円、一般会計繰出金654円で、合計544万4,103円となっております。差し引き現金は377万8,429円で、期末棚卸額、伝票等々でございますけれども、22万1,571円となっており、基金運用残高は、条例に定める基金の額である400万円で、回転率は1.4%となっております。

物品調達資金運用の事務処理は、諸帳簿、伝票処理及び棚卸管理等、適正に処理されていることを認めます。

最後に、平成21年度決算審査の総括でございますけれども、審査に付されました各種会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令、諸規定に基づき作成され、歳入歳出額は予算作成の基本に準じて、事業目的に沿って執行されており、それぞれが計数的に正確

であり、平成21年度の会計処理及び行政事業執行が適正に処理されていることを確認しました。

予算の執行状況はおおむね良好であり、所期の成果が得られたと認められます。

平成21年度町税の収入額は、町民税個人・法人、固定資産税等の減収により前年度を下回る決算額となりました。

円高の進行などの不安材料が続出し、景気回復に不透明感があり、この経済情勢下においては、施策の緊急度、優先度を考慮して、財源の計画的な配分を図るとともに、事業事務の効率化に努め、財源を有効に活用し、町民ニーズにこたえられるよう、迅速な事業推進をお願いしたいと思います。

以上、平成21年度決算審査報告といたします。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、各種監査結果の報告につきましては、お手元に資料を配付させていただいておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。監査報告といたします。

○議長（増田宏胤君） 御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時35分とします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時33分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（増田宏胤君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を総務文教常任委員会委員長から報告願います。

5番、藤田和寿君。

〔総務文教常任委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。

それでは、総務文教常任委員会から議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成22年7月14日、役場4階第2会議室におきまして、午後1時より、出席委員数7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

調査案件の健康と福祉に関する調査について、町内の介護保険施設の視察を行いました。まず、アサヒサンククリーンの施設に伺いました。県下でも珍しい開設3番目の小規模多機能施設であること、グループホームとデイサービスの複合型施設であることなどの説明を受け、施設内を見学いたしました。その後、質疑を行いました。

委員。現在の利用状況と施設職員は何名か。

職員。平均して1日当たり50名の方が利用しています。グループホームは9名の方、小規

模多機能は15名です。対応する職員は9名で、そのうち非常勤は6名です。

委員。この施設の特徴は。

職員。元の開業医の施設を利用しておりますので、アットホームな施設となっております。また、利用者にとって楽しみは食事です。その食事をすべて施設内の厨房でつくっており、好評をいただいております。

委員。吉田高校の福祉科の生徒さんたちが実習を行っていたが。

職員。吉田高校の卒業生多数が、卒業後、弊社に就職しています。学校から講演を頼まれているなど交流を行っております。また、学校に近いこともあり、積極的に実習を受け入れております。

委員。何か課題があれば。

職員。町指定の施設であり、地域密着を目指しておりますが、周辺に民家が少なく、地元との交流がなかなかとりづらく、自然災害発生時等の対応など連携が心配です。また、来客駐車場スペースが少ないため、来場者の方の受け入れに苦慮しております。

その他質疑を行い、アサヒサンククリーンの施設の視察を終了し、片岡杉の子園へ移動しました。杉の子園到着後、2階会議室で吉永施設長さんと袴田さんから、1階定員50名の長期入所施設、2階定員20名の短期入所生活介護、定員25名の通所生活介護、そして居宅介護支援センターなど施設概要、そして、ここは生活の居場所、家の考えで運営しているなど説明を受けました。その後、2班に分かれ施設を見学後、質疑を行いました。

委員。施設利用希望者の待機状況はいかがですか。

職員。現在およそ100名の方が待機されています。順番待ちでなく、県の指針で介護度の点数が高い方から順次入所されています。外部人員の方を含めた判定会を開き、適時決めております。

委員。運営上で御苦労されている点は。

職員。看護師の確保に苦労しています。医療措置や対象看護師の人数により介護報酬が変化する点と、介護サービス品質の確保です。

委員。吉田高校生が実習されていたが。

職員。2年生と3年生が実習を年2回行っております。実習課程の変更で2年生から実習が増えております。また、吉田高校のOBの方々がたくさん働いております。

その他質疑を行い、視察を終了いたしました。

次回委員会は7月27日午後1時より引き続き町内3施設の視察を行うことを確認し、委員会を閉会いたしました。閉会時間は午後3時40分でした。

平成22年7月27日、役場4階第2会議室におきまして、午後1時より、出席委員数7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

調査案件の健康と福祉に関する調査について、町内の介護保険施設の視察を行いました。

まず、現在工事中の総合障害者自立支援施設「あつまりーナ」の視察を行いました。工事現場監督の案内で、9割方完成の施設内の説明を受けました。ブラウン系の配色が基調の優しく温かな印象を受けました。3障害の方々の自立を支援する施設として細かな工夫と配慮がなされておりました。また、前庭のオープンスペースの工事や駐車スペースも急ピッチで行われており、地域との交流が期待できます。

委員。柱や壁がコンクリートの打ちっ放しであるが、利用者がぶつかる等可能性があるが。

監督。設計の意向であえてコンクリートの素地を出しております。表面を特殊処理し、高級感を出しております。

委員。中庭周辺のガラスに飛散フィルムを張っているが、余りにもきれいでガラスがあるのに気がつかない等心配があるが、何か工夫されるか。

監督。現設計はこのままですが、対応は十分可能です。

他、質疑を行い、次の「はあとふる」へ移り、社会福祉協議会関係事業の視察を行いました。冒頭、高橋事務局長から各職員の紹介を受け、各施設を回り、説明を受けました。まず、特定高齢者向けのパワーリハ教室へ、健康運動指導士の山本さんの大きなかけ声のもと、ボランティアの増田さんほか多数のサポート体制で、参加者が6種類の機械を使い、日常の動作能力の向上に励んでおりました。

次に、老人福祉会館に入り、施設の確認と利用者の方々に利用状況などを伺いました。

次に、デイサービスセンターに案内され、責任者の方から説明を受けました。ちょうど輪投げ大会で、得点を争っておりました。本日は7名のスタッフで20名の受け入れを行っております。

最後に、4月から役場5階から移った地域包括支援センターについて説明を受け、質疑を行いました。

委員。役場より「はあとふる」内に移り、受け付け等の利用者の不都合はあるか。

職員。高齢者支援課とは常に連絡をとり合って対応しております。特に週1回定期的にミーティングを開き、確認しております。

委員。昨年度までは臨時職員を含む体制であったが。

職員。主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の4名体制でしたが、1名増員し、現在は5名体制です。

その他質疑を行い、質疑を終え、特別養護老人ホーム住吉杉の子園へ移動しました。到着後、2階会議室において職員より説明を受けました。片岡杉の子園と違い、全室個室の新型特養の介護老人施設で、10室を1ユニットで、キッチン、トイレ、浴室を備えております。長期が5ユニット50名、短期入所生活介護で2ユニット20名、それにデイサービスで25名の3事業を行っているということでした。その後、2班に分かれ、1階から3階までの施設内の案内を受け、質疑を行いました。

委員。町内の利用者数は。

職員。開業時は、80名の中、うち55名の方が吉田町の方でしたが、現在は28名です。

委員。施設利用者と職員の年齢は。

職員。平均年齢は85歳です。最高齢者は、101歳の男性の方です。また、職員の平均年齢は40歳前後です。

委員。片岡杉の子園とともに待機者が大勢いると伺ったが、今後の計画は。

職員。住吉を建設後、介護報酬の見直しがあり、償却等の資産が変わってしまっております。見ていただいたとおり、初期投資が巨額であり、今後については慎重に検討していきたい。

その他質疑を行い、視察を終了いたしました。

次回委員会は、8月5日午後1時より町内児童福祉施設の視察を行うことを確認し、委員会を閉会いたしました。閉会時間は午後4時10分でした。

平成22年8月5日、役場4階第2会議室におきまして、午後1時より、出席委員数5名、1名欠席、1名遅刻、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

調査案件の健康と福祉に関する調査について、町内の児童福祉施設の視察を行いました。

放課後児童クラブ3カ所の施設について、各施設、待機者もなく、空調のきいた好環境で、指導員の適切な配置のもと運営されておりました。

また、5保育園の園庭と遊具等設備について、遊具の定期点検を年に5回行い、非破壊検査も年1回行っている。砂場の消毒を年2回行い、それ以外に砂の入れかえなどを行っており、管理されておりました。また、ブランコ等安全確保が難しい遊具については、必ず保育士の指導のもとでしか使用できないように処置されておりました。時節柄、各園ともプールを利用しておりましたが、カラスやサギなどが水浴びに来るため、鳥対策、また、砂場に來る猫のふん対策に工夫をされておりました。

次に、行程順に各施設について。

1番目、自彊小学校放課後児童クラブ。夏休み中は、午前と午後の2班に分かれ、学校のプールを利用。指導員の指導のもとに、宿題等に取り組んでおりました。

2番目、わかば保育園。昨今の猛暑、園庭内には日影が少ないので、熱中症対策で木陰が欲しい、砂場に藤棚があればなどと意見が出ました。

3番目、中央小学校放課後児童クラブ。夏休み中の午前中は、児童館利用者との混雑を避けるために、集団引率で学校プールを利用。午後は、人数が多いので、図書館やホールなどに分かれ保育。

4番目、さゆり保育園。調整池を兼ねる園庭と排水溝、2階のプール、階段、外壁、ユニークな手洗い場兼ねた箱等を確認しました。

5番目、すみれ保育園。建築基準法改正前の施設で、耐震基準が他施設より不足。実施計画では、平成24年度基本設計予定であること。遊具や保護者会が手づくりのプールをつくり、伝統を感じた。砂場ではカラー帽子での紫外線対策等がなされておりました。

6番目、あやめ保育園。現在、在園児25名。広い園庭、大きな藤棚など木陰が多い環境。空き部屋は子育て支援事業などに有効利用されている点を確認しました。

7番目、住吉小学校放課後児童クラブ。学校施設内の好位置に配置、施設前を湧水が流れ、タナゴやフナがいて、木陰に囲まれた好環境でありました。

8番目、さくら保育園。目が届きやすいようにU字型の園舎。まだ木が成長していないので木陰が少なく、砂場によしず等で日影をつくっておりました。園庭隅には、保護者会で畑を開墾し、キュウリ、枝豆、サツマイモなどを収穫し、収穫祭など開催していることを伺いました。

なお、その他、途中、各施設で質疑を行いました。

次回委員会は8月24日午後9時に行うことを確認し、委員会を閉会いたしました。閉会時間は午後4時でした。

最後に、8月24日の委員会の報告をいたします。

4階第2会議室におきまして、午前9時より、出席委員数は7名、うち2名遅刻、当局から会計管理者兼会計課長、総務課長、企画課長、税務課長、町民課長、社会福祉課長、健康づくり課長、高齢者支援課長、教育委員会事務局長の出席をいただきました。定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

初めに、連合審査について議会事務局長より説明がありました。

次の報告事項に入る前に、報告事項に関係のない担当課に退席いただき、9月議会に上程を予定されている議案についての概要を各担当課長より報告いただきました。

報告事項を終了した後、議会閉会中の調査案件に入るため、当局の皆様には御退席いただき、調査案件について協議を行いました。

過去3回の委員会での町内視察をしての意見を各委員からいただきました。

委員。福祉関連のボランティアや施設活用のPR不足を感じた。

委員。看護師の処遇改善の必要性を感じた。

委員。介護施設の運営の厳しさを痛感した。助成等検討は。

委員。現在、入所より在宅に力を入れている。生きがいづくりが必要である。

委員。施設によってそれぞれ違いがあるが、利用者は充実しているか、また、ニーズに合っているかどうかである。

委員。年1回は施設視察を行う必要を感じた。また、遊具等の点検報告を定期的に求め、確認を行いたい。

委員。介護現場の実態を感じ、支援の必要性を感じた。

委員。施設等の確認はできたが、需要等に応じて民生委員やケアマネジャーなどの意見を確認し、実態を把握する調査の必要を感じた。

その後、協議を行いました。

次に、健康と福祉に関連する先進市事例の候補を紹介し、視察先の検討を行いました。各委員から出された意見に対し、参考になる事例を正副にて検討し、次回委員会に案を提出し協議することと、また、閉会中の調査案件について、引き続き健康と福祉について継続調査することについて委員にお諮りしたところ、全員異議なく決定しました。また、今後の日程につきましては、9月8日9時からと9月9日9時から連合審査、13日9時から委員会の確認を行い、委員会を閉会しました。閉会は11時25分でした。

以上、議会閉会中の総務文教常任委員会活動報告です。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

---

### ◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長（増田宏胤君） 日程第5、議会改革特別委員会委員長報告を議会改革特別委員会委員長から報告願います。

13番、八木 栄君。

〔議会改革特別委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

議会改革特別委員会の報告をします。

平成22年6月8日火曜日午前9時より、役場4階第1会議室にて、第22回議会改革特別委員会を開催。出席委員は7名全員です。本日の協議事項は、まちづくり意見交換会のまとめです。5月26日に行われましたまちづくり意見交換会について、委員より感想を述べていただきました。

委員。意見を言いやすかったのでまたやりたいという評価を得ましたので、今後も実施したい。

委員。参加者から、楽しかったという感想をいただいた。今後の期待もあるので、定着化を図りたい。男性よりも女性のほうが多く御意見が出ていた。かしこまっていない分、多くの意見が出たと思う。

委員。出席率もよく、充実した意見が多く出た。もう少し参加者が多くてもよいと思う。

委員。議会報告会では意見を言う人が限定されやすいが、ワークショップでは全員から多くの意見が出た。

委員。今回は住民との親近感を味わった。参加者の絞り込みをした上でこのような機会を多くつくるのが重要であると思った。

委員。ざっくばらんな中ででき、よかったことに加え、議会を身近に感じてくれたと思います。意見交換を進めるに当たり、雰囲気づくりの大切さを学んだ。住民の方は発言の場を求めているように感じた。住民と密接になる場は必要である。

委員。ファシリテーターは大変だったと思いますが、楽しく語り合う工夫が必要だと思う。

以上が委員から出された感想です。

委員長としての感想は、意見交換会の内容が充実していたと思います。また、ワークショップにより、議員と町民とが分け隔てなく意見を出し合うことができたので、よかったと思います。

次に、今回の意見交換会の報告をどのようにするかということについて協議しました。協議の結果、各グループごと、テーマに沿ってまとめることになりました。まちづくり意見交換会報告書の案を藤田委員が作成してくれることになりました。でき上がった報告書の案を全員協議会にて諮り、その後、参加者や関係各位に配布することに決定しました。

続いて、今後のまちづくり意見交換会の進め方について協議しました。協議の結果、まちづくり意見交換会と議会報告会とは切り離して考え、議会報告会については年1回以上実施、まちづくり意見交換会については必要に応じて開催するというように決定し、今後、議会報告会とまちづくり意見交換会を正式に行っていくことに議会改革特別委員会としては決定されました。また、この2点については、これからつくられる議会基本条例に盛り込むことに決定しました。

次に、議会基本条例について協議しました。これまで当委員会において集められた栗山町議会、島田市議会、伊賀市議会、牧之原市議会、御船町議会の議会基本条例の内容を検証し、協議した結果、議会改革特別委員会としましては、御船町議会基本条例を手本として吉田町議会基本条例をつくっていくことになりました。また、委員より、平成23年3月議会にて条例の制定を目指すのであるならば、今後の日程について考える必要があるという意見がありました。

休憩をとり、その後、予算・決算の審査について協議しました。議会事務局より、予算・決算の審査については、6月の課長会議にて報告しました。9月議会から導入していく上で

は周知もしていかなければならないので、7月ころまでには何とかしていただきたいと報告がありました。日程的に厳しいが、何とか結論を出せるよう委員にお願いし、協議しました。協議の結果、議会改革特別委員会にて、連合審査導入の背景と目的、審査方法、日程など素案をつくり、全員協議会にて諮り決定したならば、議会運営委員会で諮り、当局へ提案していただくように決定しました。

次に、議員の各種審議会役職について協議しました。まずは事務局より現状について説明がありました。その後、見直しの基準や見直しの必要がある機関について協議し、再確認をしました。この件につきましては、再度当局へお願いすることになりました。

次回議会改革特別委員会の開催は、6月15日、連合審査についてであることを告げ、本日の委員会を閉会しました。散会は11時20分でした。

平成22年6月25日火曜日午後1時30分より、役場4階第1会議室にて、第23回議会改革特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。本日の協議事項は、連合審査についてです。

全員協議会にて予算・決算審査方法を連合審査に決定したため、本日は、9月議会に向け、連合審査の日程や時間割、また、連合審査の流れについて修正案を作成することとしました。また、連合審査導入の背景についても協議しました。なお、必要な資料が整い次第、正副委員長と総務文教常任委員長とで当局と打ち合わせることに決定しました。

次に、議会基本条例について協議しました。熊本県御船町議会基本条例をベースに吉田町議会基本条例を検討していくこととしているため、御船町の議会基本条例を朗読し、その後、御船町の議会基本条例に対し、当町の議会基本条例をどのように考えるか協議しました。協議の結果、次回、各委員が内容について1項目ごとに考えを述べることとし、意見が言えるように自分なりの条例案を考えてくるようお願いしました。

次回の議会改革特別委員会開催は、7月6日、議会基本条例案の検討であることを告げ、本日の委員会を閉会しました。散会は3時59分でした。

平成22年7月6日火曜日午前9時から、役場4階第1会議室にて、第24回議会改革特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。本日の協議事項は、議会基本条例案の検討です。

吉田町議会基本条例案の目次を藤田委員がつくってきてくれたので、その目次をベースに内容を精査していくこととしました。各委員が考えてきた条例案を、第1章から御船町の議会基本条例に沿って一つずつ各委員の意見を聞き、検討しながら進めてきました。議会改革の中の三つのキーワードについても、基本条例の中に入れて検討していきました。前文についても載せることとしました。全体的には町の例規のつくり方に合わせることにしました。一通りの形をつくることができましたが、幾つかの点でまとまらないところがあるため、その点について次回の特別委員会開催までに個々に考えてくるようお願いしました。

次回の議会改革特別委員会の開催は、8月4日午前9時から、議会基本条例の検討であることを告げ、本日の委員会を閉会しました。散会は午前11時43分でした。

平成22年8月4日水曜日午前9時から、役場4階第1会議室にて、第25回議会改革特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。本日の協議事項は、議会基本条例の検討です。

前回の特別委員会にてつくり上げた吉田町議会基本条例の原案を朗読。その後、条例案をまとめてくれた藤田委員より1ページずつ内容の説明をしていただき、これをもとに内容の協議をしていくこととしました。基本条例すべての文章について、1ページより見直しを行いました。また、11月に予定されています議会報告会にて、議会基本条例、連合審査、議員

の各種審議会役職について現状報告をする必要があることから、これらのことについてまとめておくこととしました。

次回議会改革特別委員会の開催は、8月26日午後1時半から、1、議会基本条例について、2、議会報告会について、3、各種審議会等附属機関への参画について、4、連合審査会の進め方についてであることを告げ、本日の委員会を閉会しました。散会は11時47分でした。

平成22年8月26日木曜日午後1時30分から、役場4階第1会議室にて、第26回議会改革特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。本日の日程を説明し、早速協議に入りました。

最初に、連合審査会の進め方について協議しました。総務文教常任委員長の藤田委員より、活発な質問を願いたい、一問一答方式であるため一項目について突っ込んだ議論を行ってほしい、また、質問回数が1人3回までと制限しているが、その辺の運用方法を確認したいという意見がありました。協議の結果、質問は款ごとに1人3回までと決定しました。また、委員長報告は、全員が参加しての審査であるため、結果のみ報告するという事で意見がまとまりました。

次に、各種審議会等附属機関への参画について協議しました。最初に、議会事務局より、当局にお願いした経緯と現況について説明がありました。協議の結果、来年は選挙があるので、役職についてははっきりさせなくてはならない。せめて12月までにはまとめていくよう進めることとしました。

続いて、議会報告会について協議しました。11月の議会報告会には、議会基本条例についてをテーマとして実施することについて考えを伺った。

委員。その場で出して意見をもらうのは難しいので、議会だよりを通じてあらかじめ提示が必要だ。参加者を限定し、資料を配布、11月の議会だよりにて詳細を載せたらいかか。

委員。シンポジウムを行うなど啓蒙しながら必要性などを伝えたらどうか。意見を聞くよりも必要性を訴えなければと思う。

委員。議員定数にも触れなければならないと思う。

委員。連合審査は大きな改革であるので、報告会に入れていただきたい。

そのほかの意見も出ましたが、現在のところは、テーマとして、1、議会基本条例、2、議員定数、3、連合審査の三つに、意見交換会という案になりました。今後、細かいことについて協議し、決定していくよう考えています。

そのほか、議会報告会についての協議をしました。会場については、前回同様、各自治会ごと、それぞれの会館を使用し、4会場で実施。時間についても、前回同様、19時から20時30分。日程については、11月22、24、25、26日を予定。対象は、自治会役員、町内会長、組長、各種団体、そのほか地区団体、壮年会、さわやかクラブなど。周知方法としては、案内を回覧板にて回す、議会だよりに掲載、または議会だよりにチラシを入れるというような案が出ました。これらについても、早急に協議し決定していくように考えています。

次に、議会基本条例について協議しました。前回の特別委員会において指摘された修正箇所について訂正したものを、全委員によって1ページごと確認をしました。再度修正が必要であるところがありましたので、次回、その点について協議し、再度修正した上で配付をする予定です。

次回議会改革特別委員会の開催は、9月15日、一般質問終了後、議会報告会についてと議会基本条例についてであることを告げ、本日の委員会を閉会しました。散会は3時2分です。

た。

以上、議会改革特別委員会の報告です。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

---

### ◎議員定数検討特別委員会委員長報告

○議長（増田宏胤君） 日程第6、議員定数検討特別委員会委員長報告を議員定数検討特別委員会委員長から報告願います。

12番、河原崎昇司君。

〔議員定数検討特別委員会委員長 河原崎昇司君登壇〕

○議員定数検討特別委員会委員長（河原崎昇司君） 12番、河原崎昇司であります。

議員定数検討特別委員会委員会調査報告をいたします。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第73条の規定により報告いたします。1、調査事件、2、調査の経過、3、調査の結果として御報告をさせていただきます。

1、調査事件。議員定数の検討。

2、調査の経過。

吉田町議会は、平成22年3月23日開催の第1回定例会において、議員発議により吉田町議員定数検討特別委員会を設置した。

設置目的は「議員定数を検討し議会の活性化を図る」ためとし、委員は全員をもって構成することを決めた。

第1回特別委員会、平成22年3月23日。委員長に私、河原崎、副委員長に片山 武議員を選出した。

第2回特別委員会、平成22年4月13日。今後の特別委員会の進め方について協議し、本年9月議会までに結論を出すことといたしました。

第3回特別委員会、平成22年4月28日。今後の日程について協議、9月までのスケジュールを提示し、月2回から3回の意見交換を行うことといたしました。

第4回特別委員会、平成22年5月10日。参考資料として町村議会実態調査集計表より抜粋した「人口、面積、議員定数等」「議員定数、人口、財政力指数」を提示し、議員定数について意見交換を行った結果、「減員」「現状維持」「増員」などさまざまな角度から議論すべきとの意見が出されました。また、昨年11月に各自治会を対象に行った議会報告会での議員定数に関する意見について、次回までに取りまとめることといたしました。

第5回特別委員会、平成22年5月21日。議会報告会に出された議員定数に関する各自治会からの意見について、議員全員が再確認を行った。主な意見といたしまして、住吉区、議員定数を減らす方向で検討すべきである。川尻区、現状の議員数でよい。片岡区、特になし。

北区、前2回の議員選挙は無投票となっているため、定数の見直しをするべきである。

第6回特別委員会、平成22年6月24日。議員定数の考え方といたしまして、「無投票との関係」について協議をした。主な意見といたしまして、過去2回、平成15年4月、平成19年4月、無投票であったので、次回の平成23年4月は選挙となるようにしたい。議員の魅力が感じられていないほか、議会に対する関心が低いため、無投票となってしまうのではないかと、町民への報告会や懇談会の機会を多くする必要がある。

第7回特別委員会、平成22年7月12日。議員定数の考え方といたしまして、「議員の役割との関係」について協議をいたしました。主な意見といたしまして、町民の意見を総合的に把握し、これを行政に反映させ、町民を不利益から守る。議会は合議制であり、当局とは切磋琢磨していかなければならない。行政と議会は二元代表制であり、議会は、町政に対するチェック機能を十分に果たさなければならない。

第8回特別委員会、平成22年7月21日。議員定数における論点整理と議会だよりに掲載する中間まとめについて協議をいたしました。

第9回特別委員会、平成22年7月27日。議員定数検討結果のまとめといたしまして論点整理を行った。また、次回は自治会連合会と懇談会を行うことといたしました。論点といたしましては、1、議会・委員会の運営、2、町の規模（人口・財政等）、3といたしまして、町民の声の反映、4、その他に区別し、「議員定数を現状どおりとする意見」及び「議員定数を削減する意見」の2点で整理をいたしました。

現状維持の主な意見であります。議会は、多様な意見を吸収し、さまざまな観点から議論する場であり、現状の人数が必要である。我が町の人口は年々増加傾向であり、議員1人当たりの人口は2,179人、議員数では県内の町の中では少ないほうから2番目である。また、議会として過去に先進的に議員数を削減してきている。定数を削減すると、町民の多様な意見が吸い上げられなくなる。定数を削減すると、町政への監視機能が低下する。

次に、定数削減の主な御意見であります。議会改革を進め、無駄をなくすことにより、効率的で思い切った議会運営が可能である。国、地方を含め財政的に困難であるがゆえ、町民から定数削減の意見があり、議員は保身よりもみずからの身を削る姿勢を示す必要がある。町民の意思を反映するために選挙を行うべきである。過去2回無投票選挙を受けて、町民に見える形での選挙を行う必要がある。県、市町で定数削減を行っている。世の中の流れを無視するわけにはいかない。

また、意見の論点と同時に議員定数案も議員から示されたため、中間まとめといたしまして、平成22年8月発行の議会だよりに次のとおり掲載することといたしました。

その内訳であります。議員定数の方向性、現状維持につきまして賛成議員が8名、議員定数案のほうにおきまして、現行で14人でという方々であります。議員定数の方向性、定数削減の賛成議員が6人、議員定数案の内訳といたしまして、6人のうちの1人が、13人で減員2名、2人減（12人）での議員が3人、3人減（11人）での議員が1人でありました。

平成22年8月6日、自治会連合会定例会に出席し、懇談会の日時を8月17日午前10時30分から、庁舎内4階第2会議室で行うことを決定いたしました。

第10回特別委員会、平成22年8月17日10時30分、自治会連合会と議員との懇談会を開催いたしました。参考資料といたしまして、町村議会調査表より抜粋した「人口・面積・議員定数等」「議員定数・人口財政力指数表」と論点整理表を提示し、議員定数についての意見を

伺いました。

主な意見といたしまして、住吉区。21項目にわたる意見を踏まえ、議会改革の中で検討していただきたい。定数4人減員して、議員報酬についても日当制を求めるべきである。魅力のある議会づくりに取り組むべきである。

川尻区。現状の14人が議会運営に最適である。討論には現状数が必要である。定数を削減すると町政の監視機能が低下する。

片岡区では、定数は別になし。自治会を利用して議員の活動を広めるべきである。

北区。議員の判断で決定してよい。議員定数について、過去の定数増減を検証されたかの意見がありました。

第11回特別委員会、平成22年8月27日。議員定数の検討結果のまとめについて協議をいたしました。8月17日に行った自治会連合会との懇談会での議事録を提示したほか、議員定数を現状維持、定数削減の観点に絞り、再度、議員個々の意見をお伺いいたしました。議員定数の方向性について、現状維持で賛成議員が5人、議員定数案といたしまして現行14人があります。議員定数の方向性といたしまして、定数削減の賛成議員の人数が9人となりました。その内訳といたしまして、議員定数案、1人減（13人）でという議員が2人、2人減（12人）という議員が4人、3人減（11人）という議員が1名です。減員数は出ません、減らすほうに賛成という議員が2人です。

定数削減の賛成が9人となったことから、まず委員会としては、定数削減の方向づけをいたしました。その上で、定数の減員数について議論を行ったが、意見が分かれたため、無記名投票により定数案を取りまとめることといたしました。投票立会人、開票立会人といたしまして、1番、佐藤正司議員、2番枝村和秋議員にお願いをし、兼務していただきました。開票の結果、定数11人に1票、定数12人に4票、定数13人に7票、白票が2票ございました。計14票ということで、この結果、定数の減員数については1人減とすることといたしました。

調査の結果。行財政改革が進む中ではあるが、厳しい財政状況や社会情勢にかんがみ、委員会としては、議員定数を現行の14人から1人減員し、13人とすることが適当であるとの結論に至った。

以上、議員定数検討特別委員会の報告といたします。

以上であります。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

---

◎議案第40号～議案第59号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（増田宏胤君） 日程第7、議案上程を行います。

第40号議案から第59号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成22年第3回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、決算の認定について8件、補正予算について7件、指定管理者の指定について1件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件、人事案件について1件、広域市町村圏協議会決算の認定について1件の合計20件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第40号議案は、平成21年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成21年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額95億6,061万4,724円、歳出総額91億764万9,616円、歳入歳出差し引き残額4億5,296万5,108円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第41号議案は、平成21年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成21年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額1億3,584万8,282円、歳出総額1億3,584万7,952円、歳入歳出差し引き残額330円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第42号議案は、平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成21年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額23億4,794万9,403円、歳出総額22億5,864万7,926円、歳入歳出差し引き残額8,930万1,477円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第43号議案は、平成21年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成21年度の老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額1,111万1,347円、歳出総額1,062万5,667円、歳入歳出差し引き残額48万5,680円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第44号議案は、平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成21年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額1億8,812万6,121円、歳出総額1億8,803万7,221円、歳入歳出差し引き残額8万8,900円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第45号議案は、平成21年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成21年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額14億1,824万5,410円、歳出総額13億8,924万3,451円、歳入歳出差し引き残額2,900万1,959円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第46号議案は、平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成21年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額10

億512万7,919円、歳出総額9億7,939万7,353円、歳入歳出差し引き残額2,573万566円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第47号議案は、平成21年度吉田町水道事業会計決算の認定についてでございます。

本議案は、平成21年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入5億4,269万3,870円、収益的支出4億7,697万2,930円、資本的収入1億1,558万9,500円、資本的支出3億6,898万6,924円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,339万7,424円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額3,860万6,552円、過年度分損益勘定留保資金1億1,479万872円で補てんする内容をお認めいただくとするものでございます。

第48号議案は、平成22年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成22年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,827万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ91億252万1,000円とするとともに、地方債の補正等を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第49号議案は、平成22年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成22年度の吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,416万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億1,339万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第50号議案は、平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成22年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,464万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億912万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第51号議案は、平成22年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成22年度の吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ487万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第52号議案は、平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成22年度の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億9,612万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第53号議案は、平成22年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成22年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,081万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ15億9,577万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第54号議案は、平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成22年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,944万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億9,785万1,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第55号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町総合障害者自立支援施設の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に社会福祉法人牧之原やまばと学園を指定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第56号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、牧之原市の市道見直しにあわせて、牧之原市と重複認定されていた路線を一たん廃止すること、また、開発行為に伴いまして、川尻地内の1路線の道路区間が延長されることから、一たんこの1路線を廃止することについてお認めいただくとするものでございます。

第57号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、前56号議案において町道の路線廃止を行う路線につきまして、牧之原市と重複認定されていた路線は、吉田町の区域だけの路線として再認定を行うこと、また、開発行為に伴い、新設されました道路を生活道路として利用する必要から、川尻地内の2路線につきまして町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

第58号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現職であります久保田早苗委員が本年10月4日をもって任期満了となりますことから、引き続き久保田早苗さんを吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして議会の同意をお願いするものでございます。

第59号議案は、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、島田・榛原地区広域市町村圏協議会が平成22年3月31日をもって廃止されたことに伴い、平成21年度の決算につきまして、当協議会の事務局でありました島田市が決算の調整を行い、構成市町がそれぞれにおいて監査及び議会の認定に付することとしており、当町におきましても監査委員の審査を受けましたので、その意見書とあわせまして議会の認定に付するものでございます。

なお、第48号議案の平成22年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について、第55号議案の指定管理者の指定についての2議案につきましては、速やかに事業執行を行う必要がありますことから、本日の議決をお願いするものでございます。

以上が、上程いたします20議案の概要でございます。詳細につきましては担当課長からご説明申し上げます。

それでは、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

会計管理者兼会計課長、久保田千江子君。

〔会計管理者兼会計課長 久保田千江子君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（久保田千江子君） 会計課でございます。

上程いたしました第40号議案 平成21年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の決算書及び参考資料の2と3をわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、決算書の10ページをごらんください。

歳入総額は95億6,061万4,724円、歳出総額は91億764万9,616円、歳入歳出差し引き残額は4億5,296万5,108円でございます。これは、前年度と比較いたしますと歳入では金額で2億5,760万9,496円、率にいたしまして2.6%の減となっております。また、歳出では金額で3億1,793万8,820円、率にいたしまして3.4%の減となっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。2ページ、3ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

1款町税は収入済額58億1,287万9,033円で、前年度に比べ金額で5億6,567万2,703円、率にいたしまして8.9%の減となっております。

内訳でございますが、1項町民税は20億3,886万3,239円で、前年度に比べ19.5%の減となっております。これは、景気の悪化による法人町民税の減収が主な要因でございます。2項固定資産税は32億7,958万5,187円で、前年度に比べ1.6%の減となっております。3項軽自動車税は6,249万4,400円で、前年度に比べ2.8%の増でございます。4項町たばこ税は、健康志向や分煙の影響によりたばこの売り上げ本数が減ったことにより、1億6,970万3,052円で、前年度に比べ8.4%の減となりました。5項都市計画税は2億6,223万3,155円で、前年度に比べ1.9%の減でございました。

以上が町税の収入状況でございます。

なお、本年度の不納欠損額は1,678万4,495円、収入未済額は3億3,053万6,837円で、前年度に比べ金額で3,879万132円、率にいたしまして13.3%の増となっております。

次に、2款地方譲与税は1億1,061万8,541円で、前年度に比べ金額で798万1,459円、率にいたしまして6.7%の減となっております。

内訳でございますが、1項地方揮発油譲与税は1,779万3,000円、2項自動車重量譲与税は8,048万5,000円で、前年度に比べ10.3%の減でございます。3項地方道路譲与税は1,234万541円で、前年度に比べ57.2%の減となっております。

3款利子割交付金は1,504万7,000円で、前年度に比べ12.3%の減となりました。

4款配当割交付金は500万2,000円で、前年度に比べ18.0%の減となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は279万2,000円で、前年度に比べ5.3%の増となっております。

6款地方消費税交付金は3億1,819万2,000円で、前年度に比べ5.3%の増となっております。

7款自動車取得税交付金は4,187万6,000円で、前年度に比べ40.9%の減となっております。

8款地方特例交付金は7,492万4,000円で、前年度に比べ5.6%の増となっております。これは、児童手当特例交付金と個人住民税における住宅借入金等特別税額控除や自動車取得税交付金の地方公共団体の減収を補てんするための減収補てん特例交付金、そして特別交付金でございます。

9款地方交付税は、特別交付税9,862万2,000円で、前年度に比べ17.2%の増となっております。

ます。

10款交通安全対策特別交付金は609万2,000円で、前年度に比べ3.1%の増となっております。

11款分担金及び負担金は1億2,583万7,110円で、前年度に比べ6.6%の減となっております。

内訳でございますが、1項分担金は705万9,850円で、漁港施設の整備に伴う水産業費分担金でございます。2項負担金は1億1,877万7,260円で、社会福祉費の老人施設入所者負担金や児童福祉費の保育所保護者負担金でございます。

12款使用料及び手数料は6,671万4,807円で、前年度に比べ1.5%の減となっております。

内訳でございますが、1項使用料は5,014万4,280円で、健康福祉センター使用料、漁港施設の占用料や使用料、道路や河川の占用料、町営住宅使用料、体育館等の教育施設の使用料などがございます。2項手数料は1,657万527円で、税務関係の各種証明手数料や督促料、戸籍窓口手数料などがございます。

13款国庫支出金は8億8,750万9,572円で、前年度に比べ150.9%の増となっております。

内訳でございますが、1項国庫負担金は2億1,685万7,444円で、心身障害者自立支援給付費負担金や児童手当費が主なものでございます。4ページ、5ページをごらんください。2項国庫補助金は6億6,067万9,024円で、前年度に比べ350.9%の増となりました。これは、定額給付金給付事業費や事務費補助金が、増額の要因でございます。このほかの主な補助金は、地域活力基盤創造交付金事業費や地域活性化・経済危機対策臨時交付金などがございます。また、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業や子ども手当事務費補助金4,546万4,000円は、平成21年度から平成22年度に繰越明許費として繰り越された子ども手当事務費、大幡川幹線道路改良事業費、橋梁維持補修費などの未収入特定財源でございます。3項国庫委託金は997万3,104円で、国民年金事務費などの委託金でございます。

14款県支出金は4億8,991万8,003円で、前年度に比べ0.4%の減となっております。

内訳でございますが、1項県負担金は1億5,202万7,266円で、自立支援給付費や児童手当費、後期高齢者医療事業費などの負担金でございます。2項県補助金は2億4,581万8,505円で、空港隣接地域振興事業費、重度障害者医療費助成事業費、乳幼児医療費、水産業振興事業や水産基盤整備事業、都市計画街路事業などの補助金が主なものでございます。国庫補助金と同様に、予算額のうち815万6,000円につきましては、平成22年度に繰越明許費として繰り越された浜田土地区画整理組合補助金の未収入特定財源でございます。3項県委託金は9,207万2,232円で、衆議院議員選挙費、参議院議員選挙費、県知事選挙費や徴税費、統計調査費などの委託金でございます。

15款財産収入は1,236万4,709円で、前年度に比べ47.2%の減となっております。

内訳でございますが、1項財産運用収入は733万4,788円で、土地建物貸付収入、基金の利子及び配当金収入でございます。2項財産売払収入は502万9,921円で、不動産売払収入でございます。

16款寄附金は89万1,936円で、このうちふるさとよしだ寄付金は、1件、50万円ございました。

17款繰入金金は6億6,971万2,287円で、前年度に比べ120.0%の増となっております。

内訳でございますが、1項特別会計繰入金金は931万2,287円で、老人保健事業特別会計、介

護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金でございます。2項基金繰入金は4億6,040万円で、財政調整基金繰入金4億5,830万円、教育振興基金繰入金210万円でございます。

18款繰越金は、前年度繰越金でございますが、3億9,263万5,780円で、前年度に比べ45.8%の減となっております。

19款諸収入は1億4,608万5,942円で、前年度に比べ64.1%の減となっております。榛原病院への貸付金が減額となったことが要因でございます。

内訳でございますが、1項延滞金加算金及び過料は503万6,375円で、町税の延滞金でございます。2項町預金利子は27万6,883円で、運用定期、普通預金などの利子でございます。3項貸付金元利収入は8,056万6,602円で、住宅資金貸付金返済金が35万4,000円、榛原総合病院運営資金貸付金返済金が8,021万2,602円でございます。4項受託事業収入は12万5,000で、農業者年金基金受託事業収入でございます。5項雑入は6,008万1,082円で、納付金といったしまして日本スポーツ振興センター納付金、総務費雑入では县市町村振興協会市町村交付金など、民生費雑入では心身扶養共済保険料や放課後児童クラブ徴収金など、衛生費雑入ではがん検診徴収金など、教育費雑入では講座受講料などでございます。

20款町債は4億8,290万円で、前年度に比べ44.8%の増となりましたが、償還元金よりも約2億4,000万円少ない借り入れでございます。

内訳といたしましては、榛南広域農道整備事業、水産基盤整備事業、大幡川幹線事業に伴う借り入れと臨時財政対策債でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。6ページ、7ページをごらんください。

1款議会費は支出済額8,961万5,439円で、前年度に比べ7.0%の減となっております。議会運営費、議会調査活動費などでございます。

2款総務費は16億7,819万2,750円で、前年度に比べ52.0%の増となっております。

内訳でございますが、1項総務管理費は12億7,810万794円で、前年度に比べ50.0%の増となっております。主な支出といたしましては、1目一般管理費では、土地取得事業特別会計繰出金や日曜開庁事業費などでございます。5目財産管理費では、庁舎管理業務や財産情報整備業務委託料などでございます。6目企画費では、町制施行60周年を記念いたしまして、記念式典や記念コンサートなどの記念事業を実施いたしました。7目自治振興費は、自治会、町内会への補助金や防犯灯整備委託金などでございます。9目交通安全対策費では、交通安全推進費や交通指導員活動費、そして交通安全施設整備事業として道路の区画線設置工事などを実施いたしました。また、11目事務改善対策費では、電算処理委託料を担当する課の予算科目から支出をするようにいたしましたので、減額となっております。12目空港対策費では、空港活用推進費におきまして公園用地の取得をいたしました。13目定額給付金給付費は、平成20年度から繰越明許費として繰り越された事業で、増額で4億6,063万1,999円の支出となりました。これにより総務管理費は、前年度に比べ大幅な増額となりました。

2項徴税費は3億1,400万8,435円で、前年度に比べ64.1%の増でございます。これは、過年度分町税還付金が大幅に増額になったことによるものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費は4,828万5,951円で、前年度とほぼ同額でございます。

4項選挙費は3,424万1,877円で、前年度に比べ259.6%の増となりました。衆議院議員選

挙や参議院議員選挙、県知事選挙が実施されたためでございます。

5項統計調査費は269万4,373円で、前年度に比べ18.7%の増となっております。農林業センサス、経済センサス基本調査などを実施いたしました。

6項監査委員費は86万1,320円で、4.2%の増となっております。

次に、3款民生費は17億2,852万7,483円で、前年度に比べ13.4%の減となっております。

内訳でございますが、1項社会福祉費は9億3,783万2,522円で、前年度に比べ12.7%の増となっております。これは、平成21年度、平成22年度で建設をしております障害者自立支援施設の平成21年度分の支出による増でございます。このほかの主な支出は、1目社会福祉総務費は、民生児童委員活動費や社会福祉協議会補助金などがございます。3目国民健康保険費は、国民健康保険事業特別会計繰出金や老人保健事業特別会計繰出金などがございます。4目老人福祉費は、敬老会費や健康福祉センター、北区いきいきセンターなどの指定管理委託料、相寿園管理組合負担金やシルバー人材センター補助金などがございます。5目心身障害者福祉費では、重度心身障害者医療費給付事業や、駿遠学園、つくしの家などの施設等負担金、心身障害者自立支援事業費、地域生活支援事業費などがございます。6目人権地位改善費は、神戸西会館運営費などがございます。7目介護保険費は、介護保険事業特別会計繰出金などがございます。

2項児童福祉費は7億9,069万4,361円で、前年度に比べ32.1%の減となっておりますが、これは、平成20年度に実施したさゆり保育園建設事業の減によるものでございます。主な支出といたしましては、1目児童福祉総務費では、母子家庭医療費助成事業や子育て応援特別事業費などがございますが、子ども手当費504万円は、繰越明許費として平成22年度に繰り越されております。2目児童措置費は、児童手当費でございます。3目保育所費は、保育園5園の運営費などがございます。このうちさくら保育園運営費の下水道接続工事265万円は、繰越明許費として平成22年度に繰り越されております。4目児童館費は、児童館運営費や学童保育事業費、子育て支援事業費でございます。

3項生活保護費の支出額は、行旅人扶助料600円でございます。

4項災害救助費は支出がございませんでした。

次に、4款衛生費は21億2,946万39円で、前年度に比べ0.8%の減となっております。

内訳でございますが、1項保健衛生費では榛原病院負担金が、病院運営費のほかに財政支援費、運営資金貸付金で総額9億1,301万7,752円でございます。このほかの支出といたしましては、1目保健衛生総務費では救急医療対策費や吉田町牧之原市広域施設組合負担金、火葬場費などがございます。2目予防費では、乳幼児予防接種や高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌予防接種などを実施いたしました。また、新型インフルエンザの発生に伴い、感染防止対策などに早急な対応が必要であったため、予備費からの充用により対応いたしました。3目環境衛生費は、合併浄化槽設置補助金や吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理費負担金やごみ処理費負担金などがございます。5目母子保健衛生費は、乳幼児医療費や小・中学生医療費の助成事業などがございます。6目健康づくり事業費は、若返り貯筋塾やヨガ講座などの健康づくり事業、保健センター運営費などがございます。7目老人保健事業費は、老人保健事業事務費と後期高齢者医療事業事務費でございます。8目健康増進事業は、がん検診などの委託料が主な支出でございます。

次に、5款労働費は304万8,000円で、前年度に比べ6.5%の増で、雇用対策費や労働福祉

費でございます。

6款農林水産業費は2億7,997万7,042円で、前年度に比べ25.9%の減となっております。

内訳でございますが、1項農業費は8,275万7,568円で、前年度に比べ22.9%の減でございます。1目農業委員会費は、農業委員会運営費や農業者年金事務費、3目農業振興費では、担い手育成総合対策事業などがございます。5目農地費では、土地改良事業費の榛南広域農道に係る県営事業負担金などがございます。

2項林業費は、1,112万9,736円、前年度に比べ77.5%の増で、緊急雇用創出事業により保安林環境保護整備事業を実施いたしました。

3項水産業費は1億8,608万9,738円で、前年度に比べ29.6%の減でございます。3目漁港管理費の港内浚渫事業や水産基盤整備事業、津波高潮危機管理対策緊急事業などが主な事業でございます。津波高潮危機管理対策緊急事業では、平成17年度から陸閘と水門を遠隔操作とする津波防災ステーションの整備を進めてまいりましたが、平成21年度で完了いたしました。

7款商工費は1億18万7,055円で、前年度に比べ54.8%の増となっております。

2目商工振興費では、町制施行60周年記念事業と地域経済の活性化を目的としてプレミアム商品券発行事業を実施し、商店活性化事業補助金を交付いたしました。3目観光費では、町制施行60周年記念事業として、たこ揚げ大会、花火大会、小山城まつりを規模を拡大して実施いたしました。また、展望台小山城維持管理費では、昨年8月11日に発生いたしました駿河湾地震により、被害を受けました小山城や資料館の災害復旧工事を実施いたしました。

次に、8款土木費は12億3,633万4,993円で、前年度に比べ9.3%の減となっております。

内訳でございますが、1項土木管理費は3,432万6,744円で、前年度に比べ4.2%の減でございます。土木管理費や町単道路整備事業負担金などがございます。

2項道路橋梁費は1億5,549万7,352円で、前年度に比べ51.8%の減でございます。2目道路維持費は、道路の植栽管理や維持修繕費、3目道路新設改良費では、大幡川幹線整備事業、東向2号線道路改良事業、カネマン大井線道路改良事業、日の出向原線道路改良事業などの道路整備事業などが主な事業でございます。大幡川幹線道路改良事業費2,980万円、日の出12号線道路改良事業費940万円は、繰越明許費として平成22年度に繰り越されております。4目橋梁維持費では、橋梁長寿命化調査委託費530万円が繰越明許費として平成22年度に繰り越されております。

3項河川費は3,479万4,097円で、前年度に比べ12.4%の減でございます。2目河川維持管理費では堤防の除草や水路の浚渫など、3目河川新設改良費は大窪川改修工事などが主な事業でございます。

4項都市計画費は9億9,764万5,980万円で、前年度に比べ4.8%の増でございます。内訳でございますが、1目土地利用総務費は、土地利用事業の附帯用地取得事業、ブロック塀等耐震化促進事業や住宅の耐震診断、耐震補強の助成事業などがございます。2目土地区画整理事業費のうち浜田土地区画整理組合補助金869万4,000円は、繰越明許費として平成22年度に繰り越されております。3目街路事業費は、榛南幹線整備事業、東名川尻幹線整備事業、中央幹線整備事業などの街路事業費でございます。4目公共下水道事業繰出金、6目は公園管理費、7目緑化推進費では、みどりのオアシスまつり委託料などがございます。

5項住宅費は1,407万820円、前年度に比べ4.6%の増で、町営住宅の施設補修工事などを

実施いたしました。

道路新設改良費や河川費での事業費の減額が、土木費が減額となった要因でございます。

9款消防費は2億7,943万379円で、前年度に比べ6.9%の減でございます。1目常備消防費は、吉田町牧之原市広域施設組合消防費負担金、2目非常備消防費は、消防団運営費や消防団福利厚生費でございます。3目消防施設整備事業は、消防団用資機材の修繕料や消火栓の維持管理費でございます。5目災害対策費は、地震対策事業として防災資機材や非常用給水タンクの整備などを実施いたしました。国民保護対策費では、防災情報通信設備整備事業費815万6,000円が繰越明許費として平成22年度に繰り越されております。

次に、10款教育費は6億5,162万9,015円で、前年度とほぼ同額でございます。

1項教育総務費は1億6,843万8,733円で、前年度に比べ37.4%の増でございます。2目事務局費では、小・中学校の緊急連絡システム通信料や幼稚園就園奨励費補助金、幼稚園運営費補助金などがございます。3目教育諸費では、小・中学校健康診断費や国際理解推進事業委託、教育振興高校奨学金事業などがございます。また、教員1人に1台の校務用パソコンの配備やちいさな理科館事業も着手いたしました。

2項小学校費は9,380万4,161円で、前年度に比べ11.2%の減でございます。1目学校管理費は、3小学校の維持管理費でございますが、駿河湾地震で被害を受けた住吉小学校の復旧工事や自彊小学校の校舎塗装内装工事などを実施いたしました。2目教育振興費は、児童の就学援助費、3目特別支援学級費は、3小学校の特別支援学級運営費と就学奨励費でございます。

8ページ、9ページをごらんください。

3項中学校費は5,309万9,928円で、前年度に比べ23.2%の減です。吉田中学校維持管理費や生徒就学援助費、特別支援学級費などがございます。また、火災受信機等改修工事も実施いたしました。

4項社会教育費は1億5,346万9,075円で、前年度に比べ5.2%の減でございます。1目社会教育総務費は、芸術文化推進事業や青少年健全育成事業、生涯学習事業などがございます。2目公民館費は、公民館の運営費や活動費でございます。3目は学習ホール運営費、4目図書館費は図書館の管理運営費でございます。

5項保健体育費は1億8,281万7,118円で、前年度に比べ4.4%の減でございます。1目保健体育総務費では、社会体育振興事業、総合体育施設などの維持管理費、そしてダンス健康づくり事業などがございます。2目給食施設費は、吉田町牧之原市広域施設組合負担金共同調理場費でございます。3目体育館運営費は、総合体育館及び体育センターの運営費などがございます。

11款災害復旧費の支出はございませんでした。

12款公債費は8億7,884万9,421円で、前年度に比べ0.3%の増となっております。

内訳でございますが、1目償還元金は7億2,519万6,248円、2目償還利子は1億5,365万3,173円でございます。

13款諸支出金は5,239万8,000円で、前年度に比べ88.3%の減となっております。1項普通財産取得費の支出はございませんでした。2項基金費は5,239万8,000円で、前年度に比べ88.3%の減でございます。財政調整基金に5,159万2,000円、減債基金に21万1,000円、環境保全基金に2万1,000円、小・中学校建設基金に57万4,000円の積み立てをいたしました。

14款予備費は、新型インフルエンザ対策や駿河湾地震被害の復旧など緊急を要する事業に3,791万5,000円を充用いたしました。

以上が平成21年度吉田町一般会計歳入歳出決算案でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（増田宏胤君） ここで暫時休憩いたします。

再開は13時10分とします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時07分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

総務課長、中村久義君。

〔総務課長兼防災監 中村久義君登壇〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 総務課でございます。

総務課から41号議案、第49号議案、第58号議案の計3議案について御説明申し上げます。

初めに、第41号議案 平成21年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成21年度吉田町歳入歳出決算書の一般会計の次につづられております吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。

その6ページをごらんください。

歳入総額1億3,584万8,282円、歳出総額1億3,584万7,952円、歳入歳出差し引き残額330円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。8ページ、9ページの事項別明細をごらんください。

まず、1款1項の財産運用収入の収入済額でございますが、7万4,964円でございます。これは、土地開発基金に係る利子の収入でございます。

続きまして、2款1項の繰入金でございますが、収入済額は1億3,575万9,952円でございます。これは、総合運動公園整備用地取得に係る借り入れの定期償還分を一般会計から繰入金として収入したものでございます。

次に、3款1項の繰越金でございますが、これは前年度繰越金でございますが、金額は1万2,983円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

4款1項の預金利息でございますが、収入済額は383円でございます。これは、土地取得事業特別会計の預金の利子の収入でございます。

次に、歳出でございますが、12ページ、13ページをごらんください。

1款1項1目の一般管理費は8万8,000円でございます。これは、土地開発基金への積入金でございます。2目の財産取得費及び3目の繰出金につきましては、支出がございませんでした。次に、4目の公債費でございますが、1億3,575万9,952円でございます。これは、

先ほどの歳入で御説明と重複いたしますが、総合運動公園整備用地の借り入れに係る定期償還分を公債費で支出したものでございます。償還の詳しい状況につきましては、24ページに用地先行取得償還表を掲載させていただきました。また、23ページには平成21年度末土地残高を掲載していただきましたが、この附属資料といたしまして、参考資料のナンバー3の平成21年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図を提出させていただきました。

以上が41号議案の平成21年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての内容でございます。

続きまして、第49号議案 平成22年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、土地取得事業特別会計で所有している土地を一般会計で買い戻していただき、その財源で土地開発基金へ繰り出すといった内容となっております。

別冊の補正予算書をごらんください。

表紙の裏の第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ5,416万9,000円を追加させていただき、総額を2億1,339万4,000円とさせていただくものでございます。

詳しくは3ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、1款2項1目の不動産売払収入に民附宅地造成地の一般会計への売り払い代金として5,416万9,000円を追加し、総額5,418万円とさせていただきます。

次に、歳出でございますが、1款1項の3目の繰出金に、土地開発基金へ繰り出すための歳入と同額の5,416万9,000円を追加させていただき、総額を5,418万円とする補正をお認めいただくとするものでございます。

以上が第49号議案 平成22年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

続きまして、第58号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

議案書の29ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在教育委員であります久保田早苗委員が本年10月4日をもって任期満了となりますことから、引き続き久保田早苗さんを教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

久保田さんの住所につきましては、吉田町川尻2793番地-3、氏名は久保田早苗、生年月日は昭和24年11月13日、現在60歳でございます。久保田さんは、教育、学術及び文化に関しまして高い識見を有し、教育委員会委員として町の教育行政を担っていただけるものと確信しております。

なお、久保田さんは現在、吉田町教育委員会教育委員として平成18年10月5日から1期在職していただいております。

以上が総務課からの3議案につきましての御説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 次に、企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

第48号議案 平成22年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について、先に御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,827万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億252万1,000円とするものでございます。また、2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただこうとするものでございます。

次の2条でございますが、債務負担行為の補正をお認めいただこうとするものでございます。内容につきましては、4ページの第2表債務負担行為補正に掲げてございますが、平成22年度当初予算におきまして、国営かんがい排水事業大井川用水（一期）地区負担金の債務負担行為をお認めいただきましたところ、その後におきまして借入れ条件が決まりました。このため、負担金総額がその借入れ条件によって確定いたしましたことから、限度額を2,799万3,000円増額いたしまして1億9,468万4,000円とすることを認めいただこうとするものでございます。

また、第3条でございますが、地方債の補正をお認めいただこうとするものでございます。内容につきましては5ページに掲げてございますが、平成22年度当初予算でお認めいただきました地方債のうち、水産基盤整備事業につきまして、国・県補助事業における事務費が補助対象から除かれたことによりまして工事総額も変更となり、それに伴いまして起債額も変更となりますことから、水産基盤整備事業における起債の限度額を1,250万円から80万円減額いたしまして1,170万円とすることを認めいただこうとするものでございます。

それでは、補正内容につきましては、事項別明細書によって御説明をさせていただきます。8ページの歳入からごらんいただきたいと思います。

1款町税でございますが、7,300万円の増額でございます。これは、固定資産税の現年課税分のうち償却資産に係る固定資産税の増額を見込むものでございます。

次に、8款地方特例交付金でございますが、278万円の減額でございます。これにつきましては、平成22年7月23日の普通交付税とともに決定されたものでございまして、この結果、児童手当及び子ども手当特例交付金につきまして75万4,000円の減額、減収補てん特例交付金につきまして202万6,000円の減額となったことによるものでございます。

次に、9ページの9款地方交付税でございますが、1億6,252万9,000円の増額でございます。これにつきましても、平成22年7月23日の総務大臣による平成22年度普通交付税大綱の決定があったことから、この決定に従いまして普通交付税を増額するものでございます。

11款分担金及び負担金でございますが、22万円の減額でございます。これは、国・県補助事業の事務費が補助対象から除かれたことによりまして事業費総額が変更となり、水産業費分担金も減額するものでございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

13款国庫支出金でございますが、934万円の減額でございます。これは、国庫補助事業の事務費が補助対象から除かれ事業費総額が変更となりましたことから、地域活力基盤創造交付金事業費を935万円減額するほか、既存住宅耐震診断事業費の精査によりまして1万円増額するものでございます。

14款県支出金につきましては、364万9,000円の増額でございます。

1目の中の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費につきましては、69万7,000円の増額でございます。総務費の総務管理費に充当いたしまして、企画課において臨時職員を雇用するための財源となるものでございます。

2目の中の障害福祉推進基金事業費でございますが、127万3,000円の増額でございます。民生費の社会福祉費に充当いたしまして、通所サービス利用促進事業負担金の財源とするものでございます。

3目の中のエコマイハウス支援事業費、これにつきましては16万円の増額でございますが、衛生費の保健衛生費に充当いたしまして、地球温暖化対策事業費補助金の財源となるものでございます。

4目の中の水産基盤整備事業費でございますが、水産基盤整備事業費の財源となるものでございまして、国・県補助事業の事務費が補助対象から除かれたことによりまして事業費総額が変更となり、284万8,000円減額するものでございます。

6目の中の都市計画街路東名川尻幹線事業費及び都市計画街路中央幹線事業費、これにつきましては、それぞれ県費東名川尻幹線整備事業費、県費の中央幹線整備事業費の財源となるものでございますが、県補助事業の事務費が補助対象から除かれたことによりまして事業費総額が変更となり、それぞれ30万円ずつ減額するものでございます。また、わが家の専門家診断事業費につきましては、土木費の都市計画費に充当されるもので、補助率の見直しの確定による増額でございます。

7目の中の大規模地震対策等総合支援事業補助金でございますが、37万円の増額でございます。消防費に充当いたしまして、消防広域化運営協議会設立準備会負担金の財源とするものでございます。

続きまして、3項県委託金の中の徴税费委託金でございますが、徴税费につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、地方税法施行令及び国税徴収金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成22年4月1日から施行されておりますが、個人の都道府県民税の徴収取り扱い費の算定の基礎となる金額の特例によりまして、納税義務者1人当たり300円を上乗せして交付されることになりましたことから、456円を増額するものでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

16款寄附金でございますが、5万9,000円の増額でございます。これにつきましては、役場庁舎1階に設置してございます自動販売機の利益還元協賛金のうち、当初予算で計上いたしましたものから実績分を差し引いた差額分を計上するものでございます。

17款繰入金でございますが、262万円の増額となります。これにつきましては、平成21年度決算の確定に伴い、老人保健事業特別会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金を計上するものでございます。

次に、13ページ、18款繰越金でございますが、前年度からの繰越金を計上するものでございまして、当初予算で計上した分を除く1億9,688万8,000円を増額するものでございます。

19款諸収入でございますが、267万円の増額となります。これは、財団法人静岡県市町村振興協会が行う助成制度を活用いたしまして、軽自動車税に係るシステム改修を行う県市町村振興協会軽自動車税システム改修費助成金246万8,000円のほか、民生費雑入といたしまして、

総合障害者自立支援施設「あつまりーナ」の10月開設に伴う通所サービス利用市町負担金20万2,000円を計上するものでございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。

20款町債でありますが、80万円の減額でございます。これは、5ページの地方債補正でも御説明いたしましたが、当初予算でお認めいただきました地方債のうち水産基盤整備事業につきまして、国・県補助事業における事務費が補助対象から除かれたことによりまして工事費総額も変更となりまして、それに伴って起債額も変更となりますことから、水産基盤整備事業における起債の限度額につきまして80万円減額するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。15ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費でありますが、106万1,000円の増額でございます。これにつきましては、職員の人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

続きまして、16ページの2款総務費でありますが、4,871万4,000円の増額でございます。1項総務管理費につきましては、4,468万8,000円の増額となりますが、1目の一般管理費に続きましては、人事異動等に伴う職員人件費の増額のほか、国・県補助事業の事務費が補助対象から除かれたことによりまして、これまで補助事業の事務費内で賄っていた需用費や使用料、賃借料といった一般行政事務費に当たるものをこのところに計上する増額でございます。

17ページ、5目の財産管理費でありますが、庁舎管理費におきまして、緊急に雨漏り修繕を行うための補修工事費2,270万円を含む庁舎の修繕費を計上するとともに、公有財産管理費において、土地取得事業特別会計で所有する民附宅地造成地につきまして、一般会計で買い戻しまして、また、販売価格等を設定するために鑑定評価を行う手数料を計上するほか、神戸集落センターの防水改修補修経費を計上しております。また、公用車管理費には、中型バスのエアコンのコンデンサーを修理するための修繕料を計上させていただきました。

18ページ、6目の企画費につきましては、企画調査費において、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費の県補助金を受けまして、市として国勢調査の事務補助を行う臨時職員を9月から11月まで採用するための臨時職員の賃金及び静岡県中部未来懇話会負担金を計上したことによる増額のほか、地域活性化大規模イベント事業補助金（吉田カムカム補助金）が、上半期、既に150万円の交付決定を行ったことに伴いまして、今後、補助要綱に規定しているおおむね5万人以上の入場者を見込むことができる大規模イベントの開催等の申請があった場合でも対応できる額ということで、追加補正を計上させていただくものでございます。

10目の人事管理費につきましては、臨時職員の雇用保険料と社会保険料を増額するほか、急遽対応すべき臨時職員の賃金を計上するものでございます。

19ページをごらんいただきたいと思います。

12目の空港対策費につきましては、10月に予定されております「ふじのくに3776友好中国公式訪問団」への参加費用として37万円の旅費を計上するものでございます。

2項の徴税费でありますが、96万5,000円の増額でございます。1目の税務総務費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の増額と臨時職員賃金の増額のほか、軽自動車税のシステム改修業務に係る経費を計上してございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。

3項の戸籍住民基本台帳費は306万1,000円の増額でございますが、人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

21ページの3款民生費でございますが、578万1,000円の減額でございます。1項社会福祉費につきましては506万6,000円の減額でございますが、1目の社会福祉総務費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の減額を行う一方で、福祉有償運送運営協議会委員報酬を4万2,000円計上させていただいております。

22ページをごらんいただきたいと思います。

2目の国民年金事務費及び3目の国民健康保険事務費につきましては、それぞれ人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

23ページ、4目の老人福祉費でございますが、県シルバー人材センター連合会賛助会費の増額でございます。

5目の心身障害者福祉費につきましては、総合障害者自立支援施設「あつまりーナ」の10月開設に伴いまして、新たに実施いたします通所サービス利用促進事業に係る負担金を計上するものでございます。

23ページから24ページにかけての7目の介護保険費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を減額する一方で、低所得者利用者負担軽減措置事業において、平成21年度事業の実績に応じ、県補助金の返還金を計上するものでございます。

2項児童福祉費につきましては、71万5,000円の減額でございます。1目の児童福祉総務費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の減額でございますが、25ページの3目の保育所費につきましても、人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

26ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費でございますが、148万2,000円の減額でございます。1項保健衛生費の1目保健衛生総務費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の減額でございます。

3目の環境衛生費につきましては、県費補助で行いますエコマイハウス支援事業費補助金の変更申請が認められましたことから、事業内容を拡大いたしまして、地球温暖化対策事業費補助金の増額をするものでございます。

27ページ、6款農林水産業費につきましては、59万8,000円の減額でございます。1項農業費につきましては206万2,000円の増額でございますが、1目の農業委員会費につきましては職員人件費の増額、2目の農業総務費につきましては職員人件費の減額というふうになっております。

28ページをごらんいただきたいと思います。

3目の農業振興費でございますが、農用地利用集積計画におきまして、新規者の計画設定と再設定者による計画が、前計画よりも貸借期間が長くなりましたことから、奨励金単価のランクが上がったことに伴いまして、農用地利用集積奨励補助金を増額しているものでございます。

5目の農地費でございますが、180万円の増額でございます。ただいま由比川山崎橋付近に設置されておりますラバーダムの自動点灯装置が故障しておりまして、防災上大変不安な状態にありますことから、修繕費を計上させていただくものでございます。

3項水産業費につきましては、266万円の減額でございます。

2目の水産振興費につきましては、漁業近代化資金貸し付け実績に基づく漁業近代化資金

利子補助金の増額でございます。

29ページから30ページにかけての3目漁港管理費でございますが、人事異動等に伴う職員人件費の増額のほか、漁港管理費において国・県補助事業の事務費が補助対象から除かれたことによりまして、これまで補助事業内で賄っていた事務費の必要額をここに計上する一方、水産基盤整備事業費では国・県補助事業の事務費が補助対象から除かれたことによりまして、事業内の事務費を減額するとともに、5号岸壁の修繕事業を今後ストックマネジメント事業として実施するための測量調査委託料を計上するものでございます。

31ページ、7款商工費でございますが、217万8,000円の減額でございます。

1項1目の商工総務費につきましては、221万1,000円の減額ですが、これは人事異動等に伴う職員人件費の減額が主なものでございます。

2目の商工業振興費につきましては、企業立地市町推進連絡会負担金の算定内容が変更されましたことから、3万3,000円増額するものでございます。

32ページをごらんいただきたいと思えます。

8款土木費でございますが、5,257万1,000円の増額でございます。

1項土木管理費でございますが、5万6,000円、職員人件費を減額するものでございます。

2項道路橋梁費につきましては、4,271万4,000円の増額でございます。

1目の道路橋梁総務費につきましては職員人件費の増額、32ページから33ページにかけての2目の道路維持費につきましては、4,350万円の増額でございますが、これは、特に劣化の著しい道路の維持修繕に係る工事請負費を増額計上させていただくものでございます。この補正には、大幡地内の東名大井川線と川尻橋南側の大幡川尻2号線の補修など、道路の劣化から事故につながりかねないというようなおそれのある緊急度の高い工事箇所も含まれているものでございます。

次に、3目の道路新設改良費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を減額する一方、国道150号への出入りを円滑にするために、亀の尻線改良事業に係る測量設計業務委託料を計上させていただくものでございます。

3項河川費でございますが、34万8,000円、職員人件費を増額させていただくものでございます。

34ページと35ページをごらんいただきたいと思えます。

4項都市計画費でございますが、956万5,000円の増額でございます。

1目の都市計画総務費につきましては、歳入で御説明いたしました、国庫補助既存住宅耐震診断事業費1万円と県補助金わが家の耐震化診断事業費の3万7,000円の合計4万7,000円を一般財源から国・県支出金に振りかえる措置を講じるとともに、人事異動等に伴う職員人件費の減額、国・県補助事業の事務費が補助事業から除かれたことに伴い、これまで補助事業内で計上しておりました事務費の必要額をここに計上するものでございます。また、土地利用対策費において、施設整備工事2件分と4カ所の土地利用附帯用地買収費を計上させていただきました。

2目の土地区画整理事業費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

続きまして、36ページから38ページまでをごらんいただきたいと思えます。

3目の街路事業費でございますが、人事異動等に伴う職員人件費の増額のほか、国・県補

助事業の事務費が補助対象から除かれたことに伴い、当初予算において補助事業内で計上していた事務費を減額するものでございます。

なお、38ページの東名川尻幹線整備事業費、中央幹線整備事業費、榛南幹線整備事業費の増額補正につきましては、国・県補助事業において事務費が補助対象から除かれたことにより、これまでのように端数部分に係る補助事業の事業費調整を事務費で行うことができなくなったことから、町単独事業費を設けまして、補助事業の円滑な精算を行えるように措置したものでございます。

6目の公園管理費でございますが、310万円の増額でございます。これは、由比川親水公園の木の橋など2カ所の施設修繕を行うとともに、小藤路公園駐車場の防じんを行う舗装工事を実施するための経費を計上するものでございます。

39ページ、9款消防費でございますが、106万3,000円の増額でございます。

1項1目の常備消防費につきましては、74万1,000円の増額でございます。これは、消防広域化運営協議会設立準備会負担金を計上するものでございます。

5目の災害対策費でございますが、各自主防災会に設置してございます災害時緊急用浄水装置に係る特定消耗品費を計上するものでございます。

40ページをごらんいただきたいと思います。

10款教育費でございますが、1,024万5,000円の増額でございます。

1項教育総務費につきましては、405万5,000円の増額でございますが、2目の事務局費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の増額のほか、町内3小学校の教職員用パソコンにインストールいたします小学校成績処理ソフト購入に係る経費といたしまして、50万4,000円の備品購入費を計上するものでございます。

41ページ、3目の教育諸費につきましては、現在、健康福祉センター「はあとふる」内のプレイルームで行っております「ことばの教室」を、通所児童の増加に伴い、会場を神戸集落センターに移し事業を継続するための経費72万1,000円と、中学校のクラブ活動における大会参加費を補助する小・中学校活動補助金を実績に応じて増額するものでございます。

42ページをごらんください。

2項小学校費でございますが、437万6,000円の増額でございます。

1目の学校管理費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を増額するほか、住吉小学校の国旗掲揚塔が老朽化したことにより、新たな掲揚塔を設置する工事請負費を計上するものでございます。

43ページ、3項中学校費につきましては、34万8,000円の増額でございますが、1目の学校管理費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費の減額を行う一方、グラウンド西側道路沿いに植栽されておりますヒマラヤスギの剪定を行うための樹木管理業務委託料を計上するものでございます。

44ページをごらんいただきたいと思います。

4項社会教育費でございますが、83万5,000円の増額でございます。

1目の社会教育総務費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を減額するものでございますが、その一方で、臨時職員賃金を増額するとともに、焼津市で開催される青少年補導センター連絡協議会主催の研修会に補導員が参加するための研修費負担金を計上するものでございます。

45ページ、3目の学習ホール運営費でございますが、AEDの借上料を計上するものでございます。

4目の図書館費でございますが、人事異動等に伴う職員人件費の減額のほか、新規図書館情報システム導入に係る点検保守管理委託料の増額と、借上料の減額を行うとともに、図書館2階テラス出入り口扉など補修工事請負費47万8,000円、それと、老朽化により買い換え必要な一般備品2点の購入費8万円を計上させていただくものでございます。

46ページをごらんいただきたいと思います。

5項保健体育費でございますが、63万1,000円の増額でございます。

1目の保健体育総務費でございますが、人事異動等に伴う職員人件費の増額を行うものでございます。

3目の体育館運営費につきましては、AEDの借上料を計上するものでございます。

最後に、47ページから48ページにかけての13款の諸支出金でございますが、3億2,466万円の増額でございます。

1項普通財産取得費でございますが、4,148万4,000円の増額でございます。これにつきましては、土地取得事業特別会計で所有する民附宅地造成地につきまして、宅地用地2区画分を買い戻すものでございます。

また、2項基金費につきましては、四つの基金に合計2億8,317万6,000円を積み立てるよう計上するものでございます。それぞれの積み立て額につきましては、1目の基金費のとおりでございます。財政調整基金に2億7,270万円、減債基金に999万9,000円、環境保全基金へ1万6,000円、小・中学校建設基金へ46万1,000円それぞれ積み立てるものでございます。なお、財政調整基金への積み立てにつきましては、繰越金と預金利子などを財源として行うものでございます。また、他の目的基金につきましては、預金利子を財源として積み立てるものでございます。

ただいま申し上げました内容によりまして、第2号補正予算案につきましては、歳入歳出それぞれ4億2,827万5,000円増額させていただくものでございます。

以上が補正予算の概要でございますが、このうち、説明の中でも申し上げましたが、老朽化により雨漏り範囲が広がっている庁舎の修繕工事、由比川山崎橋付近のラバーダムの修繕工事、それから町道東名大井川線と大幡川尻2号線の著しい劣化部分の修繕工事、こうしたものにつきまして早急に復旧をさせていただかなければいけないという状態にございます。

また、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業につきましても、国勢調査の事務補助ということで、時期が迫っているという状況でございます。こうした状況から、早急に事務を進めたいものを含んでおりますことから、初日における議決をお願いしたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、第59号議案の平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

提出議案つづりの30ページと31ページ、別冊の島田・榛原地区広域市町村圏協議会の平成21年度歳入歳出決算書、それに別冊の参考資料ナンバー13をごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、島田・榛原地区広域市町村圏協議会が平成22年3月31日をもって廃止されまして、同協議会の平成21年度決算について、地方自治法施行令第2条第2項の規定を準用いたしまして、同協議会の事務局を努めていた島田市が調整いたしまして、構成市町

におきましてそれぞれ監査及び議会の認定に付するというにされましたことから、当町におきましても、監査委員の監査を受け、その意見を付して議会の認定に付することとしたものでございます。

それでは、決算の内容を御説明申し上げます。別冊の決算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算額につきましては、歳入歳出それぞれ26万8,231円でございます。

歳入の内容について御説明申し上げますが、1項1目分担金、負担金の1目の負担金につきましては、構成市町である島田市から10万6,000円、当町から4万3,000円、川根本町から2万5,000円の合計17万4,000円を収入いたしております。

また、3項1目の繰越金でございますが、前年度からの繰越金として収入済額を9万4,231円計上してございます。

続きまして、歳出の内容でございますが、1ページの歳出の表と2ページの歳出明細書をごらんいただきたいと思っておりますけれども、歳出項目につきましては、総務費の事務費のみでございます。

1節の報酬及び9節の旅費につきましては、決算審査並びに監査報告に係る監査委員の報酬と旅費でございます。

11節の需用費、12節の役務費、14節の使用料及び賃借料、19節の負担金、補助及び交付金につきましては、第21回広域ふれあい合唱祭開催のための補助事業や、福岡市のコミュニティFM放送局で行いました大井川流域の魅力再発見PR事業に要する経費のほか、会議開催費用や負担金などを計上したものでございます。

この結果、歳入歳出差し引き額がゼロとなりまして、残余財産はなくなっております。

なお、詳細につきましては、参考資料に掲載されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上が平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の概要でございます。

以上、企画課から2点の提案の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 次に、町民課長、大石修司君。

〔町民課長 大石修司君登壇〕

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

町民課からは、第42号議案、第43号議案、第44号議案、第50号議案、第51号議案、第52号議案の6議案につきましてお認めをいたごうとするものでございます。

最初に、第42号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の5ページと6ページ、別冊の平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー4をごらんください。別冊の決算書は、一般会計、土地取得事業特別会計の次でございます。こちらをごらんください。

まず、2ページから3ページをごらんください。

歳入は、予算総額23億1,623万8,000円に対しまして、収入済額は23億4,794万9,403円です。前年度と比較しますと5,500万2,052円、2.4%の増となっております。不納欠損額は2,031万

5,076円、収入未済額は2億7,930万9,226円であります。

歳入の内訳を申し上げますので、8ページと9ページの歳入事項別明細書をごらんください。

1款国民健康保険税は、収入済額が7億9,512万7,127円で、前年度と比べますと3,625万6,000円、4.4%の減となっております。収納率につきましては、現年度分で89.21、前年度よりも1.34%下回り、過年度分は20.82%で、前年度を1.9%上回っております。これは、21年度に税率改正をして引き下げを行ったことに加え、世界的不況の影響を受け景気が低迷する中、会社の倒産や解雇等で職を失った者が社会保険を離脱し国民健康保険に加入する傾向が続いて、納付困難となった者が増加しているということが考えられます。

10ページから11ページをごらんください。

2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料で、収入済額37万3,600円で、前年度と比較して1万8,000円、5.1%の増となっております。

3款国庫支出金につきましては、収入済額が5億5,484万4,988円で、前年度と比較して1億565万6,000円、23.5%の増となっております。増加要因としましては、国庫負担金では、歳出における保険給付費が増加したことで療養給付費等負担金が増加したこと、国庫補助金では、保険給付費が増加したことで保険税の割合が減り、これによって普通調整交付金が増額されたこと、介護従事者の処遇改善を図るため介護報酬が改正され、これに伴い介護保険料が上昇することを抑制するために財政措置された介護従事者処遇改善臨時特例交付金や、国の緊急少子化対策として出産育児一時金等の支給額を、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、4万円引き上げ、この2分の1に当たる2万円を出産育児一時金として補助したものが主な増加要因であります。

次に、14ページから15ページをごらんください。

4款療養給付費等交付金につきましては、収入済額1億18万7,519円で、前年度と比べまして7,019万2,000円、41.2%の減となっております。これは、対象者の療養給付費等の支払いに対して、保険税収入で賄うことのできない部分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでありますが、減少の要因としましては、一部の経過措置は残されたものの、平成20年度から退職者医療制度が廃止されたことによるものであります。

5款前期高齢者交付金につきましては、収入済額3億4,066万2,408円で、前年度と比較して5,244万1,000円、13.3%の減となっております。これは、前期高齢者に係る保険者間の不均衡の調整を図るもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源としまして、社会保険診療報酬支払基金から市町村国保に対しまして交付されたものでありますが、前期高齢者給付額が前年度に比べまして減少したことが、減額となった主な要因と言えます。

6款県支出金につきましては、1億1,099万7,185円となり、前年度と比較しまして188万5,000円、1.7%の増となっております。これは、県補助金のうち財政調整交付金が若干増加したことが主な要因と言えます。

次に、16ページから17ページをごらんください。

7款共同事業交付金につきましては、2億609万2,332円で、前年度と比較して3,039万2,000円、17.3%の増となっております。この交付金は、国民健康保険における高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するための事業でありまして、一般被保険者を対象に支給した実績に基づいて交付されるものと、保険者の平準化、財政の安定化を図る

ために、1件30万円を超える医療費に保険財政共同安定化事業として交付するものですが、歳出におけます保険給付費の伸びが大きく、前年度に比べて保険財政共同安定化事業交付金が増加したものでございます。

次に、18ページから19ページをごらんください。

8款財産収入につきましては、36万4,811円で、これは基金残高の増加が主な要因で、前年度と比べまして32万3,000円、46.9%の減となっております。

9款繰入金につきましては1億6,420万1,565円で、前年度に比べまして1億97億5,000円、159.7%の増となっておりますが、これは、保険給付費等の増加によりまして、診療報酬支払準備基金から1億円の繰り入れをしたことによるもので、一般会計からの繰り入れは前年度並みであります。

次に、20ページから21ページをごらんください。

10款繰越金は7,172万6,013円であり、前年度と比較しまして1,722万7,000円、19.4%の減となっております。

11款諸収入は337万1,855円で、延滞金、預金利子、そして雑入の交通事故等による第三者行為納付金、返納金等で、前年度と比較しまして748万4,000円、68.9%の減となっておりますが、これは、第三者行為納付金によるものが主な要因であります。

以上が歳入であります。

次に、歳出ですが、少しページを戻っていただきまして、4ページから5ページをごらんください。

予算総額23億1,623万8,000円に対しまして、支出済額は22億5,864万7,926円であります。前年度と比べますと、3,742万6,588円、1.7%の増となっており、不用額は5,759万74円あります。

歳出の内訳を申し上げますので、24ページから25ページの歳出事項別明細書をごらんください。

1款総務費は1,226万346円で、これは臨時職員賃金、電算委託料、郵便料などの一般管理費、国保連合会への負担金、賦課徴収に係る徴税費、運営協議会費の費用でありまして、前年度と比べまして88万7,000円、6.7%の減となっておりますが、これは、制度改正に伴う電算システム変更が主な要因であります。

次に、28ページから37ページをごらんください。

この2款保険給付費につきまして、15億3,117万8,377円でありまして、28ページからの療養諸費、それから30ページからの高額療養費、34ページからの出産育児諸費及び葬祭諸費で、これらが歳出の大半を占めていることとなります。前年度と比べますと、1億219万8,000円、7.2%の増となっておりますが、これは、療養給付費、高額療養費等が増加したことが主な要因であります。

次に、36ページから37ページをごらんください。

3款後期高齢者支援金等につきましては、3億4,040万4,809円であり、前年度に比べまして3,859万6,000円、12.8%の増となっております。これは、被用者保険や国保の保険者が、後期高齢者の医療給付費等を賄うために、現役世代からの支援金であります後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでありまして、増加要因としましては、後期高齢者支援金の加入者1人当たりの負担金の増加によるものでございます。

次に、38ページから39ページをごらんください。

4款前期高齢者納付金等につきましては、96万7,905円でありまして、前年度に比べまして56万2,000円、138.4%の増となっております。これは、各保険者の前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の額が各保険者の義務的支出に占める割合を勘案しまして、全保険者で公平に再案文する負担調整措置であります。増加要因としましては、前期高齢者納付金の加入者1人当たりの負担調整対象額の増によるものでございます。

次に、40ページから41ページをごらんください。

5款老人保健拠出金につきましては、949万3,090円で、老人保健事業の財源となる医療費拠出金、事務費を社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、前年度に比べまして2,792万9,000円、74.6%の減となっております。これは、平成20年度に老人保健制度が廃止されまして、平成21年度は、資格の異動に伴います過誤返戻分だけだったことが大きな要因と言えます。

次に、42ページから43ページをごらんください。

6款介護納付金につきましては、1億2,778万8,573円で、介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象にして、社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございますが、前年度に比べまして69万5,000円、0.5%の減となっております。

7款共同事業拠出金につきましては、2億792万3,159円で、保険者の財政運営の不安定を解消するため、高額医療費等共同事業の実施主体であります静岡県国民健康保険団体連合会が運営します事業に対しまして、町が拠出金として負担するものですが、前年度に比べまして374万5,000円、1.8%の減となっております。

44ページから45ページをごらんください。

8款保健事業費につきましては、2,395万8,299円で、国保事業の円滑なる運営と健康増進のための費用でありまして、特定健康診査、特定保健指導を初め、診療費の一部を負担する人間ドック委託料、保健センターが中心となって行っております健康教室、さらには医療費通知作成委託料などであります。前年度に比べまして283万7,000円、13.4%の増となっておりますのは、特定健康診査と人間ドックの件数の増加によるものでございます。

次に、48ページから49ページをごらんください。

9款基金積立金につきましては、275万7,160円で、診療報酬支払準備基金への積立金であり、前年度に比べまして7,528万6,000円、96.5%の減となっております。なお、年度末の現在高は、利子を含めまして2億9,438万2,834円であります。

10款公債費につきましては、一時借入金の利息分ではありますが、前年度同様、実績はありません。

次に、50ページから51ページをごらんください。

11款諸支出金につきましては、191万6,208円で、一般被保険者と退職被保険者保険税還付金、療養給付費等負担金償還金、退職療養給付費交付金償還金で、前年度に比べまして38万5,000円、25.1%の増となっておりますが、これは、平成20年度の決算におきまして生じた国への返還金が主な増加要因です。

次に、52ページから53ページをごらんください。

12款予備費につきましては、464万2,000円を充用しまして、充当金額は前年度に比べまして374万円増加しております。

少し戻っていただきまして、6ページをごらんください。

歳入総額23億4,794万9,403円から歳出総額22億5,864万7,926円を差し引いた8,930万1,477円が、平成22年度への繰り越しをさせていただくものでございます。

以上が第42号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

続きまして、第43号議案 平成21年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の7ページと8ページ、別冊の吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算書、あわせまして参考資料ナンバー5をごらんください。

最初に、決算書の2ページから3ページをごらんください。

歳入は、予算総額1,311万9,000円に対しまして、収入済額が1,111万1,347円です。前年度と比較しますと、2億837万7,835円、94.9%の大幅な減となっております。これは、平成20年度に老人保健事業が廃止されまして、平成21年度は資格の異動に伴います過誤返戻分だけだったことが大きな要因と言えます。

歳入の内訳を申し上げますので、8ページから9ページの歳入事項別明細書をごらんください。

1 款支払基金交付金につきましては、119万4,000円で、前年度と比べまして9,136万円、98.7%の減となっております。

2 款国庫支出金につきましては、350万6,170円で、前年度と比べまして5,608万5,000円、94.1%の減となっております。

3 款県支出金につきましては、13万4,292円で、前年度と比べまして1,419万4,000円、99.1%の減となっております。

10ページから11ページをごらんください。

4 款繰入金につきましては、90万円で、前年度と比べまして2,033万1,000円、95.8%の減となっております。

5 款繰越金は、395万1,807円で、前年度と比べまして2,691万6,000円、87.2%の減となっております。

6 款諸収入は142万5,078円で、前年度と比べまして50万7,000円、55.2%の減となっております。

以上が歳入であります。

次に、歳出ですが、少しまたページを戻っていただきまして、4ページから5ページをごらんください。

予算総額1,311万9,000円に対しまして、支出済額は1,062万5,667円であります。前年度と比べますと、2億491万1,708円、95.1%の減となっており、不用額は249万3,333円であります。歳出も制度改正によりまして大幅な減額となっております。

歳出の内訳を申し上げますので、12ページから13ページをごらんください。

1 款医療諸費は303万8,379円で、前年度に比べまして1億7,282万4,000円、98.3%の減となっております。

2 款諸支出金は758万7,288円で、前年度に比べまして3,208万8,000円、80.9%の減となっております。

再び戻っていただきまして、6ページをごらんください。

歳入総額1,111万1,347円から歳出総額1,062万5,667円を差し引いた48万5,680円が、平成22年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

以上が第43号議案 平成21年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、第44号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の9ページと10ページ、別冊の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー6をごらんください。

最初に、決算書の2ページから3ページをごらんください。

歳入ですが、予算総額1億9,031万5,000円に対しまして、収入済額は1億8,812万6,121円です。前年度と比べますと、392万4,000円、2.1%の増となっております。

歳入の内訳を申し上げますので、8ページから9ページの歳入事項別明細書をごらんください。

1款後期高齢者医療保険料は1億5,803万2,300円で、前年度と比べますと、192万6,000円、1.2%の増となっており、これは、75歳以上の後期高齢者の皆様からいただいた保険料であります。

2款使用料及び手数料は3万200円で、前年度と比べますと、8,000円、36.4%の増となっており、これは督促手数料でございます。

3款繰入金は2,930万3,400円で、前年度と比べますと、125万4,000円、4.5%の増となっており、これは、低所得世帯の均等割額減額分及び社会保険等の被扶養者の均等割額減額分を一般会計から負担した繰入金であります。

4款繰越金は49万921円で、皆増となっており、これは前年度からの繰越金であります。

10ページから11ページをごらんください。

5款諸収入は26万9,300円で、前年度と比べますと、24万5,000円、1,020.8%の増となっており、これは、保険料還付金、預金利子で、保険料の還付金が増加要因となっております。

以上が歳入であります。

次に、歳出でございますが、また少しページを戻っていただきまして、4ページから5ページをごらんください。

予算総額1億9,031万5,000円に対しまして、支出済額は1億8,803万7,221円であります。前年度と比べますと、432万6,000円、2.4%の増となっております。

歳出の内訳を申し上げますので、14ページから15ページの歳出事項別明細書をごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1億8,772万6,100円で、前年度と比べますと、401万5,000円、2.2%の増となっており、これは、後期高齢者の皆様からいただいた保険料と、低所得者等に対し保険料を減額した分を町から繰り入れたものであります。

2款諸支出金につきましては、31万1,121円で、皆増となっております。これは、資格の異動に伴います保険料の還付金と前年度の精算に係る一般会計への繰出金であります。

16ページから17ページをごらんください。

3款予備費でございますが、執行はございませんでした。

再び戻っていただきまして、6ページをごらんください。

歳入総額1億8,812万6,121円から歳出総額1億8,803万7,721円を差し引いた8万8,900円が、平成22年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

以上が第44号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、第50号議案 平成22年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

議案書の19ページと別冊の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,464万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億912万8,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、平成21年度決算に基づくものでございます。

補正予算書の1ページと事項別明細書の5ページからごらんください。

歳入につきましては、3款国庫支出金183万2,000円の増額、これは、国庫負担金の療養給付費等負担金が、歳出におけます後期高齢者等支援分、介護納付金の変更に伴います減額分と、過年度分の増額は前年度精算分であります。

5款前期高齢者交付金50万9,000円の増額は、社会保険診療報酬支払基金の決定によるものでございます。

6ページをごらんください。

9款繰入金4,700万円の減額は、繰越金の一部を支払準備基金に充てまして、繰入金を減らそうとするものでございます。

さらに、10款の繰越金の7,930万円は、平成21年度の決算を受けて増額するものであります。

8ページをごらんください。

歳出では、2款保険給付費は、国庫支出金等の特定財源の補正を受けまして、財源振りかえでございまして。

9ページの3款後期高齢者支援金等、55万4,000円の増額、10ページの4款前期高齢者納付金等は4万6,000円の減額、11ページの5款老人保健拠出金、2,000円の減額、6款介護納付金、85万円の減額は、社会保険診療報酬支払基金の決定によるものでございます。

12ページをごらんください。

8款保健事業費に2万6,000円の減額は、事業の実績によりまして返還金額が確定したことによるものでございます。

13ページをごらんください。

9款基金積立金に2,832万2,000円の増額は、繰越金の剰余分を充てたものでございます。

11款諸支出金の668万9,000円は、療養給付費、退職医療療養給付費交付金、出産育児一時金の実績に基づきます国庫支出金に係る返還金であります。

以上が第50号議案 平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、第51号議案 平成22年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

議案書の20ページと別冊の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ487万8,000円とするものでございます。

補正予算書の1ページ、事項別明細書の3ページからごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、2款の国庫支出金に28万2,000円、3款県支出金に6万9,000円の増額、これらはいずれも実績に基づく精算分であります。

4ページの5款繰越金の47万5,000円は、平成21年度の決算を受けまして増額するものでございます。

5ページをごらんください。

歳出では、2款諸支出金のうち、1項償還金では1万円増額し、2項繰出金では一般会計への繰出金として81万6,000円を増額するものであります。今回の補正につきましては、平成21年度の決算に基づきまして、前年度分の精算が確定したことによるものでございます。

以上が第51号議案 平成22年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、第52号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

議案書の21ページと別冊の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,612万2,000円とするものでございます。

補正予算書の1ページ、事項別明細書の3ページをごらんください。

歳入につきましては、4款繰越金の8万8,000円、これは、平成21年度の決算を受けまして増額をするものでございます。

4ページをごらんください。

歳出では、1款後期高齢者医療広域連合納付金の5万5,000円の増額、これにつきましては、平成22年4月から5月までに納入しました前年度保険料と還付未済額分で、これらを広域連合に納めるものでございます。

5ページの2款諸支出金の3万3,000円の増額は、預金利子と督促手数料であります。一般会計へ繰り出すものであります。

今回の補正につきましては、平成21年度の決算に基づくものでございます。

以上が町民課からの6議案の説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 次に、社会福祉課長、水野辰明君。

〔社会福祉課長 水野辰明君登壇〕

○社会福祉課長（水野辰明君） 社会福祉課でございます。

本議会定例会に上程いたしました第55号議案 指定管理者の指定につきまして御説明を申し上げます。

提出議案の24ページと参考資料ナンバー10をごらんください。

第55号議案 指定管理者の指定につきましては、吉田町総合障害者自立支援施設の指定管理者の指定につきましての議案でございます。

平成22年第3回議会臨時会におきまして御承認をいただきました吉田町総合障害者自立支援施設設置条例の第12条で、指定管理者による指定管理ができる規定を設けております。こ

の規定に基づきまして、吉田町総合障害者自立支援施設の指定管理者の指定を行うことにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称を吉田町総合障害者自立支援施設、指定管理者となる団体を、牧之原市坂部2151番地2、社会福祉法人牧之原やまばと学園、理事長、長澤道子、指定管理の期間を平成22年10月1日から平成25年9月30日までの3年間とするものでございます。

参考資料ナンバー10をごらんください。

指定管理者の選定理由でございます。

吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第2条ただし書きにより、指定管理者の候補者の選定を行うもので、町内で障害福祉サービス事業を実施しております社会福祉法人牧之原やまばと学園は、志太榛原圏域におきまして長年にわたり知的障害者施設の運営を行っておる実績があること、当町における最も多くの障害福祉サービス等の利用者を有する実態があること、平成17年4月からの知的障害者デイサービスセンター事業を当町から受託し、現在は地域生活支援センター事業として実施をしておること、平成19年度から障害児放課後児童クラブを受託していること、平成21年4月からさくら作業所の指定管理者として就労継続支援B型の事業を実施をしておること、また、平成18年10月から相談支援事業を受託しており、各事業の利用者と厚い信頼関係を構築していること、公の施設の指定管理の実績があること及び、提出された書類を審査し、総合的に判断した結果、指定管理者の候補者として選定を行うものでございます。

平成22年度の指定管理料は年額526万5,000円とし、施設に係る118万7,000円のほか、業務委託をしております相談支援事業、障害児放課後児童クラブ事業、地域活動支援センター事業を含むものでございます。

業務の範囲を、1としまして、障害福祉サービス事業の計画及び実施に関する業務、2として、地域活動支援センター事業、相談支援事業、障害児放課後児童クラブ事業の計画及び実施に関する業務、3としまして、施設の備品等の保守管理に関する業務、4としまして、管理施設の維持管理に関する業務、5としまして、その他町長が必要と認める業務とするものでございます。

なお、この議案につきましては、指定管理者の指定後に障害福祉サービス事業所として静岡県での認可の手続を行うこと及び利用者の施設移行を円滑に行うことが必要となることから、議会の初日に議決をお願いするものでございます。

以上、社会福祉課から第55号議案 指定管理者の指定につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（増田宏胤君） 次に、高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

〔高齢者支援課長 池ヶ谷恭子君登壇〕

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 高齢者支援課でございます。

本定例会に上程いたしました第45号議案、第53号議案について御説明申し上げます。

初めに、第45号議案 平成21年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

提出議案の11ページ、歳入歳出決算書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の次にありま

す、吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の6ページをごらんください。

平成21年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額は14億1,824万5,410円、歳出総額は13億8,924万3,451円、歳入歳出差し引き残額2,900万1,959円という内容をお認めいただこうとするものでございます。

前年度対比で、歳入は3.2%の増、歳出は2.1%の増となっております。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページ及び参考資料ナンバー7をごらんください。

歳入でございますが、1款保険料は、第1号被保険者保険料で収入済額2億9,015万590円、前年対比16%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、第4期介護保険事業計画において介護保険料の基準額が引き上げられたこと、1号被保険者が前年度対比で117名、率で2%増加したものによるものでございます。保険料の収納状況は、収納率98.11%、不納欠損額は92万6,992円となっております。

2款使用料及び手数料は2万3,100円で、保険料の督促手数料でございます。

3款国庫支出金は2億9,302万6,430円で、前年対比1.2%の減でございます。国庫支出金は、介護給付費に対する法定費用負担分で、国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業の負担分で、調整交付金の交付率は3.84%となっており、介護給付費、地域支援事業費の負担分は増となっておりますが、調整交付金の交付率が減額となったことにより減少しております。

4款支払基金交付金は3億9,535万8,000円で、前年度対比1.5%の減で、介護給付費は増額しておりますが、法定費用割合の変更による減額でございます。

5款県支出金は1億9,934万4,672円で、前年対比3.5%の増で、県負担金は介護給付費、県補助金は地域支援事業費の負担分でございます。

6款財産収入は、準備基金の利子でございます。

7款繰入金は2億2,651万672円で、前年対比3.8%の増。内訳として、1項一般会計繰入金は、介護給付費等の法定費用負担率に基づく増額となっております。2項基金繰入金は、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金を平成21年度事業実施のため取り崩したものでございます。

8款繰越金は1,350万1,102円で、平成20年度決算によるものでございます。

9款諸収入は2万7,311円で、預金利子及び延滞金の収入となっております。

次に、歳出を申し上げます。決算書4ページ、5ページをごらんください。

1款総務費3,437万5,290円で、前年対比0.4%の減でございます。主な支出といたしましては、3項の介護認定審査会費で、介護認定事務局運営負担金でございます。

2款保険給付費は13億892万8,183円で、前年度対比3.2%の増額となっております。平成21年度は、第4期介護保険事業計画の初年度に当たりますが、保険の給付状況は、総額では事業計画の計画値に対しまして7.2%の減額となっております。1項の介護給付費の居宅介護及び施設サービス費と4項の特定高齢者介護サービス費が主な支出となっております。

3款基金積立金は487万4,000円で、平成20年度決算による介護給付費準備基金でございます。平成21年度末現在で介護給付準備基金積立金は9,438万9,000円となっております。

4款地域支援事業費は3,305万3,268円、前年対比で7.8%の増額となっております。介護予防事業費と包括支援センター運営事業費が主な支出となっております。

6款諸支出金の1項償還金及び還付加算金は631万2,201円で、主な支出は、介護給付費、

地域支援事業費において、交付決定額を実績が下回ったため精算を行う償還金でございます。2項繰出金は170万509円で、介護給付費、地域支援事業費、事務費において実績が一般会計からの繰入金を下回ったことから、精算を行い一般会計へ返還したものでございます。

以上が平成21年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算案でございます。

続きまして、第53号議案 平成22年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

提出議案書の22ページと別冊予算書をごらんください。

平成22年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入歳出総額に3,081万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を15億9,577万6,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

予算書3ページをごらんください。

歳入でございます。

3款の国庫支出金、当初予算3億2,822万6,000円に対して21万1,000円を増額するものでございますが、平成21年度の国庫負担金について実績が交付決定額を上回ったことにより、前年度精算金を増額するものです。

4款支払基金交付金、当初予算4億5,042万6,000円に対して260万5,000円を増額するものでございますが、平成21年度支払基金交付金について実績が交付決定額を上回ったことにより、前年度精算金を増額するものでございます。

予算書4ページをごらんください。

8款の繰越金、当初予算100万円に対して2,800万2,000円を増額するものでございますが、平成21年度決算に伴い歳入歳出残額を計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、5ページをごらんください。

3款1目介護給付費準備基金積立金、当初予算1万5,000円に対して2,428万2,000円の増額を計上するものでございます。介護給付費準備基金条例に基づき、前年度の剰余金の範囲で積み立てを行うものでございますが、本年度の積立金は、平成21年度介護保険事業特別会計歳入歳出差し引き残額から給付費等の精算による返還金を差し引き、精算金を増額し、当初予算額を差し引いて算出したものです。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金につきましては、同条例第4条の規定に基づき、基金の運用から生ずる利益はこの基金に編入するため、預金利息4万2,000円を予算計上するものでございます。

6ページをごらんください。

6款の諸支出金のうち償還金につきましては、当初予算1,000円に対して472万3,000円の増額を計上するもので、国庫負担金、社会保険診療報酬支払基金、県負担金の交付決定額を、実績が下回ったため返還するものでございます。一般会計繰出金は、当初予算1,000円に対して177万1,000円の増額を計上するもので、償還金と同様の考え方で、平成21年度介護給付費、地域支援事業費、事務費において、実績が一般会計からの繰入金を下回ったことから返還するものでございます。

以上が平成22年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）案でございます。

以上2議案につきまして御説明申し上げます。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 次に、都市建設課長、大石悦正君。

〔都市建設課長 大石悦正君登壇〕

○都市建設課長（大石悦正君） 都市建設課でございます。

都市建設課関係の議案は、第56号議案 町道の路線廃止についてと第57号議案 町道の路線認定についての2議案でございます。この2議案につきましてはそれぞれ関連がございますので、あわせて御説明申し上げます。

議案書25ページと26ページをごらんください。

初めに、第56号議案 町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、道路法第10条第2項の規定に基づきまして、町道の路線を廃止しようとするものでございます。

今回廃止する路線は2路線でございます。路線名、中瀬北原線は、延長が3,871.3メートル、幅員4.1メートルから20.8メートルでございます。ふじみ野1号線は、延長が83.3メートル、幅員6メートルから12メートルでございます。路線名中瀬北原線は、路線の区域を分割し、改めて認定させていただくため、ふじみ野1号線は、路線の延長認定をさせていただくため、その手続として、一たんこの2路線の廃止をお願いするものでございます。

それでは、参考資料ナンバー11をごらんください。参考資料は、表面に路線の位置図を、裏面に公図写しを掲載しております。中瀬北原線は延長が長いので、公図写しが複数枚となっております。

それでは、順次説明させていただきます。

路線名中瀬北原線でございますが、この路線は、片岡150号から神戸北原東2号線までを結ぶ路線ですが、一部が吉田町と牧之原市の行政区域の境界上にある路線でございます。このため、吉田町と牧之原市両市町で重複認定されておりました。今回、吉田町を区域としない部分を外し、吉田町を区域とする部分について新たな道路として認定させていただくため、その手続として現行の路線を一たん廃止するものでございます。

続きまして、ふじみ野1号線でございます。この路線は、平成7年10月、開発面積7,860.53平方メートル、分譲区画数28区画の宅地分譲の開発時に新設された道路です。今回、ふじみ野1号線が、南側隣接地の宅地分譲地等の開発に伴い新設された道路と接続できたため、同路線の延長手続として、現行の路線を一たん廃止するものでございます。

以上が廃止する2路線の説明でございます。

続きまして、57号議案 町道の路線認定について御説明申し上げます。

議案書27ページと28ページをごらんください。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、町道の認定をしようとするものでございます。

今回認定をしようとする路線は4路線でございます。路線名中瀬北原1号線は、延長が2,634.4メートル、幅員2.5メートルから20.8メートルでございます。中瀬北原2号線は、延長が1,111.5メートル、幅員2.8メートルから12.5メートルでございます。ふじみ野1号線は、延長が223.9メートル、幅員6メートルから12メートルでございます。ふじみ野4号線は、延長が25.4メートル、幅員6メートルから10メートルでございます。

それでは、参考資料をもとに順次説明させていただきます。

参考資料ナンバー12をごらんください。

まず初めに、路線名北原1号線及び北原2号線でございます。この路線は、先ほど路線廃止する路線として説明いたしました中瀬北原線を、吉田町の行政区域でない部分を除き、吉

田町行政区域内で東西2路線に分けて認定をお願いするものでございます。片岡150号から牧之原市境までを中瀬北原1号線として、牧之原市境から町道北原東2号線までの区間を中瀬北原2号線として認定をお願いするものでございます。

続きまして、ふじみ野1号線とふじみ野4号線でございます。まず、路線名フジミノ1号線でございますが、先ほど廃止する路線として説明いたしましたが、平成7年12月の町道認定後、南側隣接地が宅地分譲等の2度の開発事業により、道路が南側に延伸する形で新設されました。1度目は、平成19年4月の開発面積1,869.87平方メートル、4階建ての16戸の共同住宅1棟の建設事業で道路が築造されました。2度目は、平成21年1月、この共同住宅建設事業の開発区域を含め、面積にして4,720.45平方メートル、区画数10区画の分譲宅地を追加整備する開発事業により、道路がさらに南側に延伸する形で築造されました。道路名ふじみ野1号線は、道路を延長し、改めて認定をお願いするものでございます。また、ふじみ野4号線は、2度目の開発により新設された道路であり、今回新たに認定をお願いするものでございます。

都市建設課関係の2議案の御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 次に、下水道課長、芝原弘幸君。

〔下水道課長 芝原弘幸君登壇〕

○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。

本定例会に上程いたしました46号議案、第54号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、46号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額10億512万7,919円、歳出総額9億7,939万7,353円、歳入歳出差し引き残額2,573万566円という内容をお認めいただくとするものでございます。

前年度対比で歳入は7.7%の減、歳出は8.5%の減となっております。

なお、この残額は平成22年度へ繰り越すものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

歳入につきまして、決算書の2ページ、3ページと事項別明細書8ページから13ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の1款分担金及び負担金、1項の負担金、収入済額2,918万9,420円、前年度比85.9%は、受益者負担金でございます。

2款使用料及び手数料の収入済額6,370万1,463円は、前年度比102.9%、収入未済額118万7,080円、不納欠損額7万5,069円は、1項の使用料が主なものでございます。使用料の収率は、前年度比0.2%増の98.1%、現年度分につきましては、前年度と同じ98.9%となっております。

3款の国庫支出金、1項国庫補助金、収入済額8,000万円は前年度同額で、汚水処理施設整備交付金7,500万円と地震対策下水道事業費補助金500万円でございます。

4款の繰入金、1項繰入金、収入済額6億333万7,000円、前年度比111.1%は、一般会計への繰入金で、職員人件費、公債費などを一般会計から繰り出し補ったものでございます。

5款の繰越金、1項繰越金1,877万4,487円は、前年度比29.3%は前年度からの繰越金でござ

ございます。

6 款の諸収入、収入済額582万5,549円、前年度比1,651.1%は、1 項延滞金加算金及び過料2万800円、2 項の預金利子1万4,631円、3 項雑入579万118円は、区域外接続による下水道納付金、消費税還付金が主なものでございます。

7 款の町債、1 項町債、2 億430万円、前年度比66.8%は、管渠建設費の起債分でございます。

以上、歳入合計10億512万7,919円となります。

次に、歳出でございますが、決算書の4ページ、5ページと事項別明細書の14ページからと参考資料ナンバー8をごらんいただきたいと思っております。

1 款の公共下水道事業費の支出済額4億7,767万2,628円、前年度比113.5%は、管渠建設費、管渠維持管理費、浄化センター維持管理費の目がございます。

1 目の管渠建設費ですが、支出済額が3億7,566万8,650円、前年度比115.1%は、職員人件費のほか、公共管渠建設費の12件を初め、町単独の管渠建設、その他附帯工事や取り付け管設置など32件の工事と管渠耐震補強設計等の委託料などが主なものでございます。

次に、2 目の管渠維持管理費でございますが、支出済額552万2,627円、前年度比77.9%は、下水道台帳作成業務やマンホール内のポンプの保守点検委託料、電気使用料が主なものでございます。

次に、3 目の浄化センター維持管理費の支出済額9,648万1,351円、前年度比111.4%は、浄化センターの運転管理等8件の委託料、活性炭入れかえ手数料と電気使用料や薬品等の消耗品などの需用費が主なものでございます。

2 款の公債費の支出済額5億172万4,725円、前年度比77.3%は、1 目の起債の償還元金2億9,913万1,335円、前年度比68.2%と、2 目の償還金利子と、及び一時借入金利子の2億259万3,390円、前年度比96%でございます。

3 款の予備費につきましては、50万円充用させていただきました。充用先としまして、1 款公共下水道事業費、1 目管渠建設費、8 節の報償費へ30万円、3 目の浄化センター維持管理費、18 節備品購入費へ20万円支出させていただきました。

以上、歳出合計が9億7,939万7,353円となります。この結果、歳入差し引き残額2,573万566円となり、この額を平成22年度へ繰り越すものでございます。

以上が平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の議案でございます。

続きまして、54号議案 平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書（第1号）をごらんいただきたいと思っております。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,944万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,785万1,000円とする内容のものでございます。

この補正につきましては、歳入としまして、平成21年度決算に基づく繰越金が当初予算を上回ることが見込まれるため、繰越金の増額と、昨年8月11日、駿河湾を震源として発生した地震被災による吉田浄化センターの建物災害共済からの災害見舞金、歳出としまして、公共下水道事業費の管渠建設費は、従来、補助事業を執行するために必要な事務費は補助対象として認めた事務費が、今年度から認められなくなったため、事務費総額を町単独費に振りかえ、同額を工事費に振りかえて管渠建設事業の進捗を図るものでございます。また、浄

化センターの故障した機器の修繕のため、浄化センター維持管理費の増額と公債費の利子の減額、予備費の増額をお願いするものでございます。

歳入歳出予算事項別明細書をごらんいただきたいと思います。3ページをごらんください。

歳入でございますが、5款繰越金、1項繰越金は、ただいま決算の説明を申し上げましたが、平成21年度の実質収支額2,573万円を繰り越させていただくもので、1,873万円増額させていただくものであります。

6款諸収入、3項の雑入71万8,000円の増額は、昨年8月の駿河湾を震源として発生した地震被災による吉田浄化センターの建物災害共済からの災害見舞金でございます。

次に、歳出でございますが、4ページから7ページをごらんください。

1款の公共下水道事業費2,012万4,000円増額させていただくもので、補助対象として認められていました事務費が今年度から認められなくなったため、町単独費に振りかえるもので、内容といたしまして、1項の公共下水道事業費、1目管渠建設費の職員人件費557万5,000円の増額、公共管渠建設費は、増減はありませんが、補助対象としていた事務費を減額して、減額分740万円を工事費に振りかえて管渠建設事業の進捗を図るものでございます。町単管渠建設費144万3,000円の増額は、事務費補助の振りかえ135万円と受益者負担金の前納報奨金の不足見込みによる報奨費5万円の増額、特別旅費4万3,000円の増額をお願いするものでございます。

3目の浄化センター維持管理費1,310万6,000円の増額は、需用費を1,270万5,000円増額させていただき、機械備品の修繕料をお願いさせていただきたいというもので、内容としまして4件ございまして、受電パックのパックギア、無停電電源装置、非常放送設備、エアコン室外機のそれぞれ修繕を行おうとするものです。

受電パックギアについてですが、浄化センターでは、6,600ボルトの高圧電流を受電しまして、それを400ボルトに変換して場内の機器を動かしておりますが、この変換がうまくいかない場合、モーターがおかしな動きをして故障となります。この電気の変化を事前に感知し、即座に電気を遮断して故障を未然に防ぐのがパックギアの機能であります。中部電気保安協会の定期点検によりこのパックギアの故障が見つかりましたので、その修繕料として185万8,500円。次に、無停電電源装置ですが、これは、停電があっても、バッテリーによって制御用コンピューターシステムを稼働させ続け、停電が復旧したときに再び速やかに機械類を起動させることができるもので、これが故障したため、修繕料として580万6,500円。非常放送設備は、浄化センターで火災などの非常事態が発生した際に避難誘導の放送をするためのもので、消防設備の定期点検の際に故障が見つかりまして、この修繕料が168万円と、浄化センターの事務室、会議室、中央監視室、水質試験室にあるエアコン4台の室外機の修繕料336万円をそれぞれお願いするものでございます。備品購入費としまして、水質試験室の薬品保冷庫の故障によります特別備品購入40万1,000円をお願いするものでございます。

2款の公債費、1項公債費の2目利子につきましては、102万6,000円の減額、これは、前年度に借り入れ起債額を減額させたこと、及び借り入れ利率も安かったため、不用額102万6,000円の減額を行うものでございます。

3款予備費、1項予備費の増額は、既に75万円を充用したため、今後予測しがたい歳出予算の不足を補うために、35万円の増額をお願いするものでございます。

以上が平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議案でございます。

以上2議案につきまして御説明申し上げます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 次に、水道課長、岩本忠博君。

〔水道課長 岩本忠博君登壇〕

○水道課長（岩本忠博君） 水道課でございます。

水道課から、第47号議案 平成21年度吉田町水道事業会計の決算の認定についての御説明を申し上げます。

別冊の平成21年度吉田町水道事業会計決算書及び参考資料ナンバー9をごらんください。

なお、本件最初の水道事業決算報告書及び水道事業報告書中の建設改良工事の概要につきましては、消費税込みの金額で、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、水道事業報告書中の事業収入に関する事項及び収益費用明細書、資本的収支明細書につきましては、消費税抜きの金額で計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページの収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業収益の決算額は5億4,269万3,874円で、前年対比95.7%でございます。

第1項の営業収益は5億3,809万5,513円で、前年対比98.7%となりました。その内容は、給水収益につきましては、給水件数は増加しているものの、有収水量が減少したことに伴い減収となり、5億3,622万7,208円で、前年対比99.5%となりました。受託工事収益につきましては、大幅に減り、昨年度より378万3,415円少ない9万3,005円で、前年対比2.4%となりました。その他営業収益につきましては、材料検査・設計検査手数料収入が減収となり、177万5,300円で、前年対比94.8%となりました。

第2項の営業外収益につきましては、消費税還付金がなかったことにより、1,751万6,733円減額の459万8,361円で、前年対比20.8%となりました。

次に、2ページの支出について御説明申し上げます。

第1款水道事業費用の決算額は4億7,697万2,930円となり、前年対比109.9%でございます。

第1項の営業費用は3億7,453万6,314円で、前年対比105.6%となり、その内容につきましては、原水浄水及び配水給水費の漏水等による修繕費が減少したため、前年度より848万6,712円少ない1億354万5,611円で、前年対比92.4%となりました。修繕等による受託工事はございませんでした。業務費は、法定福利費等の増加のため107万8,896円増額の3,769万899円で、前年対比102.9%でございます。総経費は前年度とほぼ同額の2,185万6,663円となりました。減価償却費は、施設新設等により増加したため2億515万683円で、前年対比115.1%となりました。資産減耗費につきましても、施設の更新等によりまして増加し、622万8,267円で、前年対比334.7%となりました。その他営業費用につきましては、6万5,295円で、前年対比101.5%となりました。

第2項の営業外費用につきましては、1億243万6,616円で、前年対比129.1%となり、その内容は、支払利息及び企業債取扱諸費が784万9,450円増え、7,825万8,912円で、前年対比111.1%となり、繰延勘定償却が、20年度取得の基本計画及び水道管管理図の償却が新たに加わったことにより、508万円増加し1,011万6,000円で、前年対比200.9%となりました。

また、第3項の予備費につきましては、支払消費税に予算の不足が生じたので、126万9,000円を第2項の営業外費用の消費税に充用しております。支払消費税につきましては、

1,098万3,700円でした。

この結果、水道事業収益は、当年度純利益は税抜きで前年度3,923万2,754円減額し、5,507万8,257円で、前年対比58.4%を計上することとなりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

第1款資本的収入の決算額は1億1,558万9,500円で、前年対比15.8%となり、第1項企業債は6,100万円で、前年対比9.1%増加しました。

第2項他会計出資金は、消火栓の設置に加え、水道施設の非常用発電設備の設置に伴う出資があり、1,263万5,700円となりました。

第3項の資本的収入は、前年並みの4,195万3,800円で、前年対比99.2%となりました。

次に、4ページの資本的支出につきまして御説明申し上げます。

第1款の資本的支出の決算額は3億6,898万6,924円で、前年対比37.6%となり、その内容を見ますと、第1項建設改良費は、工事請負費が大幅に減少したことから、5億9,742万600円減額の2億7,447万6,300円となりました。固定資産購入費につきましては、量水器購入費のみで、48万6,950円と減少し、第1項建設改良費全体としまして2億7,496万3,250円で、前年対比31.5%の決算額となりました。

第2項企業債償還金につきましては、1,373万2,971円減少し9,402万3,674円で、前年対比87.3%となりました。

この結果、資本的収入が資本的支出額に不足する額2億5,339万7,424円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額3,860万6,552円、過年度分損益勘定留保資金1億1,479万872円で補てんしております。

なお、収益費用明細及び資本的収支明細につきましては、34ページから42ページに計上してございます。

次に、11ページの平成21年度吉田町水道事業剰余金処分計算書案について御説明申し上げます。

当年度末処分利益剰余金7,065万6,933円を減債積立金へ3,000万円、建設改良積立金へ2,000万円積み立ての御承認をお願いするものでございます。

以上、水道課から平成21年度吉田町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は15時20分とします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま説明のありました第41号議案、第42号議案、第43号議案、第44号議案、第45号議案、第49号議案、第50号議案、第51号議案、第52号議案、第53号議案、第59号議案の11議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第41号議案、第42号議案、第43号議案、第44号議案、第45号議案、第49号議案、第50号議案、第51号議案、第52号議案、第53号議案、第59号議案の11議案と、連合審査とする第40号議案について総務文教常任委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

第40号議案、第41号議案、第42号議案、第43号議案、第44号議案、第45号議案、第49号議案、第50号議案、第51号議案、第52号議案、第53号議案、第59号議案の12議案について、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、第46号議案、第47号議案、第54号議案、第56号議案、第57号議案の5議案について質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第46号議案、第47号議案、第54号議案、第56号議案、第57号議案の5議案については、産業建設常任委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

第46号議案、第47号議案、第54号議案、第56号議案、第57号議案の5議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

なお、第58号議案については、本会議最終日で審議を行います。よろしくお願いします。

---

#### ◎報告第2号～報告第4号の報告

○議長（増田宏胤君） 日程第8、法令に基づく報告を行います。第2号報告 平成21年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第3号報告 平成21年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第4号報告 平成21年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についての3件について町長から報告を願います。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 平成22年第3回吉田町議会定例会に上程いたします報告事項の内容につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします報告事項は3件でございます。

それでは、各事項につきまして御説明申し上げます。

第2号報告は、平成21年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましてそれぞれ御報告するものでございます。

第3号報告は、平成21年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公共下水道事業特別会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

第4号報告は、平成21年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、前3号報告と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、水道事業会計の資金不足比率につきまして御報告申し上げます。

以上が、上程いたします報告事項の3件の概要でございます。詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

続いて、各担当課長から順次報告をお願いします。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第2号報告の平成21年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についてを御報告申し上げます。

提出議案つづりの32ページと33ページをごらんいただきたいと思います。

この報告につきましては、平成21年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告させていただくものでございます。

当町の平成21年度決算に基づく四つの健全化判断比率は、32ページの表のとおりでございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となるすべての会計において実質収支が黒字でございますので、表示されておられません。また、実質公債費比率につきましては14.8%、将来負担比率につきましては102.1%という結果となりました。

なお、括弧内に表示いたしました数値は、早期健全化基準を示したものでございますが、いずれの比率も、基準よりも大幅に過小な数値か、数値が示されない結果となっております。

次に、参考資料ナンバー14をごらんいただきたいと思います。

個々の算定を具体的に御説明申し上げたいと思いますが、最初に、1ページの総括表①健全化判断比率の状況でございます。上段には、先ほどの四つの判断比率を示してございます。

個々の比率について御説明をさせていただきますが、初めに、実質赤字比率について御説明申し上げます。この比率の対象でございますが、2ページの一般会計等の欄にございまして、当町では一般会計と土地取得事業特別会計、この二つの会計が対象となります。こ

の二つの会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であらわすことになっておりますので、いずれの会計でも黒字の実質収支となっている当町の場合は、算出されないということになります。

1 ページに戻っていただきまして、下段の早期健全化基準をごらんいただきたいと思えます。実質赤字比率につきましては、市町村の場合、財政規模に応じて11.25%から15%の中で早期健全化基準が設定されますが、当町の場合は14.27%という数値になります。また、財政再生基準につきましては20%となります。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この対象につきましては、2 ページに示されておりますとおり、特別会計や公営企業会計などを含むすべての会計となります。連結実質赤字比率につきましては、対象となるすべての会計の実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率となりますが、いずれの会計も実質収支は黒字ですので、数値は表示されないということになります。

次に、また1 ページに戻っていただきまして、下段の早期健全化判断基準をごらんいただきたいと思えますが、連結実質赤字比率につきましては、市町村の場合、財政規模に応じて16.25%から20%の中で早期健全化基準が設定されますが、当町の場合は19.27%となっております。また、財政再生基準につきましては40%となっておりますが、これには経過措置がございますので、平成21年度決算までが40%、22年度決算については35%、23年度決算以降は30%という設定となっております。

次に、実質公債費比率でございますが、資料の3 ページをごらんいただきたいと思えます。この比率は、公債費等が標準財政規模に比べてどの程度の負担かをあらわす指標として、現行の地方債協議許可制度においても用いられている比率でございます。具体的には、一般会計等が負担する元利償還金や債務負担行為などの純元利償還金を標準財政規模で除して得た数値であらわします。一部事務組合への負担金や公営企業の繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額が含まれたものとなります。この実質公債費比率は3カ年平均で判断することとなりますので、平成21年度決算に基づく数値は14.8%となり、昨年度の15.1%から3ポイント下がっております。これは、3カ年平均において比率の高かった18年度決算分が算定から除かれたことが大きな要因でございます。

1 ページに戻っていただきまして、下段の早期健全化基準をごらんいただきたいと思えます。実質公債費比率における早期健全化基準は、市町村の場合、一律25%、財政再生基準は一律35%と定められております。

それでは、3 ページの内容を御説明申し上げます。

この表は、実質公債費比率の状況を一覧で表示したものでございます。

①の欄でございますが、繰上償還等を除いた元利償還金の額を計上するものでございまして、平成21年度は一般会計と土地取得事業特別会計の公債費は、合計で10億1,460万9,000円となっております。

④の欄でございますが、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金の額を計上するものでございまして、これは、該当する公共下水道事業と水道事業において、決められた計算方法により求めた値の合計額を計上しております。

⑤の欄でございますが、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金の額を計上するものでございます。吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院

組合、相寿園管理組合、駿遠学園管理組合への負担金のうち、それぞれが借り入れた地方債の償還に充てたと認められる額が計上されております。

⑧の欄は、特定財源の額を計上するものでございまして、住宅新築資金等貸付事業費5,000円と住宅資金貸付返済金35万4,000円のほか、都市計画事業の財源として発行した地方債償還額に充当した都市計画税を定められた計算方法で求めた値1億7,038万6,000円を合計した額が計上されております。

⑨から⑭までの数値でございまして、普通交付税の算定で用いた基準財政需要額や算入公債費などでございまして、平成21年度交付税算定資料からの数値となります。

⑮の標準財政収入額等は、交付税で定める方法によって算定した見込み額でございまして、

⑰の臨時財政対策債発行可能額につきましては、交付税算定におきまして基準財政需要額を基本に算定される額となっております。

以上の数値から算定してまいりますと、平成21年度決算に基づく実質公債費比率は14.8%という算出となります。

次に、将来負担比率でございまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借入金、地方債や将来支払っていく可能性のある負担など、今後予定される財政負担の割合を指標化したものでございまして、この表は、その比率の算定の内容を示したものでございまして、また、この比率の対象でございまして、地方公共団体のすべての会計に加え、その地方公共団体に関係する一部事務組合及び広域連合のすべての会計も含まれます。

それでは、この表の個々の数値につきまして御説明を申し上げます。

上段の将来負担額の表の中の地方債の現在高でございまして、これは、一般会計等の平成21年度末における地方債現在高となります。

次の債務負担行為に基づく支出負担予定額の対象でございまして、地方財政法第5条各号に規定する経費の支出に係るもので、当町には該当するものはございません。

次の公営企業債等繰入見込み額でございまして、下水道事業及び水道事業の起債残高が対象となります。これを定められた一定の割合でもって算定した額を計上してございまして、

次の組合等負担等見込み額でございまして、一部事務組合に係る地方債の元金の償還予定額を計上してございまして、吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院組合、相寿園管理組合、駿遠学園管理組合の地方債元金の償還予定額を負担率で算定した額となります。

次の退職手当負担見込み額でございまして、これは、職員全員が21年度末日において自己都合により退職するものと仮定した場合、どの程度負担することが見込まれるかという額を計上してございまして、

次の設立法人の負担額等負担見込み額につきましては、該当するものはございません。

次の連結実質赤字額につきましては、すべての会計が黒字でございまして、計上なしということになります。

次の組合等連結実質赤字額負担見込み額は、組合等において資金不足額が生じておりませんので、これも計上はされません。

次に、中段の充当可能財源等について御説明を申し上げます。

充当可能基金は、地方債の償還に充当可能な基金でございまして、財政調整基金のほか11基金の平成21年度末現在高を計上してございまして、

次の充当可能特定収入でございますが、地方債の償還に充当可能な特定の収入を計上するものでございまして、主なものは、都市計画事業に係る地方債現在高に対して、この償還に充当できる都市計画税収入を計上しております。

次の基準財政需要額算入見込み額は、地方債の償還に要する経費として、交付税算定に用いる基準財政需要額に算入することが見込まれる額を計上しております。

次に、下段、算定中の分母の標準財政規模C欄の数値でございますが、3ページの実質公債費比率の状況の表の中の平成21年度の⑮標準財政収入額等、⑯普通交付税額、⑰臨時財政対策債発行可能額を合計したものを計上してございます。一般財源の標準規模ということになってまいります。

4ページに戻っていただきまして、算入公債費等の額、D欄の数値でございますが、3ページ総括表③の9から14の合計額で、基準財政需要額における公債費及び事業費補正と密度補正の合計額でございます。

以上のような経過で算出いたしますと、この表のとおり、平成21年度決算に基づく将来負担比率は102.1%となりまして、早期健全化基準の350%、これは大きく下回っております。

以上が平成21年度決算に基づく当町の健全化判断比率の内容でございます。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 次に、下水道課長、芝原弘幸君。

〔下水道課長 芝原弘幸君登壇〕

○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。

第3号報告 平成21年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告につきまして御説明申し上げます。

提出議案つづりの34、35ページと参考資料ナンバー15をごらんいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成21年度決算に基づく公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見を添えて議会に報告するものです。

平成21年度の吉田町公共下水道事業特別会計は、実質収支額は黒字でございますので、報告書につきましては、資金不足が生じていないため数字で表示してございませんので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、平成21年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（増田宏胤君） 次に、水道課長、岩本忠博君。

〔水道課長 岩本忠博君登壇〕

○水道課長（岩本忠博君） 水道課でございます。

第4号報告 平成21年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

提出議案つづりの36ページ、37ページと参考資料ナンバー16をごらんください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、平成21年度決算に基づく吉田町水道事業会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を添えて報告させていただくものでございます。

資金不足比率につきましては、同法第22条第2項の規定により算定いたしました結果、黒字となっております。したがって、報告書につきましては、資金不足が生じていない

め、数字での表示はございません。よろしくお願ひいたします。

以上、平成21年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

---

#### ◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第9、第48号議案 平成22年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑を行います。

2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村でございます。

実は今回の補正予算（第2号）という中で、時間外手当の関係でちょっとお聞きしたいんですが、実は13件の補正で、985万円ということで1,000万円に近い時間外が補正されているわけですが、この辺の中身、実は平成21年の当初予算で3,510万円ということで、22年は4,500万ということで、約1,000万ほど増額になっております。21年については、60周年の記念ですか、町制ということでイベントなどありまして、あるいはインフルエンザということで残業が多かったよということであったわけですが、22年度の予算のとき、要するに聞いたら、21年度の実績に合わせて補正を組んだようなことを言いました。それで、4,500万、これプラスまた1,000万ということは、大分時間外が、多分、権限移譲で事務が増えていると思うんですが、その辺のまず分析をしているかどうかということが1点と、実はさきの臨時議会で、15分の職員の時間短縮ということで、5時15分が5時になるということで、その辺が影響しているのかどうかということ、それが1点。

それから、21ページですが、福祉有償運送運営協議会委員ということで、これはどんなものかと、内容について少しお聞きしたい。

ちょっと戻りますが、あと、19ページに軽自動車税システム改修ということで、軽自動車については以前、静岡で税の滞納整理機構ということで、軽自動車の関係で事務も一部何かお願いするということがあったと思うんですが、このシステムの改修についてはその滞納整理機構との関係があるのかと。

この3点、お願いします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 時間外の件でございますけれども、議員さんがおっしゃられたように、当初のとき、実績を踏まえて計上したよということを申し上げました。実際、そのような計算はしております。ただし、計算どおり計上したわけじゃなくて、ある程度少なく計上したということで、今回、このような各部署で足りない分があるということでございます。

先ほど21年度が3,500万というような形で計上してあるということでございますけれども、これにつきましては、21年度から主幹さんが主査になり、主幹は20年度まで管理者手当を8%いただいていたわけですね。それが21年度から管理者手当をなくして、残業をやれば

やるほどつくというような形になったものですから、先ほど言った60周年のこともありますけれども、そういった管理者手当がなくなって残業が時間外になったということも、増えた要因になると思います。

それとあと、7時間45分になったから時間外が増えたのではないかとということでございますけれども、21年度と22年度を実際に調べてみますと、当然、時間が少なければ金額も少なくなるんですけども、時間も金額も、21年度より7月までは少ない状況でございます。それも毎月、21年度より減っているということでございます。時間的に言いますと、4カ月で、21年度に比べまして2,364.76時間減っているというような状況でございます。金額に直しますと398万4,578円ほど、4月までは去年に比べて減っているという状況でございます。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 社会福祉課でございます。

ただいまの御質問の21ページの福祉有償運送運営協議会委員の報酬でございます。この報酬につきましては、平成21年2月1日に吉田町福祉有償運送運営協議会要綱を設置いたしました。この協議会につきましては、NPO法人等が、道路運送法に定めます福祉有償運送の必要性並びにこれに伴う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するというような目的で設置した協議会でございます。この要綱を定めましたが、今までNPOのほうからこうしたものの要望が上がっておりませんでしたので、予算措置をしておりますでしたが、4月に島田のNPO法人から、障害者の移動手段としまして福祉有償運送を利用して日常生活におけます便宜を図りたいというような要望が出されましたので、これに基づきまして、今現在まだ申請はされておきませんが、そういう要望が出されたということで、出された場合にすぐに対応できるように予算措置をするものでございます。それで、この協議会につきましては、メンバーはまだ正式には委嘱してございませませんが、このうちの6名の方が民間の方であるというようなことで、その6名分7,000円の報酬を計上したということでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 税務課長、仲田京司君。

○税務課長（仲田京司君） 19ページ、軽自動車税システム改修業務の関係でございますが、こちらにつきまして、先ほど議員さんが言われるとおりでございますが、静岡地方税滞納整理機構の業務が、ことしの4月から、今まで町村会で行っておりました軽自動車税の申告業務ということが移行したことに伴いまして、あわせて、電子データでその申告業務の内容を提供されるということに伴うシステム改修ということになっております。これに伴いまして、今回、市町村振興協会、軽自動車税のシステム改修の助成金という形のもので設置されたということで、100%助成金で賄うということで今回計上させていただきます。

以上です。

○2番（枝村和秋君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 2点聞きます。

初めに、土木費の道路維持費のところ、4,350万ということで、維持修理ということで予算が組まれていますけれども、これ、大きく傷んでいるところが何か所かあると思うし、細かくは傷んでいるところはたくさんあるんですけども、今回このお金で使われるようなの

は、大きいところを中心に何か所かやられるという計画なのかどうか。

それからもう一つは、諸支出金の先ほど企画課長がお話ししました普通財産取得費というところで、民附2区画というふうにたしか言われたと思うんですけども、この21年度土地残高で見ると、2,605平米で5,407万という金額になっているんですけども、ここの2区画というのが、どういう形でこれが普通財産になるのかというところ、もうちょっと具体的に、2区画は何平米ぐらいであとはどうだとかということで、行政財産になるのかどうかということとはわかりますか。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長、大石悦正君。

○都市建設課長（大石悦正君） 33ページの道路維持費の関係でございます。補正で4,350万円いただきたいという補正の内容でございますが、先ほど企画課長のほうから説明がございましたが、大幡川尻2号線につきましては、焼津榛原線から南側という形で、160メートルぐらいの区間がございますが、そこを直していきたいという形になっています。

それからもう一つ、こういったもので、東名大井川線という説明がございました。インターからおりまして東へ向かって、信号機、その先、富士フィルムの北工場がございますが、北工場と日本ハムがございますが、その間の道ということで、この間、産業建設のほうでも見ていただきましたが、大分劣化が激しいという形で、穴ぼこが非常になったところがございます。それ以外に4カ所ほどの箇所がございますが、その部分を直していきたいと。箇所がもう決まっておりますので、その辺を直していきたいと考えています。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 普通財産の取得費でございますけれども、みどり団地の2区画分が13款の1項1目に計上してございますけれども、一つは、住吉330-30番地、226.78平米、それからもう一つ、住吉330-33番地、226.6平米の2区画と、それから330-47番地の公衆用道路ほか2,152.45平米の分を合わせて5,407ということでございます。今の公衆用道路等については、8款の4項1目の土木費のほうの公有財産購入費のほうに計上してございます。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） わかりました。

ちょっと先ほど枝村議員が聞いた、21ページの福祉有償運送ということ、よく今まで出てこないような言葉なんですけれども、予算書の中にはね。ちょっと今の課長の答弁だとまだ何かよくわからないんですけども、もうちょっとわかりやすく具体的に、話せる範囲でもらえませんか。要は白タクでしょう。白タクというか、タクシーの2分の1ぐらいで、ボランティアというか、そういうものをほかの町ではやっているところがありますけれども、そういうのをやりたいという、やる準備をする、これは町がやるわけじゃないと思うんですけども、そういう協議会が、NPOが手を挙げるような感じということでいいんですか。もうちょっと説明してもらわないとよくわからないんですけども。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） それこそ、ちょっと白タクというふうには、ちょっとまずいかもしれませんが、タクシーのお話が出ました。通常2分の1程度の費用で、特定の登録を

された方に対してサービスを提供するというような、移動のですね、そうした内容のものであります。近隣では、島田市、それから焼津市、藤枝市、牧之原市等も、こうした制度に基づいて、障害者の方、その対象がさまざまになります。今、うちのほうで予定をしておりますのは、障害者の方に対するサービスを提供したいというようにお話をありますので、今回、その対応をできるように予算措置をしたということでございます。

よろしいですか。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） すみません、私、今、白タクと言ったけれども、そういう言葉がよくないと言われるから、ちょっとそれは取り消します。

そういう制度は、実際、その障害者の方たちの中で要望というのは、そちらはどのくらいあるかつかんでいらっしゃいますか、町は。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） この要望につきましては、実際に事業者がサービスを提供することができないと利用ができませんので、そうした内容については、詳細にはつかんでおりません。これは事業者が、どんな範囲で需要があるかというようなことも含めて提案をしていただいて、この協議会に諮るというものでございますので、そのように理解しております。

以上です。

○1番（佐藤正司君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。2点ほどお伺いします。

まず、17ページの庁舎の管理費ということで、ここに修繕費と施設補修と二つ、こうのっているんですけども、先ほどお話の中で、雨漏りがあると、庁舎の東側とエレベーターのところ、エレベーターのところは、乗ったとき、雨降りなんか、エレベーターの下のピットへ水が結構たまって池みたいになっているものですから、窓から漏れるかなというのはわかるんですけどもね。あと、東側ということもありまして、その原因とその直す補修の方法というんですか、その辺をちょっと教えていただきたいということ。

それからもう一つ、18ページの地域活性化・大規模イベント事業補助金ということで、たしかしずかちゃんのほうへ100万円だかほかはもういっていると思うんですけども、それで、しずかちゃんは延べ6万1,302人の来場者があるということで伺ったわけですよ。5万人以上だかということで100万円というのだと思うんですけどもね。この人数の把握の仕方というんですか、確認というんですか、どのような形でその6万1,302人、それはお金を払うほうがどういう形で確認というか把握をしたか、その辺を伺いたいんですが。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 吉田観光補助金の人数の把握の方法と、こういうことでございますが、申請の段階で人数の把握方法も審査の対象にしておりまして、その把握の内容の妥当性も交付決定の基準の一つとしております。

それで、チューリップ祭り第1号で出したものの、人数の把握方法というのは、車で来る場合の駐車台数をもととした一定割合の掛け算と、それと、それ以外のものについては悉皆調査をすると、こういうことで、一般的なイベントの人数の把握方法と類似したような把握

をしているということで、その計数については、イベントに応じた大体標準的な計数がございまして、大差ない数字が出るという中で、実際、最終的な結果として六万数千と、こういう内容を把握いたしました。具体的に一人一人を数えて、それをすべて悉皆調査によりなさいということになりますと、それに要する経費だけでも莫大なものになりますので、そうした標準的な把握をもって、妥当だというふうに現在のところは認めております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 庁舎の修繕でございますけれども、庁舎建設から16年経過して、シーリングの部分の劣化が激しくということで、雨漏りがするというので、今回補正をしていただいたということでございます。場所につきましては、東側の階段部分の南側と北側というところと、あとはエレベーターの東側と西側ということでございます。もう一つは、廊下の北側ということでございますけれども、西側の階段を上がってきた突き当たりのところの辺の廊下の部分と。そこら辺が雨漏りがひどいということでございます。各部分ともガラス周りのシーリングの打ちかえ、それからサッシの目地のシーリングの打ちかえ、それからサッシの取り付け部分のシーリングの打ちかえ、それからジョイント部分のシーリングの打ちかえ等を工事で行うということでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 補修工事のほうは、コーキングを一回全部取っちゃって、シーリングをまたやり直すということで、すべて一回、今打ってあるものを取っちゃって、劣化しているということで、主にこれ、ガラスとかサッシ周りとか今お話がありましたけれども、一回そのくっついているものを取っちゃって、新たに新しく打ち直すということでよろしいでしょうかということと、あともう一点、数の勘定の仕方ですけれども、入場料とか取るものは、確かにチケットなんかあれば、何枚出たというのはわかると思います。

それと、考え方からして、あとそのプログラムとかそのパンフレットとか置いておいて、来た人に渡せば、出た枚数で何人かわかりますけれどもね。実際、しずかちゃんも本当にこういうふうに公表されているんですけども、来たかどうかというのは確認をどういうふうにしているかということをお伺いしたいですけれども、ちゃんとした根拠があって、人数が確かに把握できるというような形でしてもらわないと、100万円も払うもので、そういうことでないと。これは今回、この予算ではまた次の新しい、それを使っちゃったもので、新しい50万が出るということですけども、結局、次のこういう事業にもどういう形で人数を把握するかというのがあるものですから、そういうことで、もう少しわかりやすいというか、明確に人数が知らせられるというか、だれに聞いてもわかるというか、そういう形のものにしてもらわないと、言ったらそれを信用してそれでいいという形はちょっといかがなものかなと思いますものですから、その辺をもう少し考え方があればお伺いします。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 第1回目のイベントについては吉田公園だったわけですが、吉田公園というのは、御承知のとおり、車でしか来場できないような状況になっておりますので、その車の駐車台数については、イベント主催者のほうで、これは実数として数えております。その車の中に乗っている人間については、これは一々何人ということで数えるのは非常に難

しいものですから、それについては、傾向に沿った平均の乗車人数ということを掛け合わせておりますので、大体の傾向を考えれば妥当だろうというところで審査をしております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 議員さんの言うとおりの、既設のシーリングを撤去、そして打ちかえというようなことになります。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） もしよかったら、1台、平均の乗車率はどのくらいか、お答えできたらお願いします。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今、申請書等、手持ちはございませんので、おおよそということで、記憶している数字になりますが、たしか2.5人ぐらいの算定だったと思います。大体、吉田公園にああいうイベントで連れ立っていらっしゃる場合には、かなり、1人で来るというのはなかなか少ないですね、傾向としてですね。大体2人から4人ぐらい乗っていらっしゃる場合が多いと。それと今回の場合はシャトルバスを借り上げておりますので、そのシャトルバスについては悉皆調査を行っておりますので、実数です。あと、自転車等で来られた方についても悉皆調査をしているということになりますので、かなり実数に近いという数字だというふうに私どもは思っております。

以上です。

○13番（八木 栄君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿君です。

まず、30ページの水産基盤整備事業費の中の測量調査委託料ということで110万、このたび補正で上がっているわけですがけれども、5号岸壁の関連でということで、延命調査等の委託ということは聞いておるわけでございますけれども、平成20年のときに、吉田港漁港ストックマネジメントの全体の概算の設計の見積もりを50万で委託しているわけですね。それに基づきまして、水産基盤ストックマネジメントということで、吉田港湾機能保全計画策定委託ということで、962万4,300円をかけまして吉田港全体を行っているわけで、このたび5号が追加されるということは、当初のときに何で5号岸壁を外したかというのはよく理解できないわけございまして、当初の計画からそういったものを入れてやるというのが、本来、吉田港全体を見回したところのこのストックマネジメントということで、なるべく既存のあるものは丁寧に使って延命して、少ない投資で持続可能な港を保持するという趣旨でこの事業があると聞いておるわけでございますけれども、そういった趣旨からいくと、一つだけ外れてまた追加というのはどういうことなのかということの説明を1点お願いします。

また、今回の補正は、国・県の交付金の中で事務費を外すということで、その辺の補正が一般会計の中では町の費用ということでつけかえをされているわけでございますけれども、先ほどの公共下水道の補正予算の中で、確かに事務費のつけかえはしているんですけれども、その足りない部分は町単独の単費で工事の推進を行うということで、ちょっとうる覚えですが、740万事業費を余分につけているということで、これ、一般会計のほうは国・県の枠があるわけで、そういったところでやっていると思うんですけれども、公共下水道につきまし

ても国の補助金の枠があるわけで、そこで町単独の予算をつけて工事を速やかに推進するというような、先ほど課長の答弁があったわけで、一般会計のほうも、確かに国・県からの補助金が、事務費が削られて町の予算を使うにしても、事業推進をするということの見地から考えますと、町も頑張ってるというような趣旨があってもいいのかな、それとも、公共下水だけは特別でどうしてもやらなきゃならなくて、今回事業推進を行うというような発言があったものですから、ちょっと説明を聞いてどこで質問していいかわかりませんでした、公共下水の補正に関しましてはまた付託されますので、一般会計のほうでちょっと確認だけしたいなと思ひまして、その点をお願いしたいと思ひます。

3点目でございますけれども、先ほどから同僚議員から出ています残業手当のことにしまして、関連でさせていただきたいんですが、先ほど、役職についている方々が残業がつくようになったことによる残業のアップというふうなお話で、実質的には現時点においては時間数では減っているよといったような御発言が出ているわけで、そうすると、時間外の基準になります単価というんですかね、そのベースの金額が増えたために今回補正をして賄うんですか。ちょっとその辺のところ、先ほどの課長の御答弁ですと、時間は減って金額も減っているよという御答弁だったんですけども、実質、今回、先ほど同僚議員が御質問したとおり、当初において990万円、21年度に比べて22年度は増えているよと。今回の補正で985万円増えているよということだと、その話の、金額が増えているのに時間も金額も減っているよというのはよく理解できないところがあるものですから、その説明をお願いしたいと思ひます。

とりあえずそこをお願いします。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 30ページの水産基盤整備事業費に係るものでございますけれども、ストックマネジメント事業につきましては、港の西側の泊地、白砂が入っている大きなほうの泊地のほうにつきましてストックマネジメント事業のほうの調査をやった経緯がございまして、今回の5号岸壁というのは、小舟が入っております由比川より東側の泊地のほうになります。そちらのほうのやつを、現在、うちのほうで今、話がちょっと前後しますけれども、2号岸壁と1号岸壁の河川のほう、要は白砂の船の入っているほうのところの電気防食工事とかやっておるわけですが、この事業につきましては、水産基盤整備事業ということで、県の漁港整備士の指導に基づいて水産基盤整備事業でやっておるわけですが、機能的にこれらの工種が水産基盤整備事業にちょっと向かないではないかという意見が出てきて、ストックマネジメント事業のほうへもう移行すべきではないかという意見をいただいております。そういう中で、本年で、21年度で港のほうの事業、次期のやつが終わるということで、ストックマネジメント事業に移行するに当たりましては、この5号岸壁の調査をして、電気防食工事でいけるようでしたら、もう水産基盤整備事業より乗りかえて、ストックマネジメント事業のほうへ移行しなければ、国庫をもらう事業というのが難しいということで、今回、測量の委託料110万円を計上させていただいた経緯がございまして。

すみません、2点目のやつは、うちのほうの質問なのかちょっとわからないところがあるんですけども。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

2点目の補助事業から事務費が除かれた分の事業のやり方ということだと思いますが、下水道事業の場合には、事務費を減らされた分を、単費をつけて事業進捗を図る措置をとっていると、ほかのところと違うという御質問だと思うんですが、下水道事業の場合は、地域再生交付金事業という収入の道を求めておまして、それが期限が切られた中での交付枠がもう定まっております。その中で事業を進めなければいけないということで、事務費を減らしたからその分を交付金額を減らしてもいいですよということにならないものですから、事務費を減らされた分は事業でちゃんとやりなさいというような国の方針ですので、そういう措置をとっております。

ほかの一般会計で持っているものにつきましては、そうしたものではないものですから、特に道路幹線等で困っているのは、事務費の中に人件費を含んでいる事務費がございます。それにつきましては、事業支弁の中で今までは人件費も払えたものが払えなくなったということで、単費、どっちにしましても人件費は払わなきゃいけないものですから、そういうところで措置をされて、直接の工事費までは回らないと、こういうようなことで、ちょっと財源の違いということでお受け取りいただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 議員さんの御質問で、時間が減っているのに時間外を補正したのは何でだということだろうと思いますけれども、先ほど言ったのは、先ほど同僚議員の方が、去年の投資は三百何万、ことしは四百何万というような形で増えているのに何でということなものですから、その要因としてはそういうこともあり得るよということでおっしゃったわけなんですけれども、議員さんがおっしゃられたとおり、主幹の方が、管理職手当をもらっていた人はある程度の給料をもらっておりますので、時間外の出し方につきましては、条例の16条に規定されていると思いますけれども、1週間当たりの勤務時間掛ける52分の月額給料掛ける12というようなことで、給料をたくさんもらっている方はそれだけ単価が高くなるということで、金額がのすこともあります。

ちなみに去年の21年度の、主幹から主査になって時間外と仮に管理職手当をもらったときの、正確ではありませんけれども概算的に出したのでいきますと、約450万ほどの差があるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 先ほどのストックマネジメントの関係でいきますと、予算措置と国等の予算確保のために、その有効な手段としての、今、既存にある工事以外に有効な財源を探るべく今回調査を始めるといふ認識でよろしいのか。

当初、20年度のストックマネジメントで概算の費用の当初の見積もりを総務課のほうでとっていると思うんですけれども、50万で。そのときにはそういったことは認識していなくて、今、その事業を進行している途中でそういった有効なものに切りかえていこうといったような形で、少し事業展開が変わってきたというような認識なのか、いま一度御説明をお願いしたいと思います。

それと時間外の勤務状況ですけれども、確かに時間数は減っているということでございますけれども、今、22年度の当初の臨時職員のトータルの金額というものが21年度に比べまし

て大分減っているということで、臨時の職員の方々の人数も減っているのではないかなと考えるわけで、確認なんですけど、現状の今、正規職員が何名で、そのうち、100%機能して進行していて仕事が回っていてやっているのか、それともいろいろな御事情があって、休んでいて欠員が生じているために残業時間が増えているのか、その辺の確認もしたいと思うものですから、正規の職員の方々の人数で、今、産休、病欠等でお休みの職員の方は何名いらっしゃるか、また、緊急雇用はいつきのものがございますので、当初の臨時職員の人数等がわかるようでしたらお教え願いたいと思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） スtockマネジメント事業も、現在やっております水産基盤整備事業も国庫補助事業でありまして、補助率につきましては同額の71.2%でございます。水産基盤整備事業につきましては、5号岸壁の転倒するおそれがある場合につきましては、矢板の打ちかえとかそういう工事になりますれば、水産基盤整備事業の採択をあれするんですけども、電気防食等、今、既設の矢板の電気防食で延命化を図るような事業でしたら、Stockマネジメント事業での、要は事業を、補助率は一緒なんですけれども、移行しなさいという県のほうの指導がございますので、それをどちらにするかというやつの調査をやらせていただくということですので、補助率は一緒ということで御了解願いたいと思うんですけども。

○5番（藤田和寿君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 一般会計で職員数を措置したのは、当初193人で、現在192人というようにございます。議員さんがおっしゃられたように、それで回っているかということがありますけれども、一部けが等で休んでいて、どうしても臨時というような形を雇って、確かに時間外が増えているところもございます。臨時職員については、現在127名ほどいらっしゃいます。

○5番（藤田和寿君） 1名欠席というか、休んでいるということですか。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 192人で措置しましたけれども、実際、今補充はできていないということなんですけれどもね。当初193で、192ということですよ。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） すみません、多少、今、けがをされてとかいろんなお話があったわけなんですけれども、実際、今一生懸命やられている方々がいて、人数が足りないようであれば臨時ももっと入れなきゃならないと思うんですけども、実際どのぐらい、欠員というんですかね、お休みになられている方という、人数をちょっと今御報告がなかったものですから、193の定員に対して192名の方が今であるけれども、けが等で臨時の方に応援を願っていて残業が増えているという御答弁だったものですから、一部人が足りていないんじゃないかなという御答弁だったものですから、今、産休等、けが、疾病等でお休みになられている方がいて、大幅にいるようなら、ちょっとこれだけの補正でも足りないんじゃないかと思うので、その人数について確認をしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） すみません、産休とか育休ですね、ちょっと今持ち合わ

せていないものですから、正確にどのぐらいということはちょっと申し上げられませんが、

○5番（藤田和寿君） 後日、本会議で御答弁をお願いいたします。

○総務課長兼防災監（中村久義君） わかりました。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

16ページの総務費の一般管理費の職員人件費の中に退職手当負担金という項目がありまして、492万5,000円計上されております。これについて、内容の説明をお願いしたいと思います。

それから、41ページの教育振興事業費の中で、「ことばの教室」の通所児童の増加に伴い、神戸の集落センターの改修修繕をするという説明がございました。この「ことばの教室」でございますけれども、通所児童の増加に伴って、神戸の集落センターに移った後はどのような体制になるのでしょうか。人件費等は計上されておられません、体制としてどのようにやっていくのかというところを御説明いただきたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 退職手当金の492万5,000円でございますけれども、去る7月5日に、退職したい旨の退職願が提出されました。理由としましては、病気が悪化したため7月13日に診断を受けたところ、引き続き自宅療養が必要という診断結果が出されたということでございます。7月16日の休職期間の終了する7月25日をもって、その後退職したいという旨の繰り上げの願い書が提出されたということでございます。

吉田町職員優遇退職実施要綱第4条に定める、当該年度の7月末日までに退職を申し出るものとする期限は守られているということでございます。同要綱第5条ただし書きにおいて、特別の事情がある場合は退職期の繰り上げができるという規定がございますが、同条の適用を受ける特別な事情については、吉田町職員優遇退職実施要綱運用指針第3第4項各号に定められておることになります。

この方の場合、7月末までに退職の申し出を行っており、この申し出時においては、今後復職し、来年の3月31日まで在職する意思がありました。しかしながら、その後に病状が悪化し、診断の結果、先ほども申しましたように、自宅療養が必要との診断がなされ、復職の見通しがなくなってしまったことから、平成22年7月26日から再度病気休暇を取得する必要が生じ、退職予定日であった23年3月31日においても病気休暇であることが見込まれる状況となってしまいました。このことから、今回のケースについては、吉田町優遇退職実施要綱運用指針第3第4項第1号アに該当すると考えられるため、当該病気休暇取得開始予定日の前日である7月25日まで退職日を繰り上げ、勸奨退職を適用することとしたということでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会でございます。

「ことばの教室」のあれが、今、福祉センターの中のプレイルームというんですか、そこでやっております、去年に比べて、去年、おとしです、平成20年度に比べて倍、平成18年度が、結果として18人、対象というか御希望の方がありまして、それで平成21年度の決

算で34人の方が御利用になっております。対象がですね。それから、22年8月31日、ことしの31日現在で36名、そんなような形でちょっと人数が増えてきたものですから、3障害施設の話が出たとき、または、今、神戸の集落センターを使われている方との話し合いの中で、ことしの10月に向こうへ移るといってお話を聞いたものですから、それに向けて今回、場所を狭いところからある程度余裕があるところということで、地区的にはちょっと偏ったところになるんですけれども、広さ的には、自分たちが目標としている以上の広さがございますものですから、そこを選んだということが1点。

それから、もう一つは体制でございますけれども、今、2名の先生方で、1週間に5日間、月曜日から金曜日まで、時間を区切らせていただきまして、9時半から終わりが6時30分、1クールというんですか、1教室みたいなものが1時間程度、小さい子供さんなものですから、そんな大勢一遍にできることじゃないものですから、それを繰り返し繰り返しやって、累計で今36人ぐらいの方が希望されていて、それを親御さんがついてきて、その倍ぐらいの人数にいつきはなるわけですね。それで、ずっと1日そうなるものですから、体制ということになりますけれども、今のところは、その2名で今の体制をそのまま向こうへ持って行って、今後、様子を見ながら考えていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） この退職手当負担金ですけれども、全額が、勸奨退職に伴う組合に支払う特別負担金ということの理解でよろしいでしょうかね。

それから、あわせて私は町長にお伺いしたいんですけれども、今回はその優遇退職制度を使いましたということでありましたし、繰り上げをされたということで、特別の事情があったということでありました。大変、町民の間で、わかりにくい、どういうふうになっているのかわからないという声もたくさんありますので、この際、私は町長に今回の件についてはお聞きをし、しっかりと町民に説明をしたいと思うんでありますけれども、勸奨退職制度というのは、早期退職の申し出があり、それから、首長が退職を勸奨するという事実がなければならぬということだと考えますが、町長は今回のこの方についてはそうした手続きをしっかりと行ったということでしょうか。そしてまた、繰り上げを許可したということの特別の事情、町長が許可をする特別な事情ということについて御説明をいただきたいと思います。

それから、「ことばの教室」の件なんでございますけれども、2名の体制ということで、これは昨年度と同じ体制でしょうか。

未就学児を対象としていると思いますけれども、年々その対象者が増えてきているということと、聞くところによりますと、小学校へ上がったとしてもまだ言葉の発達の障害があるという方もいらっしゃると思います。ここのところを手厚くやはりフォローしないと、これから学校教育が始まったとしても大変だというふうに思いますが、この2名体制で対応されていますが、今後については、教育委員会としてはその「ことばの教室」、発達障害、発達のおくれがある未就学児、あるいは就学のその児童に対しての支援体制というのを強化されていくという考えはあるのかどうか、この際聞いておきたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、15ページに載っております退職手当負担金492万5,000円、これは、今回勸奨退職をした職員に払いました特別負担金総額で

ございます。今回のケースは全く問題ないものでございまして、これは議員の皆さん、どうも自己都合退職と勧奨退職をほとんど混同されているというふうなところが、私、聞いておりますので、このケースで申し上げますと、通常は、事務連絡、平成22年6月1日という形で、まず課長会議において、優遇退職制度の実施についてと、私のほうからそれぞれの局、課長に文書が出ます。こういうふうを書いてございます。優遇退職制度の実施について、このことについて、人事の刷新と計画的な人事管理を図るため、吉田町職員優遇退職実施要綱第3条に基づき退職を勧奨しますので、年度末に退職しようとする場合は、別記様式により7月末日までに退職願を提出するよう、貴下職員に周知願いますという形でまず文書が来ます。これが、いわば退職を勧奨する、こういうふうになります。これがありませんと、まず勧奨退職はあり得ないわけで、これが必ず先行しなければなりません。

これをもって、今回の職員は、7月の末日までに来年の平成23年3月31日までに優遇退職制度をもって退職したいという申し出がございました。本人は病気で休職していたんでございますけれども、その後、本人が改めて医師の診断を受けたところ、またさらに3カ月の病氣加療ですか、療養するという診断書が出まして、本人がほとんどもう復職できないということでもって、特別に、これは実施指針でございしますが、第5条に、要綱第5条ただし書きの適用を受けようとする者は、3月31日に達する前に、退職しなければならない具体的な事情を記述した退職日繰り上げ願い書を提出し、町長の承認を受けなければならないと。本人のほうから退職日繰り上げ願い書が正式に出ましたので、私のほうでそれを審査し、許可いたしました。全く問題ございません。

これが基本的に勧奨退職のルールでございまして、勧奨退職というものは、人事の刷新と計画的な人事管理をやったわけではなくて、自分の都合でもってやめる場合は、基本的な勧奨退職には当たりません。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

2名体制は今後変わらないかということで、考え方ですけれども、2名は今のところ変えるあれはありません。でいくつもりでおります。

それで、今、議員さんが言われた、主に未就学児、要するに保育園とか幼稚園ですね、その方が主にやっているんですけれども、学校へ入っていても、我々のほうの目標は、言葉の発達が気になる子であるとか、発音ですね、それからあとどもりですね、そういう子が気になるという御相談があれば、ある程度の猶予というんですか、その学年のですね、それは見るつもりで、言葉で言うと、幅広く御相談に応じて、それで余りにも人数が多くなるようであれば、また今の現の先生方と御相談をしていきたいと、対処してまいりたいと、こういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 補足をしたいと思うんですけれども、職員の退職には2通りの方法がございます。一つは、いわば勧奨退職です。組織の都合上のところの退職、もう一つは、自分の都合によるところの退職、この二つが厳然とございます。組織の都合によるというのは、人事の刷新であるとか計画的な人事管理をするために、来年の3月31日までに満50歳から59歳になる者に対して退職を勧奨する行為があつて、次に本人からの申し出があつて成立

するものでございます。本人から自己都合でもってやめたいという場合は、これは自己都合退職でございますので、基本的には勸奨退職には当たりません。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 町長の今の答弁の中で、繰り上げて退職をされる場合は繰り上げ願い書というものが御本人から出されるわけですね。はい、わかりました。

それで、大変これはわかりにくいんです。予算書を見ていてもわからないし。退職手当負担金と書いてありますけれども、年度の当初で職員の皆さんの退職手当組合に払う退職手当組合負担金というのが出てきますよね。ぜひ特別手当負担金という文言でわかりやすく書いていただきたいと思います。そうでないと本当にこれはわかりにくいので、それは一つ、退職手当負担金というのと退職手当特別負担金という区別をして、議員にわかるようにしていただきたいと思います。

それから、町長が今答弁をされましたけれども、この退職手当組合負担金、特に勸奨退職金の問題というのは、今、町の中で大変な論争になっております。そういう中で、今の町長の考え方が述べられましたけれども、今、住民が訴訟を提訴されて、どうやら第1回の公判が決まったようです。ですので、訴状が届くと思われます。ぜひ訴状が届きましたら議会で発表していただきたいと。それとあわせて、町長が今後被告になるわけでございますので、どのようにこの法廷をやっていくおつもりがあるのか、また時期を見て議員に説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 住民訴訟の被告、私は裁判で被告になったことはございませんので、今回初めて裁判にかけられるわけで、特異な印象を持っております。しかしながら、現実、今、議員の御発言で受理されたとございますので、何日か後には訴状が私のほうに届くということになりますので、それには当然のことながら議員の皆様、これは住民訴訟で私を被告とする訴状でございますので、皆さんにお話し申し上げたいと思っております。

また、今後の裁判の問題につきましては、当然のことながら損害になりました3名の方に、この訴訟が起こされたということは告知書でもって正式に通知申し上げますけれども、その他のことにつきましては、うちの顧問弁護士とよく相談しながら、今後の訴訟に対応してまいりたいと思っております。

○9番（大塚邦子君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 藤田議員の先ほどの休暇の件ですけれども、産休・育休で10人、これは臨時さんで手当しております。それから、病欠が1人、介護が1人と、合わせて12人欠席というような形になっております。よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） ここで質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

---

#### ◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第10、第55号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。  
質疑を行います。

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

資料の10番のところで、平成22年度における指定管理料ということで526万5,000円、これが、その後の書いてある、業務委託している三つの事業も含むということで書いてありますが、そうすると基本的には、この総合障害者自立支援施設だけの指定管理といたしますと、本年度で118万7,000円という計算になると思いますが、これはあくまでも10月からなので6カ月の間での118万7,000円という考え方でよろしいのかどうかお伺いします。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） ただいま御質問がありました指定管理料でございますが、総額で526万5,000円、これは半年分という形になります。

それで、今お話がありました118万7,000円につきましては、当初予算でただいま御説明を申し上げましたが、電気使用料、水道料、それから浄化槽点検、そうしたものの総額が、半年分が118万7,000円というような積算になっております。これに加えまして、当初予算でそれぞれ業務委託の予算を計上させていただきました。相談支援事業委託料につきましては、当初予算で496万6,000円、これの半年分という形で248万3,000円、それから放課後児童クラブ、これは、日中一時支援事業の中の放課後児童クラブの事業費分の209万の2分の1という形になります。それから、地域活動支援センター事業委託料、これが当初予算で674万8,000円という金額になっておりますが、こちらのほうは、ケアセンターマーガレットのほうで運営をしていた関係で前期のほうの委託料が増えておりますが、後半の自立支援の中では55万円の事業で実施をするという形になります。それから、この地域活動支援センター事業につきましては、前半で入っておられました方が生活介護のほうに今回から、重度の方が多いものですから、こちらへ移行するという関係で、後半の金額が少なくなっているというようにございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） よくわからなかったですけども、例えば半年間で全部で526万5,000円で、そのうちのほかの事業のものを全部含んでいるよということで、新しくこの今回の総合障害者自立支援施設だけの指定管理者という料金でいくと、118万7,000円が半年分

だよという考え方でよろしいかどうかということで伺ったもので、それだけ確かですということでも聞ければいいと思ったんですけども、いかがですか。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 社会福祉課でございます。

八木議員のお話のとおり、後期の自立支援施設の管理業務の指定管理料としましては118万7,000円、これに加えて、先ほど申しあげました委託料を加えた総額の金額が指定管理料となるというものでございます。

以上です。

○13番（八木 栄君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 指定管理者に社会福祉法人の牧之原やまぼと学園さんを指定するという事についてでありますけれども、新しい施設ができて、新しい施設に入りたいという方がいらっしゃる中で、今回の生活介護というところができますよね。生活介護を受ける方って重度の心身障害児・者の方だと思っておりますけれども、今回指定管理者を受けていただけるやまぼと作業所においては、こうした重度の心身障害者の受け入れを十分にできる人材、そして実際、施設のほうに配置をしていただけるということになっているのでしょうか。

最近の新聞報道などによると、施設も不足しているし、それから介護者も不足しているというのを聞きますので、この新しい吉田町の施設の生活介護においては、そのところは十分に人材を投入していただけますかということをお尋ねしたいのと、それから、やまぼと作業所さんは今現在、さくら作業所や障害児の放課後児童クラブ等を受託していただいておりますので、そうした信頼関係もできているかと思っておりますけれども、協定書の締結等についてはどのように準備が進められているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 生活介護の関係、今回、入所される方につきましては、重度の方が多いいかなということを想定しております、こうした施設の配置基準、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準というものが定められておまして、そうした中で人員の配置が定まっておりますが、こうした、今申しあげました重度の方が多いいということで、6対1から4対1の人員配置を想定しておるというかなことで、法人のほうでも、そうした方に対応される方を配置していただけるというかなことで、現在、話を進めております。

それから、指定管理に当然必要な関係で、基本協定書、それから年度協定書を締結いたしまして指定管理を行います、これにつきましては、町のほうからやまぼとのほうに、協議を重ねる中で、年度協定の案、それから基本協定書の案というふうなものでって協議を進めております。当然、こちらで指定管理の指定を御承認いただいた後に、正規の年度協定書をそれぞれ結ばせていただくという形になります。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 重度心身障害者の方で今回の施設に受け入れができないという方は、そういうケースは想定されてますか。入りたいという方であればすべて受け入れていただけるのか、施設ではこの方はどうしても受け入れられないという、そういう事象といいます

か、ケースは想定していますか。医療行為等もあると思いますけれども、入りたくても入れないという重度障害者の方がいるとしたら、またそれは考えなければいけないと思いますが、今の段階で町として受け入れられない方を想定していらっしゃるのであれば教えていただきたい。それか、希望すればやまぼとさんと相談しながら受け入れをしますということでも結構ですので、お願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） ただいまの御質問の重度の方の受け入れでございますが、まず、今回、こちらの施設の中で相談支援事業を実施していきます。相談支援に当たりまして、専任の相談支援の専門の職員を配置しまして、この相談支援を通して、その方がこの施設の中で実際に生活介護のサービスを受けるのが最も適切なのかというようなことを判断させていただいて、当然、今お話に出ました医療行為でありますとか、あるいは集団生活がなかなかできないという方もいらっしゃいますので、そういう方につきましては、そうした相談支援事業の中で、相談の中で、より適切な施設等の御案内をするということも考えられますので、そうした中で対応していくというように今考えております。

以上です。

○9番（大塚邦子君） 終わります。了解。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿です。

今回の指定管理料ということで、先ほど同僚議員からも金額等のお話があったわけですが、我々も、地域の介護施設等を、介護従事されている方々の報酬面で大変苦慮されて、本当に少ない料金の中で本当に大変な思いをして運営されているということの話も聞くわけでございます。なかなかこういった最新鋭のいい施設をつくっても、それを運営していただける方々がいらっしゃらないということは大変困るわけでございますけれども、牧之原やまぼと学園のほうでこのような形で受けていただけるということは大変力強いわけであります。

実際、運営して、先ほど課長のほうから、6対1、4対1ですね、さまざまな規定があって、報酬等も決まっているわけで、今回の施設に入られる方々の人数等はもうある程度決まっていると思われるものですから、事業規模というんですかね、年間を通しての事業規模としてはどのぐらいの金額が措置されて、安心して経営をしていただいて、安全・安心の施設の運営に専念していただくと、経営のほうにばかり気を使ってもらおうというのもなかなか指定を受託していただく場合にやはり心配な面があるものですから、町としての試算として、何人ぐらいの職員を配置して、収入的に、多分ほとんど国・県等から費用面は措置されると思われるものですから、そういったもので安心した経営がなされるというところの確認を1点、指定する前に確認したいなと思います。

もう一点は、設置条例のときにも御質問したわけでございますけれども、今、その「はあとふる」と「あつまリーナ」の間の小道があるわけですが、あそこを通りますと、全く、真ん中の中央のエントランスですか、そこから入りまして、芝生がありまして、人々が交流できるスペースというんですか、芝生が生えているゾーンがあるわけで、町長の今回の行政報告の中にもありますように、障害のある方同士の交流や、地域の方々、ボランティアの交流を図る交流ホール等も実際に中にあるわけでございます。最後に、共生する町への実現に向けて、幼児から高齢者ということで、福祉ゾーンの中でこの「あつまリーナ」の指定をお

願いするわけでございますけれども、業務の範囲の中に、その地域との交流ということがうたわれていないわけでございますが、その点についての確認をしたいと思っておりますので、その2点をお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） まず、事業の全体像といいますか、指定管理の中で、今年度、半年間になります。その中で、財政といいますか、その規模でございますが、先ほども申し上げました内容で、町からの指定管理の委託料につきましては526万5,000円という形になりまして、これに加えまして、障害福祉サービスをやまばとさんのほうで実施していただくという予定になっておりまして、そちらのほうの事業費が、今、見積もりで2,793万3,000円という金額で事業実施をしていくということで、合計3,319万8,000円というような予算規模で、これによってそれぞれの事業、それから施設の管理のほうをやっていただくというように、こちらにつきましては、先ほども報酬等のお話ございましたが、これは法律で定められた内容でございますので、この中でやっていくという形で、これにつきましては、当然、やまばと学園のほうでも、打ち合わせの中では、こうした事業の中で実施が可能だということですので、それに基づいてお願いをして実施をしていくという考えでおります。

それから、先ほど御質問がありました交流の関係でございますが、これにつきましては、確かにこちらの業務の中では明確には出ておりませんが、ただ、この事業の中で交流を図ることがこの事業の趣旨であるという内容の事業もありますので、こうした中で考えていくという形になります。実際には、こちらで御承認をいただきました後に、やまばとさんと行政と連携をしながら、今後の地域交流をどのようにしていくのが最も効果的かというようなことを十分に話し合いをしながら運営を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（藤田和寿君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で本日の日程は全部終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

次回本会議は9日15日水曜日午前9時から一般質問であります。よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 5時07分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第13日目でございます。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（増田宏胤君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 佐藤正司君

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

〔1番 佐藤正司君登壇〕

○1番（佐藤正司君） おはようございます。

私は、さきに通告してある、高齢者の暮らしを支える地域づくりについて質問します。

現在吉田町に住んでいる人口は、8月31日現在、住民基本台帳に2万9,529人、外国人登録に949人、総人口は3万523人になっています。そのうち高齢者だけを見ると、65歳から74歳の方が3,052人、75歳以上の方は2,879人で、65歳以上の方は5,931人になります。高齢化率は19.4%です。今後、高齢者は年々増加していき、10年後には団塊の世代が70歳代になります。町の計画でも、高齢者が安心して暮らすことができる町づくりがうたわれています。

そこで、以下質問いたします。

一つ目に、65歳以上で家族と同居されている方は4,150人いますが、ひとり暮らしの世帯が507世帯507人、夫婦のみの世帯が538世帯1,076人、その他の高齢者のみの世帯が47世帯に124人、合計1,092世帯で1,707人います。町として、この方たちの見守り、支援はどのようなことを行っているかをお伺いいたします。

二つ目に、高齢者世帯で介護が必要な方が、所得が低く介護サービスを控えざるを得ない状況はないかお聞きします。

三つ目に、高齢者の生活圏の中で、食料品、日用品等の買い物をして、銀行、郵便局、医療機関などの利用を日常的に送れることが、できるだけ自立していくために必要と考えます。そのために、生鮮食料品を扱う商店を地域に存続させていくことや、公共交通機関の充実が求められます。町づくりについて考えをお聞きいたします。

以上です。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員、ちょっとお聞きしたいんですけども、75歳以上の方は何名とおっしゃられました。

〔「2,879人」の声あり〕

○町長（田村典彦君） 間違いですね。議員、きのうの敬老会においでになられましたか。

〔「行きましたよ」の声あり〕

○町長（田村典彦君） 3,074人ですね、敬老会。

〔「それは、私、県のほうへ報告を出している資料ですか、それを、高齢者支援課からもらった資料をちょっと参考にしたものですから、資料が古かったかもしれません」の声あり〕

○町長（田村典彦君） それでは、高齢者の暮らしを支える地域づくりにつきましてお答えいたします。

我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進展しており、遠からず、世界に例を見ない水準の超高齢社会が到来するものと推測をされております。

当町における高齢者の状況について申し上げますと、平成22年9月1日現在の65歳以上の高齢者人口は5,930人で、高齢化率は19.4%と年々増加する傾向にあり、平成21年度算定の吉田町高齢者保健福祉計画介護保険事業計画において推計した平成22年度の高齢化率19.8%を下回ってはいるものの、近い将来20%を超える状況となることは否めません。

また、平成22年4月1日現在の住民基本台帳によれば、在宅のひとり暮らし高齢者の世帯数は474世帯、高齢者のみの世帯数は585世帯、合わせて1,059世帯という状況であり、ひとり暮らしや高齢者のみで生活する高齢者の割合は、高齢者の28.2%で年々増加しております。この数字は、前回の藤田議員のところで話しています。

このように、高齢化が進み、また高齢者のみの世帯が増加する状況を勘案いたしますと、高齢者が安心して暮らすことのできる町づくりを進めることは必要不可欠であるとの思いを強くしております。

今回定例会初日の町長の行政報告で申し述べたことと重複する点もございますが、まず、1点目の高齢者のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯への支援はどのようなことを行っているかについてお答えします。

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対する支援といたしましては、緊急時の対策が最も重要なことと考えております。当町では毎年5月から8月の期間で、民生委員の皆様の御協力をいただきまして、高齢者実態把握調査を実施しております。この調査は、65歳以上のすべての高齢者を対象に、訪問等により状況把握を行うものでございますが、特にひとり暮らし高齢者につきましては、健康状態、就労状況、家族との連絡状況、友人・知人の有無、外出状況、緊急時の連絡先やかかりつけの医師等を記載する調査票を作成するための聞き取り調査を実施し、状況を把握し、緊急事態に備えております。また、調査時に消防署等関係機関への個人情報の提供に関する同意をいただき、病院への救急搬送にも対応できるように備えております。

これとあわせまして、平成22年2月より、ひとり暮らし高齢者等の医療情報等をまとめて冷蔵庫内に保管し、救急時に迅速に情報提供することで救命の一助とする救急医療情報キット配布事業を開始しております。救急医療情報キットの配布対象者は、ひとり暮らし高齢者のみではなく、高齢者世帯等にも拡大して実施をしております。できるだけ多くのひとり暮らし高齢者等に配布できるように、本事業につきましては、回覧文書により町民の皆様にもお知らせするとともに、自治会及び民生委員の方々への協力依頼、対象者への個人通知等の方法により紹介をしております。同キットの配布世帯数は、8月末日現在で258世帯でございます。

そのほかにも、在宅のひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報システムを貸与することにより緊急時の生活の安全の確保を図る、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業及び、在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等であって食事の調理が困難な世帯を対象に、定期的に食事の配達と安否確認を行う配食サービス事業を実施しております。

ひとり暮らしや高齢者のみで生活する高齢者世帯は1,000世帯を超えとはいえず、65歳を超えたばかりの高齢者につきましては、まだまだ現役で御活躍の方も多く、高齢者実態把握調査についても、民生委員の皆様が訪問しますと、元気だからと情報提供を辞退する方もおられると聞いておりますが、調査への御協力を切に願うとともに、高齢者が健康に不安を抱き始めたときに支援できる体制を整えておくことが、行政として最も重要なことであると受けとめております。今後も引き続き多方面から御意見をいただきながら、高齢者が安心して暮らすことのできる町づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の所得の低い高齢者世帯で介護サービスの利用を控えざるを得ない状況はないかについてお答えします。

介護保険制度は、平成12年の制度創設以来、自己責任の原則と社会的連帯の精神に基づき、40歳以上の国民が公平に制度を支えてきております。国民は、みずから要介護状態となることの予防に努めるとともに、費用を公平に負担する義務を負っております。介護保険法施行5年目には制度が検証され、高齢者の自立支援と尊厳の保持という基本理念を踏まえ、その持続可能性を高める改正が行われております。

平成19年度に実施いたしました吉田町高齢者一般調査、要支援・要介護認定者調査の中で、要支援・要介護認定者372人のうち8.9%の方が、介護保険サービスを利用したことがないと答えておりますが、その理由につきましては、家族が介護しているからが54.5%、まだ利用するほど困っていないからが39.4%と多く、利用者負担が高いからと答えた方は6.1%でございます。介護保険制度では、介護支援専門員が要支援・要介護認定者のケアプラン作成の際に、心身の状態、介護の状態等とはもとより、サービス利用料金面も考慮し、介護保険サービスだけではなく、介護保険法に基づかない有償・無償のサービスも含め、利用可能なサービス内容を検討し、要支援・要介護認定者に適したサービスの提供に努めております。

利用者負担が高いからという理由で介護保険サービスの利用を制限するケースはあろうかとは思いますが、その制限が介護上問題となっているという相談が介護支援専門員から町または地域包括支援センターへ持ち込まれた場合は、介護保険の各種減免制度の対象であるか確認をしたり、生活保護制度の利用について検討を行う等、介護保険サービスを初め、さまざまな福祉等の必要なサービスを利用できるように調整をしております。

介護保険制度では、サービス利用料の1割と食費、居住費、日常生活費が本人の負担とな

りますが、低所得者で世帯全員が住民税非課税の世帯につきましては、収入段階に応じ、食費、居住費が減額される負担限度額認定証が、申請により交付をされます。現在、この制度の該当者は159人となっております。また、特に生計が困難な利用者に対しましては、社会福祉法人等が利用者負担分の28%及び食費、居住費の4分の1の軽減措置を講じております。社会福祉法人等が行う軽減措置は、世帯の収入状況、預貯金の額、資産の状況等を確認した上で決定され、現在10人の方が該当しております。

介護保険サービスの利用料が支払えないために利用を控えざるを得ない状況の方がいらっしゃる場合には、ぜひ御相談をいただきたいと考えております。

次に、3点目の高齢者の生活圏の中で食料品、日用品等の買い物をし、銀行、郵便局、医療機関の利用など日常生活が送れることが、できるだけ自立していくために必要なことであるとする。そのために、生鮮食料品を扱う商店を地域に存続させていくことや、公共交通機関の充実が求められるのではないかと、町づくりについて聞くについてお答えします。

当町におきましても、高齢化の進展とともに、高齢者のみの世帯が増加をしております。その中で、自力での移動手段がなくなる高齢者や、家族、親族などが身近にいない高齢者世帯が増えております。加えて、日常生活用品購入場所の減少等生活環境の変化が、少なからず高齢者の日常生活に影響を及ぼしていることも事実でございます。

一般的に、高齢者が歩いていける範囲に、食料品、日用品等を取り扱う店があることが、望ましい環境と考えられます。しかし、現在のところ、当町の高齢者が生活圏の中で食料品や日用品の買い物をどのように行っているのか、また、どの地区においてどのくらいの方がどのようなことに不便を感じているのかなどの状況が詳細につかめておりません。

本年度、65歳以上の一般高齢者及び要支援・要介護認定者を対象とした実態調査を実施する予定でございますので、この調査の中で、先ほど申し上げましたように、高齢者が日常生活の中でどのような課題を持って生活しているか等についても調査をし、高齢者の生活支援対策について検討していく予定でございます。

さらに、この調査結果をもとに、高齢者の日常生活の不便を解消してくれる事業者があるかなどについても調査をし、高齢者が自立して日常生活を送ることができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、公共交通機関の充実につきましては、高齢者の外出手段の一つとして望まれることではございますが、その現状を見ますと難しい面もありますので、慎重に検討していかねばなりません。

当町では、みずからの力で外出できない高齢者に対して、高齢者福祉や介護予防の観点から、昨年度、高齢者移動支援プロジェクトを立ち上げ、調査検討を重ねてまいりました。本件につきましては、平成22年第2回議会定例会の一般質問に対し答弁をさせていただいておりますが、現在、一般高齢者を対象とする移動支援につきましては、福祉団体等が主催する行事・事業への参加に限定し、また、要支援・要介護認定者を対象とする移動手段につきましては、福祉団体等が主催する行事・事業への参加、病院、施設等への通院・通所、または退院・退所、官公庁等へのサービスの申請、その他、社会生活上必要不可欠な外出を対象として開始するため、利用希望登録者と送迎支援ボランティアを10月に募集する予定で準備を進めております。試行と検証を重ね、利用者にとりまして利便性の高い移動支援システムの構築を目指してまいりたいと考えております。

今年度は、利用希望登録者と送迎支援ボランティアの数を把握した後に、社会福祉協議会が所有しております福祉車両及び、資金使途が外出支援に限定された寄附金を利用して、新たに借り上げる予定の車両を使用し、社会福祉協議会と協働で試行的に実施していくことを予定しております。

事業の実施及び検討に当たりましては、高齢者の生活の自立を第一義とし、基本理念であります、支えあって暮らせる地域づくりの実現を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても御理解と御支援をお願い申し上げる次第でございます。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） それでは、再質問をします。

きのう、敬老会がありまして、私も参加しました。大勢集まりまして、本当にこの町をつくった方々に本当に感謝する次第です。

先ほど町長のほうからいろいろ指摘されましたけれども、私が通告するときに出した数字は、高齢者支援課が県へ毎年報告している数字を参考にして書きましたので、ちょっとずれていたと思います。

私が今回この質問をするのは、高齢者が増えていくことは、本当に、事実、どんどん進んでいくわけで、こういう中で、最近、テレビや新聞なんかを見ていると、高齢者が孤独死していたとか、それから最近では、電気がとめられていたのかクーラーもなく、熱中症で御夫婦で亡くなっていたとか、そういう事態が時々起きているわけで、ぜひこういう事態は吉田町では起こしてほしくないということで今回取り上げているわけですがけれども、特に本当に今景気も悪くなっているし、収入も減っている方が多いわけで、仕事がないとか無年金の方もいるんじゃないかと思うんです。それから、本当に年金も少なくて生活に困っていらっしゃる方もいるのではないかと思うんです。そういう方々が本当にそういう事態にならないように、やはり町はそういう人たちに目配りや声かけをするのは当然の仕事だと私は思うので、そこは手落ちなくやっていただきたいと思ってこういう質問をしております。

質問をします。

先ほどいろいろ数字は出ましたけれども、先ほど、民生委員の方が1年に1回回っていらっしゃるということのようではございますけれども、そういう中で、本当にいろいろな方がいらっしゃると思うんですけれども、そう中で町はどの程度つかんでいらっしゃるのか。先ほど言った、家族と住んでいる四千五百何人かは、別にそう気にしなくてもいいと思うんですけれども、高齢者でひとり暮らし、高齢者のみの世帯の方で、この方はちょっと目をかける必要があるなと思うような方というのは報告されていると思うんですけれども、何人ぐらいいて、その方たちにはどう対応しているのかということはおわかりですか。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 先ほどの民生委員の方々が回っていただいている高齢者実態把握調査の関係ですけれども、民生委員さんのほうには、訪問していただく場合に、気になる高齢者に気づく視点の例示を示しまして、気になる方の情報を町に上げていただいておりますけれども、民生委員さんの方から訪問の依頼があったケースは65件ございました。そのうちで、町と包括支援センターとで緊急性を考慮した上で順次訪問をして、また民生委員さんのほうにお返しして、継続支援の必要のあるケースについては、町、民生委員、包括支援センターの3者で協働して支援に当たっていく体制を整えております。

その中では、訪問した結果、介護保険の認定の申請をしたほうがいいのではないかと思います。方には、介護保険の申請をお勧めしております。また、閉じこもり等で、介護予防の教室へ参加するのがいいのではないかといい方には、予防教室のほうへの参加をお願いしたりしまして、継続的に見守りを続けていく方も中にはございますけれども、中では、家族で頑張っているのが特に困っていないから支援はいいよという方もいらっしゃいました。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） そこら辺はピックアップされていると思うものですから、そこはぜひ引き続き見守りとか声かけはやっていただきたいと思います。

今の答弁の中で、地域包括支援センターと連携をしてというお話ですけれども、本来、これ、2年前までは町がやっていたわけですけれども、それを社会福祉協議会へ委託されたわけですけれども、場所もあちらへ移りましたけれどもね。これは大変重要なセンターの仕事だと、役割は重要だと私は思うんですけれども、そこのセンターの今、現状というか、センターでは、社協でやっているわけですけれども、そこでの対応というか成果というか、そこは今、包括支援センターの町との連携というか、そこのところはどのような形でやっていらっしゃるんですか。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 包括支援センターは、委託はいたしましたけれども、町が責任を持つてということになっておりますので、毎月1回は、どのような相談があるかということと、担当者と包括支援センターが必ず打ち合わせを行っております。何か緊急事態とかすぐに必要なものがあれば、包括支援センターがこちらに出向くか、うちが包括支援センターのほうに出向きまして、協働でというか、一緒に継続で支援しております。あとまた、他の部局のほうでも、必要であればそちらのほうへの依頼もお願いしております。特に委託になったということで皆さんに御迷惑をおかけしているようなことはないと考えております。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 介護虐待とかいろいろ問題があるわけですから、見逃さないように、ぜひセンターと連絡を十分にとってやっていただきたいと思います。

先ほどいろいろ、町もいろんなことをやっているよと言いましたけれども、その配食サービスとか緊急キットの配布とか、ぜひ、これはどこの町でもやっているケースがあると思うんですけれども、緊急キットはやっていないのかな。

じゃ、緊急キットのことで聞きますけれども、私、今聞いていて、258くらいという数字を言われたと思うんですけれども、たしか1,000個くらい用意されたんじゃないかと思うんです。ちょっと少ないかなという感想は持っています。町でもそういう方のところへお知らせの手紙を送ったりということもされているんだけれども、何か取りに来てくださいというような中身なのかなと思いますので、そこら辺がどうなのかなと。もうちょっと、つくったのなら、説明して配って歩くとか、必要な方には、ということもしてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、ちょっとこの配布の仕方がどうなのかなというのがあります。

ただ、これはどういうアイデアからこうなったのかわかりませんが、私、新聞を見ていたら、やはり災害とか何かあったときに緊急連絡先をきちっとわかるようにしておくというのは大切なことだと思うんですよ。ある地域では、何か、隣組の組長さんのところに、

そういう方は、ちゃんとした封筒か何かに書類にして預けてあるというようなやり方をしているというようにも聞いています。ただ、これは個人情報の問題もあるわけだから、本当に何かあったときはその封筒をあけて使うというように隣組で決めて、隣組だったか町内会だったかわかりませんが、そういう地域でやっているよと、工夫しているよというようなことも新聞に載っていましたから、いろんなやり方はあると思うんですけども、やはりこれは地域なり隣近所で、やっぱりそういう災害のことは考えておく必要があると思うので、これはちょっと別な問題になりますけれども。

ただ、この258というのは少ないと思いませんか。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 今のキットの配布状況の258ですけども、当初600個用意いたしました。当初は広報のみで、あと自治会さんのほうにお願いに行き、組長さんにお話ししていただいたりということもありましたけれども、この高齢者実態調査では、皆さんのところに全員回りますので、ひとり暮らしとか高齢者世帯の方には、申請書を民生委員さんに持って行っていただいて、お願いをしたいということもお願いをいたしました。その後、かなりの申請があったんですけども、それでも漏れている方については、直接私たちのほうから、ひとり暮らし、それから高齢者世帯については手紙を出させてはいただいておりますが、今258世帯ということになっております。あと包括支援センターのほうにも申請書とキットを置いてありまして、こういった訪問をした方とか相談のあった方で、ひとり暮らしとか高齢者のみの世帯で必要であると思われる世帯、また高齢者のみでなくても必要であると思われる世帯には配布を考えて、配布をしております。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） ぜひきちっとお知らせして、普及は、せつかくつくったわけですから、させたほうが良いと思います。

次に、2番目の介護保険のことですけども、初めの質問とちょっとダブるかもしれませんが、この介護保険の特別会計の決算を見てみると、収入未済額が21年度で256万ぐらいありますよね。不納欠損も92万ぐらいあるわけで、ここら辺が、やっぱり払えない方が現実にいらっしゃるんだと思うんですよ。これは多分、高齢者支援課のほうで、人数も、だれが納めていないかというのは全部つかんでいると思うんですけどもね。これは、私、たまたまこういう、通告にはこう書きましたけれども、税とか保険料を納めていない方は役場のほうはわかっているわけで、例えば国税だって、後期高齢者の医療保険料だって、これは75歳以上ですから、今、特別徴収がほとんどなわけで、普通徴収の方は少ないわけで、ここが、私の思うには、やっぱり生活に困っているから税金とか保険料も滞納せざるを得ないというふうには私は考えるんですよ。

だから、先ほども、特に目をかけるというか、注意しなきゃならない人というのを絞り込まれると私は思うんですけども、こういう方ではないかと思うんですよ、税を納められない、介護保険料を納められない方。これについては、私、聞いていますけれども、だれがというところまでは、それは聞いていませんけれども、そのところをやっぱり私は、先ほども言った、同じ、民生委員が回って声をかけた人たちで、注意すべき人たち、注意すべきというか、目をかけるべき人たち、それから介護保険料を納められないでいる方は、私は、目をかける必要があると思うんですよ。

そこら辺をこの高齢者支援課のほうでどこまで把握しているのか、この未納のところ、お聞きします。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 未納の関係でございますけれども、一応、未納の前に、家族が介護疲れで困っているとか、お金がなくて介護が使えないよとかという場合は、町とか包括支援センターに相談に来てくれる場合も多いですし、そんなにたくさんはないですけども、あります。それから、そういった場合は、生活保護のほうの相談とか、あと社会福祉協議会のほうでも行っております生活福祉資金の貸し出し等を含めて、本人とか家族を含めてサービスの調整とか検討を行っておりますけれども、先ほど議員さんがおっしゃられました不納欠損の関係ですけれども、やはり生活困窮の方で、介護の場合は2年で欠損になりますので、納められないというひとり暮らしの方の中には、やはり現在はもう生活保護を受けている方、また、その時点で生活保護の相談はあったけれども、生活保護のほうで検討はしましたけれども、その方の収入状況とか預金の状況、それから資産の状況、また扶養親族の方に収入がある場合は生活保護にはならなかったものですから、そういう形で生活保護にはならなかったよという方もいらっしゃいますので、うちのほうとしては、そういった御相談があったときには、生活保護を含め、またサービスを含めて相談には乗っていくという体制は整えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） それは地域包括支援センターにということではなく、役場の担当者のほうがやっぱり目配りする必要が私はあると思うので、ぜひそこは最悪の事態にならないようなことに見守りをお願いしたいと思ひます。

3番目の、じゃ、質問に入ります。

先ほど答弁いただきました。前回、一般質問で同僚議員が質問したことと、それは参考になっているわけですがけれども、その中で町長の言葉で、買い物難民というような言葉も出ていましたけれども、やはり本当に今この問題は、交通問題とあわせてあれなんですけれども、これ、大店法の廃止が2000年にあったわけだけども、それ以後、大型店がどんどん出ていって、それで、これは全国の話ですけれどもね、出ていって、近隣の八百屋さんとか肉屋さんとか魚屋さんがつぶれていってしまったと。その後、やっぱりその大型店が、採算が合わないということで撤退をしてしまったと。それで、その商店街などが衰退したあおりを受けて、そこでだれが困るのかというと、交通手段を持たない高齢者の方が本当に困るというような状態というのは全国各地で起きているわけで、この間、新聞を見ていたら、清水の三保でもそういう事態が起きていると。買い物できるのはコンビニぐらいしかないというような事態になって、どうしているのかというと、ほかの地域でやっているスーパーの方が車で商品を積んで、毎週月曜日から金曜日まで売りに行くというようなことで、それをお年寄りの方は待っていると、そういう形で食料品を買いそろえて何とか生活しているよというような地域もあります。実際、三保ではそうだそうです。

だから、この買い物難民というか、吉田の場合は、昔から比べれば大分小売店は減ったと思ひますよ。八百屋さんとか魚屋さんとかは、あとちっちゃなスーパーもみんな閉めちゃいましたよね。だから本当に私も困るんだろうなと思ひてはいるんですけども、これはなかなか難しい問題だと思ひますけれども、このところは本当に難しい問題だと思ひます。

れども、この買い物難民を、やっぱりそこに手を差し伸べるのが、私はもう一つの次の問題の公共交通機関だと思えます。交通手段。交通手段がやっぱり整備されなければこの問題は解決できないのかなと思うもので、この問題についてちょっとお聞きします。

本当に今、吉田町は、交通の便が悪いというか、公共交通機関が非常に整備されていないと私は思うんです。先ほどの答弁では、いろいろ福祉目的のそういう移動手段を確保すると、やっているよというのはわかります、私も。それはそれで大いにやっていただきたいと思います。だから、福祉ボランティアセンターを立ち上げて、イベントとか「はあとふる」とか、そういう、あれには病院とか役場も入っていたのかな、それはそれで大いにやっていただきたいと私は思うんですけれども、やはり根本的には、町長、同僚議員には、コミュニティバスはちょっと基本的にはたしか考えていないというような答弁だったと思うんです。現在の時点においては、コミュニティバスの運行については基本的には考えておりませんという答弁をされているんですけれども、このコミュニティバスという位置づけもなかなか難しいと思うんですけれども、私は、そういうことは将来考えていく必要があると思うんですけれども、確かに赤字は赤字になると思うんです。どうなのがいいのかというと、私も正直言ってわかりません。近隣のところではいろんな形でやっています。コミュニティタクシーもやっているし、デマンド式のもやっています。そういうのも含めて、私は、公共交通機関の政策をやっぱり持つべきだと思えます。

この総合計画の中には、そこはないんですね、町独自のものはね。今ある民間のバス会社のあれに依拠したそれを国や県のあれで支援していくという表現にはなっているんだけど、私は、小さな町だけれども、狭い面積だけれども、人口3万いるわけですから、やはり基本的に、町長はこの間そうお答えになりましたけれども、将来そういうことは私は必要だと思いますけれども、どう思いますか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の物事の考え方はちょっと短絡しているところがあると思いますので、論理的に分析するとこんなふうになると思うんです。いわば買い物難民、いわば高齢になって自分で移動手段がなくて買い物等に困っているというふうなことですね。その場合は行政がやることは、まずこのような形になると思うんです。実際に高齢者で買い物等に困っていますと、どういう買い物に困っておりますかというその調査ですね。それで、今度はそういうふうなデータを収集する。そのデータに応じて今度は、そういう買い物に困っている方々に対して、いわば、その欲しいものをかわって代行して買って届けると、こういうふうな会社があるかどうか、基本的なそのデータがマッチすれば、そういう一つのすき間的な産業というものが成立するわけでございますので、行政というものは、まずデータの収集、いわば買い物に困っている方々、具体的に今度はその買物を代行してやれる業者とか、そういうふうなことを、データを収集して、公にして、いわばそのような業者の出現を待つとか、そういうふうなことを考えるというのがまず最初だと思えますよ。

次に、移動の問題なんですけれども、前回、藤田議員の際に詳しく御説明すればよかったですけれども、簡単に申し上げますと、いわば、この町は路線バスが通っております。それで、タクシーも現実にございます。そのようなところに一気にコミュニティバスを投入することは民業の圧迫になりますので、行政というものが最終的にそのような手段をとらざるを得ないのは、ほかにもう選択肢がないという場合には、当然、行政が前面に出なければなり

ませんけれども、現在も路線バスが走っている、それから民間のタクシーがある、そして現在、うちで考えているボランティアによるところの送迎であるとか、そういうのは一つの何らかの代替手段があるような場合に、当初からコミュニティバスを走らせるというのは、ちょっと余りにも短絡的過ぎると思っております。

将来的にというのは、単純に将来的にというその条件設定に答えることはできませんので、これこれこういうふうな条件があった場合に、我々とすればどうしますかと、そういう質問をしていただければまたお答えいたします。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 町長のお考えは、それはそれでわかりますけれども、ただ、交通手段というか、公共交通と私が言うのは、やっぱり移動する、自由に移動できる、町内を自由に移動できるというようなための手段であって、買い物のためもちろんあります。それから、図書館に行くとか病院に行くとか、たまには海のほうへ行ってみたいとか、いろいろ自由に動けることというのはやっぱり必要だと私は思うんですよ。そのためにも、やっぱり交通手段の、ましてや高齢社会になっていくのは目に見えているわけで、そこで、やっぱりこの狭い町内ですから、どうすればいいのかというのは知恵を絞る必要があると思うんですけれども。

先日も島田市のコミュニティバスの公共交通の問題も新聞に載っていましたが、その地域地域によって違うわけですが、島田は島田で大変だと思うし、ただ、あそこは、これは地域公共交通活性化再生法という法律もあるわけですから、そういうのに基づいて、関係者や警察や国や県や自治会や商工会や学識経験者などで、その島田の地域公共交通活性化再生協議会というのをつくって、5カ年計画で検討していきますというようなことが新聞に載っていましたがね。

私は、吉田町、今、町長が言ったように、民間のバスが確かに走っていますよ。だけどコースは限られています。本当にもうバス停に近い人は利用できるけれども、離れている人は、そこまで行くのがまた大変だと思うんですよ。そういう面で、やっぱりバス停、役場の前だったら大体通るわけですから、役場へ来るそういう循環バスとかそういうものも将来は整備していくということも、公共交通網というのをやっぱり民間のそのバス路線に頼らずに町として考えていく必要というのはあるのではないかと私は思うんですけれども。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 現在、第4次総合計画が5年たちますので、後期の計画をつくるためのタウンミーティングが一昨日から始まっております。藤田議員は、片岡ですね、出ていただいて、私の考え方について触れておりますので、また議員の方々もその席にいただければ、またそれはそれでありがたいと思っているんですけれども、基本的に私は今までこの町の問題についてトップダウンでやってまいりました。基本的に、問題があったからトップダウンでやったわけです。例えば地域住民、まあ有権者ですね、この町の町民に行政が信頼されると、そのためのいわば一つの手がかりとして、談合の問題であるとか、それから財政運営の問題に関しては財政規律の確立であるとか、そういう形で、いかにして地域住民の信頼を得るかというようなことに腐心してまいりました。また、そういう中において、さまざまな、福祉社会の問題であるとかやってきたわけです。

これは一つには、トップダウンせざるを得ない状況というのがあったと私は考えておりま

す。端的に申し上げれば、そういう、いわば、地域社会の抱える、地方自治体が抱えるネガティブなものに対して切り込めなかったと。

単純なことで一つの例として申し上げれば、平成14年に三星の購入をいたしました。行政というものがまず手をつけなきゃならないのは、いわば、確実に起こることに対して行政というのは確実に対処しなきゃならないというようなことがございます。少子・高齢化というのは、一つの確実に起こることでございますので、それに対しては福祉社会の形成ということで対応したと。

それから、平成14年、陸閘の問題がございました。防潮堤ができて陸閘がない、津波が来ると、その時点で、確実に、この町は津波が来れば津波でもって崩壊するということがわかっていたわけです。わかっていたにもかかわらず、どなたも県とか国に働きかけた人間はいない。なおかつ、平成15年に12億というお金で三星を買った。10億あれば、具体的に防潮堤の電動ができたわけです。にもかかわらず、そういうことをやった。

いわば、地域住民に対して行政というものが信頼できないような状況というのをまざまざとこの町はやってきたわけです。そういったことをやるためには、トップダウンで、いわば枠組みというものをつくらなきゃならないと、今までやってまいりました。

藤田議員は出席されておられるからおわかりだと思いますけれども、いよいよ住民主導の町づくりというものに対していわゆるかじを切らなきゃならない、そういう時期に来たんじゃないかと私は判断をしております。

したがって、第4次総合計画の後期において、やはり住民主導の町づくりについて、その機構であるとか仕組みであるとか運営であるとか、そういうものについて今後本格的に考えていかなきゃならないと思っておりますので、そういう中において、今、議員のおっしゃられたことについても、これは、はなからもう赤字の出るのはわかっている事業でございますので、そういう事業を、いわば住民目線の住民主導の町づくりの中でこれは受け入れられる問題なのかどうなのか、そういうふうな大きな、いわば枠組みの中で考えていかなきゃならないと思っておりますので、それでその答えといたしたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私もトップダウンでこういうのはやるべき問題ではないと思っておりますので、やっぱり住民の要望、先ほどアンケートというか調査をまたやるというようなお話ですので、ぜひ調査をしていただきたいと思います。

ほかの町、ほかは市が多いんですけども、やっぱりこういう公共交通を扱う専門の部署というのをつくっているところが多いですよ。そういういろんな部署、企画課にあたり、都市計画課にあたり、いろんなところがあるんですけども、生活安全課か、そういったところもあるし、やはり私、先ほども言ったけれども、この総合計画の中にそういう考え方がちょっとないのかなと思うもので、やはり地域住民の要望をよく聞いて、やっぱりコミュニティバスがいいのか、タクシーがいいのか、デマンド式がいいのか、いろいろなやり方があると思うんですけども、そういうのは検討していただきたいと思います。

先ほど言ったボランティアセンターとか、それから福祉有償運送とか、それぞれのその障害者の運送とかいろんなことはそれぞれできるわけですから、それはそれで進めるのはいいと思うんですけども、基本的に、私は、公共交通を町として今のままではいいとは思えませんので、何らかの形で公共交通網も考えていくべきだと私は思います。

以上で私は質問を終わりますけれども……

[発言する人あり]

○1番（佐藤正司君） じゃ、答弁してください。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） この、今、町の行政部門の中に公共交通を取り扱う部門はないということでございますけれども、今まではそういうものに対して、はっきり申し上げれば、緊急事態ではないと思っていたわけでございますね。しかしながら、緊急の行政事業としては現在やっておりますけれども、当然のことながら、そういうことは行政として考えなきゃならない事項でございますので、これについては、当然のことながら、企画のほうでも具体的にいろんなことを考えてやっております。

ただ、言えることは、初めから、議員のおっしゃるように、やるんだというふうな方向ではなくて、やるやらないも含めて、コスト計算も含めて考えていかなきゃならないと。議員がこれ考えていただきたいんですけれども、住民アンケートをお読みになってくれましたか、後期の計画の策定の際の。

[「よく読ませていただきました」の声あり]

○町長（田村典彦君） 非常に町民の方が重要視している事項に、財政運営の問題というのがあります。財政運営というのは、単純な話、やはり初めから廃止になるような事業に対しては非常に難しいという面があることは、町民というものはやっぱり肌で感じているわけですよ。そういうことを踏まえて、やはり企画課のほうで基本的なところから考えておりますので、ぜひとも、その辺は将来的には住民主導の町づくりの中で考えていくと、そのためのその辺は企画課の中でやっているというようなことで御承知おき願いたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） ぜひよろしくお願いします。

私は、本当に今後、高齢化が進み、高齢者が増えていくというのはもう目に見えているわけで、そういう中で、本当に家族と同居していたり、年金もそこそこもらっている方はいいと思うんですけれども、やはり先ほども言ったように、生活が困窮するような方も中にはいるわけですから、そこら辺はぜひ行政として手を差し伸べるというか、セーフティーネットで網の目からこぼれないような見守りとか声かけというのは、これは地域でもやる必要があると思うんですけれども、やっぱりそれを主導するのは行政だと思いますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（増田宏胤君） 以上で1番、佐藤正司君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（増田宏胤君） 続きまして、5番、藤田和寿君。

[5番 藤田和寿君登壇]

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。一般質問通告書に上げた入札・契約の状況について一般質問をいたします。

昨年9月の一般質問は、地域資源に対するその源として、職員の研修について質問させていただいたことを思い出します。それはちょうど昨年の8月30日でございますけれども、衆議院議員選挙の結果を受け、マニフェストを実行するための予算編成の基本方針、概算要求、補正予算を見直す報道内容を受けて行ったことでございます。今では前総理であります、9月16日、鳩山新総理が誕生する前でございます。折しも、本日も昨日の民主党代表選の臨時党大会の結果を受けての質問となりました。結果は、御案内のとおり、国会議員では接戦でございましたが、党员サポーター及び地方議員の圧倒的な支持を受けて、代表に菅総理が再任されたとおりでございます。代表選の中では、さまざまな論点の議論を受け、政治空白が2週間ほどになったことと思います。政治空白にならないように、あとは結果を期待する国民の一人でございます。

地域主権についても、一括交付金などの議論を通じ、どのような形かは不明でございますが、権限と財源の移譲は今後さらに進むことが考えられるところでございます。55年体制に象徴されるよう、自民党の長期政権から民主党政権へ、そして現在の衆参逆転のねじれ国会と、政策決定が予断を許さない環境下、政府の施策の動向に左右されない、力強い確固たる基礎自治体を確立する必要を痛感しております。

そのような中、本定例会に、平成21年度決算が確定し、議案上程されました。本日15日は、リーマンブラザーズが破綻してからちょうど2年目を迎えます。リーマンショックに端を発した100年に一度の世界金融危機から、平成21年度決算は景気変動の影響を受けた1年でありました。内容は、町税収入が前年度比8.9%減の58億1,200万円との結果でございます。特に、平成20年度の決算では9億2,500万円あった法人町民税が、21年度におきましてはその半分強の4億6,000万円という結果に終わり、町では借金の臨時財政対策債を3億5,000万円起債、家庭に例えますと、生活費を長期ローンで賄うような状態となりました。また、家庭で言う定期預金の一部解約、財政調整基金の12億100万円のうち4億600万円を切り崩すなど、財政部門の英断など、厳しい環境下、厳しいかじ取り状況であったとうかがえます。

しかしながら、幸いにも、これまでの幾多の施策や各事業の成果などにより、町民の皆様方の生活には大きな影響もなく執行できたことを、決算の認定の審査を通じて改めて感じた次第でもございます。もちろん財政難は全国的な傾向であり、我が町に限ったことではございませんが、これまでの取り組みの成果の差がそれぞれの自治体財政に如実にあらわれていると考えます。

このような環境でございますが、我が町においては明るい話題が続いております。先月の7日にはちいさな理科館のオープニングセレモニーが行われ、大々的に挙行されました。夏休み中には来館者が1,187人訪れ、新たな拠点としてスタートしました。また、先週の9月11日には、約100人の関係者が出席のもと、総合障害者自立支援施設「あつまりーナ」の竣工式が挙行され、我が町の福祉ゾーンに新たなプラットフォームが完成し、障害のある人、ない人、また、幼児から高齢者まで享受し、交流する、共生する町の実現に向け、いよいよ来月10月1日から開設されます。竣工式の中で、指定管理者となった社会福祉法人牧之原やまばと学園の理事長のあいさつにあったとおりで、まさしく今このような取り組みができる吉田町を私も誇りに思い、評価するものでございます。また、今後においても継続できるように、議会の一員として是々非々で向かい合いたいと考えております。

そこで、私は今回の一般質問を、景気や社会動向にかかわらず、第4次総合計画を着実に

遂行する一つの施策として現在効果があらわれています入札・契約をテーマとして選びました。それでは、質問に入ります。

平成15年9月に導入された吉田町独自の抽選型指名競争入札や、平成19年4月に新設されました、契約管理課による契約制度の全般の見直しなどにより、町は入札・契約制度のさまざまな改革を推進してきました。

そのような中、契約管理課は、設置した目的を達成したとして、平成21年4月から総務課の契約管理部門が同課の事務を引き継いでおります。制度の改革を実行し、現在の事務執行を行っておるところでございます。時代の要請を先んじての改革の着手は、現在の厳しい経済環境下に効果が如実にあらわれ、持続可能な福祉社会の構築の一助となっていると考えます。何よりも住民の利益につながる改革と考える所存でございます。

そこで、入札・契約について、以下、町長のお考えをお尋ねいたします。

一つ、町のホームページ等で入札結果や契約結果の各内容について公開されており、その情報によりますと、入札執行の件数と合計落札率は、平成19年度、136件、86.16%、平成20年度、123件、83.95%、平成21年度、97件、88.23%と推移しております。また、単独随意契約は、平成20年度は25件、平成21年度は89件、平成22年8月25日現在でございますが、現在53件の契約となっております。

これらの結果を踏まえ、現在の入札・契約制度に対するお考えをお尋ねいたします。

2、入札・契約事務とあわせ、発注段階から引き渡しを受けるまでの一連の事務に対しましても、工事検査要領や監督要領を整備し、事務の適正化が推進されたと伺っております。その成果についてもお尋ねいたします。

最後でございますが、客観的透明性の確保と公正な競争を推進するために必要な施策を検討し実行されていることは、紛れもない事実でございます。その具体的な成果を一連の事務の流れの中で広く町民にわかりやすく伝えるということも、必要な情報発信と考えるところでございます。

そこで、一般論としてです。最近建設されました3施設、さゆり保育園、ちいさな理科館、総合障害者自立支援施設を例に、入札・契約状況から、それらの内容を具体的に比較することで町民の皆様はこの入札・契約制度を理解しやすく、また周知可能ではないかと考えた所存でございます。3事業の基本設計、実施設計、工事監理、建設などの関連する入札・契約、また随意契約も含みますが、それらの方式、理由、制限などの内容について説明を求めるところでございます。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 入札・契約の現状はの1点目の現状の入札・契約制度に対する考えはについてお答えします。

当町では平成15年度に、町発注工事の請負業者の決定などにおける客観的な透明性を確保するとの観点から、抽選型指名競争入札制度を導入いたしました。この契約制度は、町民のだれが見ても客観的で透明であると実感できる契約制度であると自負をしております。制度導入後しばらくの間、町内業者と摩擦を生じましたが、制度が浸透していく過程におきまし

ては、業者間に価格競争が生まれる状況が生まれ、制度導入以前と比べて大幅に落札率が低下し、行政コストの低減につながっておりますことは、周知の事実でございます。

入札及び契約制度を重点的に見直すため、平成19年度と平成20年度の2年間の期限つきで契約管理課を設置したところでございますが、その設置目的の一つは、入札・契約制度の見直しで、契約過程における透明性のさらなる向上でございました。

入札・契約制度の見直しの内容といたしましては、第1に、建設工事につきまして、通常の指名競争入札を撤廃し、抽選型指名競争入札、または制限付き一般競争入札のいずれかの方法で行うこととしたこと。

第2に、入札情報の公開につきましては、町のホームページに、予定価格を含むすべての入札結果を掲載することとしたこと。加えて、入札参加者の利便性を高めるため、制限付き一般競争入札における入札公告のほか、関係する例規や様式につきましてもホームページに掲載しているところでございます。

第3に、入札参加停止関係の主なものとしまして、国や他の地方公共団体が入札参加停止措置を講じた場合には、当町におきましても同一の理由をもって入札参加停止措置を講じたものとみなして取り扱うこととしたこと。

第4に、指名競争入札に関する情報公開につきまして、指名業者を事前公表していたものを、談合につながるおそれがあるとの理由から、入札執行後に行うこととし、同時に入札方式、予定価格、予定価格の入札諸比較価格、指名理由についても公開することといたしました。

第5に、制限付き一般競争入札関係につきまして、対象工事を設計金額が1億円以上の土木一式工事と建築一式工事に限定していたものを、抽選型指名競争入札と、随意契約の対象とならない、設計金額が130万円を超える建設工事を対象工事としたこと。

第6に、抽選型指名競争入札の関係につきまして、対象工事を設計金額が130万円を超え5,000万円未満の土木一式工事及び水道施設工事としたこと。これによりまして、従来は通常の指名競争入札の対象となっております、設計金額が130万円を超え200万円未満の土木一式工事及び水道施設工事が、抽選型指名競争入札の対象工事となったところでございます。

第7に、入札価格と入札参加者の同種・類似工事の経験や工事成績に基づく技術力等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価方式による入札制度を導入したこと。

第8に、入札心得関係につきまして、これまでは、建設工事の入札に参加しようとする者が守らなければならない事項について定めたものがございましたが、町が行う競争入札は、業務委託や物品購入も対象となりますので、これらに対応すべく改正を行ったこと。

これらの改正により、町民の皆様が、町が行う契約に関する事務処理を容易に監視できる環境が整備できたと考えておりますが、今後につきましても、関係法令の改正や国等の動向を注視しながら、一層透明性を実感できる入札・契約制度の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の工事検査要領及び監督要領を準備し、事務の適正化を促進された成果はについてお答えします。

地方自治法第234条の2の規定により、契約の適正な履行の確保または給付の完了の確認をするため、必要な監督または検査を行わなければならないこととされていることから、的確な監督検査を実施するため、吉田町請負工事監督要領及び吉田町請負工事検査要領を制定

いたしました。監督の目的は、契約の適正な履行の確保でございますが、検査だけでは契約の給付内容の履行確認ができないものにつきまして、その施工の過程において、施工状況、工程及び工事に使用する材料の試験または品質を確保することによって、工事の品質を確保するものであります。

吉田町建設工事執行規則、吉田町建設工事請負契約約款及び吉田町請負工事監督要領に監督員の位置づけが規定されており、監督員は、請負者側の現場代理人への指示、承諾、または協議や設計図書に基づく立ち会い、工事の施工状況の立ち会いまたは工事材料の試験業務等を行うこととしております。

具体的な監督業務の内容につきましては、吉田町請負工事監督要領の規定に基づき、静岡県建設工事執行規則に基づく監督業務の内容を適用することとなっており、その業務内容は、工事の施工方法を定めている建設工事執行規則の条文ごとに明記されているところでございます。また、監督員が監督を行うために必要な技術的基準につきましても、静岡県建設工事監督要領に規定する土木工事監督技術基準を適用することとなっており、その内容は、建設工事の設計図書の内容につきまして、統一的な解釈と運用方法を定めている静岡県の土木工事共通仕様書の項目ごとに明記されているところでございます。検査員が検査業務を行うために必要な技術的基準につきましても、静岡県建設工事検査要領に規定する土木工事検査技術基準を適用することとなっており、その内容は、土木工事共通仕様書の項目ごとに明記されているところでございます。

このように、具体的な監督業務の内容及び技術基準や検査業務の技術基準を定め制度化したことにより、従来では慣例的に行っていた監督・検査業務が標準化され、どのような工事であっても、契約の適正な履行の確保と給付の完了の確認を的確に行うことができることとなりました。

3点目の3施設、さゆり保育園、ちいさな理科館、総合障害者自立支援施設の基本設計、実施設計、工事監理、建設などの関連する入札、契約、随意契約を含みますけれども、その方式、理由、制限などの内容についてはお答えします。

議員御承知のとおり、契約結果表、入札結果表及び入札公告等で、入札・契約の方式、指名理由、資格要件について現在公表しております。吉田町建設工事等の入札及び契約等に関する情報公表要綱、吉田町随意契約実施要領、吉田町指名競争入札実施要領、吉田町制限付き一般競争入札実施要領に基づき、入札・契約の方式、指名理由、資格要件につきまして、発注担当課が設定をしております。

まず、契約の事務処理の流れについて説明をさせていただきますが、随意契約につきましては、事業の実施前に、事業概要、事業目的、予算、随意契約理由書、予定価格表、設計書を添付し、決裁を受けます。その後、業者に見積もりの依頼をし、最低の価格をもって応札した業者と契約の締結を行うため、契約の締結前に見積もり結果表、見積書、契約書の案を添付して決裁を受けます。契約書類が調い次第、契約書の供覧を行います。その際、情報公表要綱に該当する案件につきましては、契約結果表を添付して契約書の供覧をします。

指名競争入札につきましては、事業の実施前の決裁を受けた後、入札参加者指名委員会を開催し、発注担当課が設定した業者の選定理由等について審議を行います。指名業者決定後、指名決定業者入札執行通知書及び設計図書等の配付を行い、入札を執行します。最低の価格をもって応札した業者と契約の締結を行うため、契約締結前に入札結果表及び契約書の案を

添付し、決裁を受けます。契約書類が調い次第、契約書の供覧を行います。その際、情報公表要綱に該当する案件につきましては、契約結果表を添付して契約書の供覧をします。

制限付き一般競争入札につきましては、事業の実施伺の決裁を受けた後、入札参加資格委員会を開催し、発注担当課が設定した資格要件等について審議を行い、決定後、町のホームページ、建通新聞及び掲示板で入札広告を行います。公告の翌日から10日後までに業者から提出された入札参加資格確認申請書及び資料を受け付け、発注担当課が入札参加資格確認申請者の一覧表等を作成し、提出期限の翌日に入札参加資格委員会を行い、提出した業者の参加資格の有無を確認し、決定後7日以内に入札参加資格確認結果の通知書及び設計図書等の送付をします。設計図書等に関する質問及び入札参加資格がないと認定された者から質問を受け付ける期限を資格確認通知の翌日から4日間設け、その期限の翌日から質問書への回答及び入札参加資格がないと認定された者への回答を3日以内に行い、質問書への回答期限の翌日から2日間、質問回答書の縦覧を行い、入札を執行します。最低の価格をもって応札した業者と契約の締結を行うため、契約締結伺に入札結果表及び契約書の案を添付し、決裁を受けます。契約書類が調い次第、契約結果表を添付して契約書の供覧をします。

以上が事業の実施から契約までの流れとなっております。

各施設の設計業務委託の入札・契約方法についてでございます。

さゆり保育園につきましては、特殊なコンセプトを前提とする建築物を設計するものではなく、一般的な保育基準を満たす建築物の設計を委託するものでありますことから、御前崎、島田及び静岡土木事務所管内で建築コンサルタントの業務を営み、保育園の新築等の設計に実績のある事業者の5社を選定し、指名競争入札の方法により入札を執行し、VAN・アーキメディア一級建築事務所が落札し、契約を締結したものであります。

ちいさな理科館につきましては、図書館用地内に決定したことにより、図書館機能と設備面、主に電気設備、給排水設備及び地質調査結果等を熟知している、図書館の設計を行った株式会社岡田新一設計事務所と随意契約により契約を締結したものであります。

総合障害者自立支援施設につきましては、障害施設にかかわらず、障害を持つ方々の自立支援を目的とする極めて特殊なねらいを持った施設であり、この施設に通所するさまざまな障害を持つ方々が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援する、障害者福祉の増進のための拠点施設となるものであります。このようなコンセプトで敷設されている施設は余り例がないことから、この施設の設計業務につきましては、価格だけではなく、すぐれた創造力と技術力を持ち、こちら側の意図を十分に酌み取った仕事を行っていただける設計業者に発注する必要がありました。このため、業者選定の手法は、最もすぐれた提案を行った事業者を委託先として選定する指名型プロポーザル方式によることとし、提案していただく設計業者の条件は、建築コンサルタント業務を営み、御前崎、島田、静岡土木事務所管内に事業所を有し、障害者施設建設の設計に実績のある業者の8社を選定いたしました。そして、審査の結果、株式会社日総建静岡事務所に決定し、契約を締結したものであります。

工事の施工監理業務委託につきましては、設計業務委託と密接な関連のある一体事業でありますことから、3施設ともに設計業務の受託書と随意契約により契約を締結したものであります。

次に、各施設の建設工事の入札につきまして、3施設ともに制限付き一般競争入札の方法

により行いました。入札と参加資格要件につきましては、さゆり保育園では、静岡県内に営業所を有し、建築工事業に係る建設業の許可を有しており、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値が1,000点以上の事業者で、過去10年間に同種の工事の元請として施工実績を有するもので、建築一式工事に必要な資格を有する主任技術者または監理技術者を専任で配置できるものとして入札を行い、大河原建設株式会社と契約を締結したものであります。

ちいさな理科館では、島田、静岡土木事務所管内に営業所を有し、建築工事業に係る建設業の許可を有しており、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値を有する事業者で、過去3年間に同種の工事の元請として施工実績を有するもので、建築一式工事に必要な資格を有する主任技術者または監理技術者を専任で配置できるものとして入札を行い、ニッセイ建設株式会社と契約を締結したものであります。

総合障害者自立支援施設につきましては、静岡県内に営業所を有し、建築工事業に係る建設業の許可を有しており、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値が1,000点以上の事業者で、過去10年間に同種の工事の元請として施工実績を有するもので、建築一式工事に必要な資格を有する主任技術者または監理技術者を専任で配置できるものとして入札を行い、鈴与建設株式会社藤枝営業所と契約を締結したものであります。

以上の3施設の入札・契約情報につきましては、契約結果表等により公表しておりますことを申し添えさせていただきます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を行いたいと思いますが、再質問をする前に、少し聞き取りにくかった点がありますので、最後の部分ですけれども、確認をしたいと思います。

制限付きですね、さゆり、ちいさな理科館、総合障害者施設についてお話があったわけなんですけれども、さゆりの場合は総合評点が1,000点以上で過去10年間、ちいさな理科館に関しましては総合の点がちょっと不明だった。

〔「評定値」の声あり〕

○5番（藤田和寿君） 評定値ですか。ありがとうございます。

過去3年間ですか。

〔「ちいさな理科館は はありません」の声あり〕

○5番（藤田和寿君） なし、はい。

同等の施設は過去3年間と聞こえたんですが。

〔「障害者、10年ですね」の声あり〕

○5番（藤田和寿君） ちいさな理科館。

〔「3年」の声あり〕

○5番（藤田和寿君） ちいさな理科館は3年ですね。あとは、総合自立支援は1,000点と過去10年間ということですね。

〔「はい」の声あり〕

○5番（藤田和寿君） はい、ありがとうございます。

それでは、入札関係について再質問をさせてもらいたいと思います。

御答弁の中でもあったとおり、町長が当選されて、抽選型指名競争入札ということ、いろんな問題がある中、透明性の確保ということで、当初、業者から多数のボイコットとかい

ろんな要望等が出まして、その要望にこたえる中、幾度の修正を重ねて現在あるわけでございますけれども、その以降、契約管理課が総務課の契約部門に併合されてから、統廃合してからそのまま来ているような実態でございますけれども、この今後改善点等をもしお考えであるようでしたらお教え願いたいと考えます。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 抽選型指名競争入札の現在のやり方について、現在のところ、変更する考えはありません。

一つだけ申し添えさせていただきたいんですけれども、私が例の祝儀問題で警察に取り調べを受けて、その後、静岡地方検察庁にも行ったわけでございますけれども、そのときにある検事さんからおもしろい言葉をお聞きしました。町長が抽選型指名競争入札をしてからずっと注意してそのあれを観察してきたんですけれども、簡単なことで抽選型指名競争入札をくくるとすれば、要はディフェンディングチャンピオンをつくらない契約の入札の方式ですよ。そうですよ。基本的に抽選型指名競争入札は、ディフェンディングチャンピオンがおりません。1回ごとの勝利でございますので、そういうふうなところで、地検の検事から、非常によく考え込まれている入札方式であると、そんなふうなお言葉を聞いたことがございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 過去に、資料でございますけれども、ここ4年間ぐらいですけれども、その抽選型を採用したときに業者の方からの要望で、現在、抽選型におきましては最低制限価格を設定しているわけでございます。低価格の入札による業界全体の疲弊を防ぐような理由だというような形では伺っているわけでございますけれども、過去4年間、落札率を私なりに平均してみたんですけれども、指名競争入札の落札率が85.76%、抽選型指名競争入札の落札率は同じく85.17%、制限付き一般競争入札の策札率はまた同じく85.82%と、もし間違っていたら御指摘願いたいんですけれども、最低制限を設けていないと考えられる指名競争入札と制限付き一般競争入札においても、たまたまかもしれませんけれども、85%台という経過でありました。

ということは、この吉田町の入札において、さまざまなかぼこが実際あるんですけれども、金額の大小もありますけれども、総額でやりましたので大きな間違いはないと考えているわけでございますけれども、この最低制限価格の設定がどうなのかなというような気持ちもあるわけですが、業者の方々がその後、この最低制限価格等についての要望等は今出ているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 業者からはそういう要望は今出ておりません。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） わかりました。そういった、実際85%台という結果ですので、私もこれを設けるか設けないかというのはよくわからないものですから、透明性、公平性、また地元企業の経営の健全化という意味からよく吟味していただいて、また今後とも改良の余地があるようでしたら広く業者の方々と相談しながら検討していただきたいなと思います。

実際、金額の大小はありますけれども、平成19年から平成22年9月2日までの入札率の最高と最低が、指名競争入札では100%と最低が8.14%、抽選型では100%と79.59%、制限付

き入札では100%と40.68%となっております。調査基準価格及び最低制限価格の設定に係る基準等が、中央公共工事契約制度運用連絡協議会でモデルが示されておりまして、政令市の静岡市におきましては、そのようなものに沿って、平成21年4月3日付でございますけれども、明確な基準が示されております。

それはどのような内容かといいますと、私が改めて説明するまでもないと思いますが、対象工事としては、予定価格が1億5,000万円以上の競争入札及び総合評価入札に関しましては、低入札価格調査制度、我が町にも、ホームページを見ますと低入札価格調査制度というものがある、現在のところ、その調査に該当するものがないということが広くオープンになっております。また、最低制限価格におきましては、予定価格が1億5,000万円未満の競争入札、これは総合評価競争入札を除くということでございますけれども、その改正後の基準の設定の範囲を見ますと、改正前は予定価格の3分の2及び10分の8.5でありました。ですから、85%というと、我が町も、いい線というんですかね、妥当な最低だと思っております、これは改定されたのが平成21年4月3日付で12月1日からです、静岡市は。予定価格の改正後でございますけれども、10分の7から10分の9、70%から90%の幅が案件によってありますけれども、それ以外に調査基準価格が、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、また、失格判断基準価格がもろもろとパーセントがうたわれてあるわけでございます。

我が町にも最低制限価格が設定されるわけで、過去の一般質問等で、その辺のところを公にするとかいろんな御答弁があったんですけれども、私は別に公にしてもしなくてもかまわないんですけれども、その明確な基準というものは、やはりこういった形で改定をなされていると、全国的にですね、ことがありますので、その辺に関しまして、我が町にもそのような動きがあったのか、また、基準というものが、それはなかなかオープンにはできないと思っておりますので、そういった明確な基準がなされていると思うんですけれども、その点について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当町の最低制限価格は、市場性等を入れてつくられております。そういうふうなことがありますので、現実に、今、議員のおっしゃられたものにもついてはおりますので、そういうことを考えて、基本的に、総合的には公表はしないというふうなことでやっていきたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 明確な基準があるということでございますので、その基準につきましては、このような形で静岡市の場合は見直しを図ったということもありますので、随時見直し等をお願いしたいなと考える次第でございます。

ここで、入札で、先ほど、この厳しい財政下ではございますけれども、我が町は本当に素晴らしい施設が2施設できたわけでございまして、それも、確かに安く入ったということも評価するのも一つですけれども、透明性の確保、客観的な意味合いからも、その後ろ向きな作業もなくなって、後ろ向きというんですかね、入札結果について調査することもないだろうし、次へ次へと前へ進むというのは事務の軽減にもなっていると思うんですが、その一方で確かに入札の差金が出ているわけでございます。

平成18年度は2億2,500万、19年度が2億5,100万円、20年度が3億6,400万、そして21年度が1億5,800万円という形になったわけですが、この入札の差金について、町の考

え方、その余ったものを戻して優先順位のものから使っていくのか、それとも基金へまた戻すのか、その辺の基本的な考え方の確認をしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの入札差金に対する取り扱いでございますが、例えば補助事業と、それから単独事業、そうしたものの取り扱いも変わってまいります。補助事業、特に公共下水道とか国庫補助を受けているものについては、できるだけ差金を活用して事業進捗を図っていくというようなところで進んでおります。

それから、当町でまた発注量の多い水道施設工事、こうしたもので入札差金が出た場合には、石綿管の布設がえ等、そうした課題を持っている事業を進めるというようなところで、事業進捗を進めるほうが活用としては多いと。あと単発の事業につきましては、不用額として積み立て、翌年の財源に回すと、こういう活用が多いというふうに把握しております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） はい、わかりました。

それでは、二つ目の質問でございます工事検査要領と監督要領について再質問をさせていただきます。

先ほどの町長の御答弁の中、いろんな形でのお話があったわけでございますけれども、県の考え方、やり方に準じた形で行っているというような答弁と、大体ですけれども、私は理解したんですが、実際、試験を行ったり、さまざまな形でやるということでございますけれども、金額によってはその事業の担当課長が行うということは事前に聞いているわけでございますけれども、そうしますと、全く今の総務課長の中村さんみたいに水道畑をずっとやられて詳しい方と、また違った方と、いろんな方たちがいらっしゃるわけで、その検査の資格というんですかね、研修等は今受けて、ある程度のその研修を受ければその資格があるよというような形で判断して、今、町は行われているという形で私は伺っているんですが、その資格要領等について、どのような実態なのか御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 特段資格は設けておりませんが、それこそ研修等には積極的に参加させております。昔の検査とは違いますが、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、静岡県の検査基準等に準じておりますので、より細かなものがありますので、そこら辺についても勉強というような形で県にも研修に参加していただいているということでございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 公共工事が全国的に、我が町も土木建築工事が年々、割合ですけれども、減っております。これは全国的な傾向だと考えるところでございます。そうしますと、大きな町に、政令市とか静岡、浜松におきましては、その専門の契約、静岡でいくと財政局財政部契約課というのがあります、その中に1級の免許を持った専任のプロを雇っているわけであるんですけれども、我が町でその1級の人を今から採るとか、そういう人を雇い入れるというのは、確かにそういう資格を持っている方もいらっしゃるかもしれませんが、各課に配属するというのは非常に難しいと思います。また、総務課の中にその方を専属で入れるというのも難しいと思うわけでございますけれども、これは考え方なんですけれど

も、公務員で静岡市の方の、多分、公共工事が減っているから仕事に多少余裕があると考えてるわけで、そういう人たちにお願いするというのはどうなんですかね。そうすることによって公平性が保たれる。相手も公務員でございますので、そういった面で、その検査とかそういった部分を、言葉は大変恐縮なんですけれども、研修を受けられた事務の方が検査するよりも、そういうところへお願いして、専門家の人にお願いすることによって、適正な、公正な検査というものが可能ではないかなと考えるわけです。

そんなには件数的にはないと思うんですが、そういったことも含めて、前回の総務の常任委員会の中で町長が、大井川の木塾ということで静岡という名前が出て、これから消防も含めてそういった連携も考えるよということでありますので、職員交流の一環としても、そういったことの技術者を呼んで、我が町の職員が全く携わらないのではなくて、そういった専門家の人と一緒にやることによって技能の向上も図れるんじゃないかと。

また、民間の方々をお願いするというのも大変問題があると思うものですから、これは突然の提案で申しわけないんですけれども、その辺の考えについて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 過去にもそういうような形でお話がされたというか、検討したんですけれども、発注者が当局でございますので、その方が主にやるということはやちょっとできないんじゃないかと、補助的なような形ならばできるというようなことでもございましたので、いまだそういうようなことはやっておりませんが、検討するには値するかと思っておりますけれども。

それから、土木の1級を持っているのが庁舎内で4人ほどいることになります。検査員とは関係ないのでございますけれども、監督員、これは一般土木については資格云々はないですけれども、水道と下水は、これは資格が必要になってございますので、採用するに当たりますしても、そういう土木畑というのはなかなか募集はやっておりませんですから、何とかそういう面でも確保したいなどは思っております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今4名ですか、その方がいらっしゃるということではありますが、今、経営行政指導員の方も、1名、そういった資格を持っているということで、残って再任されているわけでありまして、いつまでもお願いするわけにはいきませんので、新たな人材の確保ということで、今、前向きに検討するという御発言がありましたので、そういうことも一つの方策としてお願いしたいと思います。

続きまして、施策の中、総合評価方式というお話が出ました。制限付き一般競争入札において総合評価を行っている事業は、入札が平成19年度は1件、平成20年度1件でございます。なかなかこの限られた吉田町という町で、この総合評価ということも大変難しい入札制度だと思っておりますが、この総合評価ということで、いろんなことに対して前向きに取り組んでいる企業の営業をしたり、それぞれの考え方があると思うんですけれども、この1件1件といった結果に終わっている現状ですけれども、どのような課題があるのか御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 毎年1件ずつ出しているんですけれども、これ、総合評

価でございますけれども、なかなか時間的にも、それからいろんな分野での評価でございますので、手間がかかるというかな、そういうような形で、普通の入札に比べてもう大変苦労しているというような状況でございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今、手間がかかるということでございましたけれども、有効な手段として、いろんなところの市町においては率先して電子入札も含めて取り入れております。これは今後の入札においては非常にすばらしい件数だと思います。入札件数も19年度が136件、20年度123件、21年度97件と、厳しい財政下で入札状況も減っておりますので、十分対応できるんじゃないかなと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

また、この総合評価においてですけれども、直近の3施設の建設工事におきましてであるわけですけれども、先ほど町長から御答弁いただきました、さゆり保育園が総合評点が1,000点以上、過去10年間、ちいさな理科館が総合評点はなく過去3年間、総合障害者が1,000点で過去10年間ということですから確かにあるんですけれども、地域の活性化で、それこそ、冒頭に私、述べたとおり、これは地域主権で、この吉田町というエリアの中で経済を活性化していかなきゃならないという考え方もあるわけで、その貴重な入札の予算というものが、そういったさまざまな制限があることによって町外の業者に出ていってしまうというのは、町内の業者に多少高くても落とすことによって、そこに働いている方々の給料になる。給料をもらうということは、町民個人税の還付も戻りますし、その会社がその工事をやることによって利益を少しでも出していただくことによって、またこの地域にも残っていただくといったことで、固定資産税も入りますし、町民法人税も回っていくという形の循環型経済というのが今いろんなところで、地域主権、地方の自立ということでは叫ばれていると思います。

長野県の栄村の高橋村長は、そういったことで、地域型循環型経済ということで広く言っていますし、福島県の矢祭町でしたっけ、そちらのほうでも、そういったことで、町民の皆様方に資材を貸し出して、町民の方々が作業をして道をやるとか、そういったことで、限られた財源ではありますので、そういった制限をつけるのであれば、町外企業に対してある程度制限をつけて、それはその仕事ができないのであれば、工事ができないのであれば全くもう話にはなりませんけれども、無理なことでございますけれども、もしできるのであれば、できるだけ町内の業者の方々に参加をしていただくような形をとっていただきたいなと考えるわけです。

それはやり方はいろいろあると思うんですよ。ジョイントでもいいですし、1社ではできなくても、多数の業者が集まることによって、連合体として企業が大きくなってできる可能性もある。ただし、過去に実績がないですよ、初めてやるわけですから。そういったところに対しましても広くインセンティブを与えてもいいんじゃないかなと。公平な入札、公平な契約でやることはもちろんでございますけれども、そういった機会を与えるというのが必要ではないかなと考えるわけです。

たまたまでありますけれども、さゆり保育園、ちいさな理科館、あつまりーナにおきましては、町内の業者さんが応札したわけでありまして、それに対してどうのこうのではありません。今後のこういった建設工事に関しましては、限られた財源が町の中に落ちるような施策が必要ではないかと考えるわけですが、いかがですか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まず、総合評価方式でございますけれども、必ずしも私はいいい入札の仕方ではないと思っています。基本的に、評点の割り振り方によって、そこに入札に際してのいわばバイアスがかかるというふうなことでありますので、当町では基本的にはそれについて余り評価はしておりませんので、余り推奨はしません。

それから、2点目の議員のお話を聞いておりますと、何か非常に昔に戻る。要は、町内でやらせろというふうなことでございますので、基本的には指名になりますよね。そうしますと、昔、それによって、基本的にこの町は談合のいわゆるはびこった町でございますので、議員の感覚で言うと、要は、地域主権だから地域内の業者にやらせろというふうなことは、確かにうちの抽選型でも一番それを考えておりますので、その点については全く御心配していただかないと思っています。

それから、指名は、戻ること是一切ございません。指名は基本的に、発注者側が、入札に参加する業者を選ぶわけでございますので、基本的には、そこにおいて発注者側の恣意性が働くというふうに考えておりますので、もし議員がそのようにおやりになるのであれば、それは非常に問題が生じるというふうに私は思っております。基本的に指名はまさに談合の温床でございますので、この町民が行政に対して信頼性を失った最大の問題はそこでございますので、そういう談合が生まれるような指名に戻す考えは基本的にありません。

もし議員がそのようにお考えでしたら、ぜひとも町長選に立って、指名に戻るというふうなことを公約にやっていただければ、これこそまさにかなうんじゃないでしょうか。ぜひとも私と違うやり方でやりたければ、指名競争入札に戻りますというのを公約に掲げて、ぜひとも町長選にたっていただきたい、そのように考えております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今の発言は訂正しておいてください。議事録に残りますので。

私はそういう考えはないものですからあれですが、やり方だと思うんですよ。抽選型の地元の三十数社の業者の方々に対して、ある程度の最低限を設けて、経営安定化を図りながら、その中で抽選をしながら公正にやっているわけでありまして、何も指名でこの業者、この業者というわけじゃないものですから、そういった考え方も、真っ向のもうそういった抽選型指名競争入札がこの町にはもう浸透しておりますので、そのバージョンアップしたような形も可能ではないかなと私は考えるんですが。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 建築工事等については、基本的にうちの町の業者って非常に少ないんですよ。ということは、必然的に指名と同じことになります。そこにおいては、当然のことながら、業者間において昔のようないわば調整会議、談合でございますよね、そのようなことも起こる可能性は多分でございます。そうしますと、私がこの8年間でやった、いわば地域住民が行政に対して信頼を持つというのは、そういうふうなところをいわば透明にするというわけでございますので、そのいわば行政に対して得られた信頼性というのはまたもとへ戻すというふうなことになりますので、非常にそれは危険なことであると私は思っております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 最後ですけども、あと1分しかないものですからあれですが、数社しかないということでもありますので、私がちよっと話し方が悪かったかもしれません。そう

いった業者が、町内業者が仕事をとった場合ですけれども、同じ入札率の例えば80でとったのに、町内の業者に40でやらせるということだと町内業者も疲弊しちゃいますけれども、80でとったら、同じ80でまた仕事をしたり、いろんな出入りの業者とか、いろんなのがありますので、そういった町内業者を優先的に使うような業者に関しましては恩恵を与えるとか、いろんなことがあると思いますので、入札関係に関しましては、ここで終わりじゃなくて、いろんな改革を今後も継続してお願いして、財政規律のすぐれた町の継続をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（増田宏胤君） 以上で5番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 八 木 栄 君

○議長（増田宏胤君） 続きまして、13番、八木 栄君。

〔13番 八木 栄君登壇〕

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄でございます。私は、平成22年第3回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、消防団員の確保と消防装備品について、中学校の部活動、その役割と位置づけについてお尋ねをいたします。

最初に、消防団員の確保と消防装備品について質問をいたします。

町議会議員の職について以来、毎年、新年の吉田町消防団出初め式を来賓として拝見させていただいておりますが、最近では特に消防団員の数の減少が気にかかるところです。平成20年の第4回吉田町議会定例会の一般質問においても、消防団の体制と団員確保について質問した経緯がございますが、今回、その後の状況を確認する意味も含めて再度、消防団員の確保と消防装備品についてということで質問いたします。

まず、消防装備品についてであります。町内には、消防車、ポンプ車が5台あります。第1分団に2台、他の三つの分団にはそれぞれ1台ずつ配備されています。また、可搬ポンプ搭載車も各分団1台ずつ配備されています。第1分団にある2台のポンプ車のうち1台は、他の4台のポンプ車が車検や修理のときに代車として使用されていると思われませんが、この2台のうちの1台は、配備されてから15年が経過しており、今現在、ポンプのぐあいが悪いと伺っています。

1点目の質問ですが、ポンプ車や可搬搭載車などの更新期間はどのようになっているのでしょうか。また、ぐあいの悪い車両については、いざというときに本来の機能が発揮できなくて困ります。きちんと修理するか、更新時期であるならば更新することが必要と思いま

すが、いかがでしょうか。

2点目に、団員数についてお伺いします。平成20年12月議会の一般質問の答弁によりますと、吉田町の消防団員の条例定数は210名であり、当時の団員数は166名と聞きました。今現在の団員数は何名でしょうか。また、町内各分団における最近5年くらいの団員数の推移と、その年ごとの各分団の団員1人が受け持つ世帯数はどれくらいになっているのかお伺いします。団員数の推移については、各分団、その年ごとの新入団員数と退団者数をあわせてお聞かせください。

3点目ですが、消防団員の確保について。女性消防団員、機能別消防団員、通常の消防団員の確保について、魅力ある消防団のPRはできたでしょうか。また、町民に親しまれる消防団を目指し活動してきたと思いますが、イメージキャラクターの「しょうた」を使用しての広報活動は、町民に消防団への興味を持たせることができたのでしょうか。それから、学生の消防団員は誕生したのでしょうか。女性団員についても、総団員数の1割以上を確保することを目指していることと思いますが、現状はどうでしょうか。女性団員が活躍とか活動しやすい活動拠点、環境整備の充実は図られたのでしょうか。

4点目ですが、活動しがいのある消防団であるために環境整備の促進を行い、消防施設の老朽化やサラリーマン団員の増加による出勤率の低下など諸問題を解決すべく、時代に対応した新たな方策を検討していると答えられたが、どのような結果が出たのかお伺いします。

5点目ですが、今後も増加することが予想されるサラリーマン団員の活動に対しては、その勤務先である企業の御理解、御協力が不可欠であるため、当町では従前から、町長と消防団長の連名により各事業所へ協力を依頼しており、消防団員となった従業員が消防活動しやすい環境づくりに取り組んでいる事業所に対し、協力事業所表示証を交付するとあるが、実際に交付した事業所はどれくらいありますか。

6点目ですが、静岡県議会では、消防団員確保のために、消防団活動支援に関する条例を、消防団活動に協力する事業所を有する法人の法人事業税、あるいは個人事業税の減免をしようとしたが、全会派の合意が得られず、この条例案はとんざしてしまいました。このような消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例は長野県において現在実施されておると、以前、答弁がありました。吉田町においても、消防団員の確保が必要というのであれば、事業所に対して何らかのインセンティブを与え、消防団の活動に協力していただくということは考えられないのでしょうか。近ごろは火災はかなり減ってきていると思いますし、常設の消防署が早目の消火活動を行うことから、消防団の消火活動は減ってきたように思いますが、今後、地震やゲリラ的な集中豪雨による災害が予想されます。そのときのためにも消防団員の確保は重要な問題だと思いますが、いかがなものでしょうか、前向きな考えをお伺いします。

次に、中学校の部活動、その役割と位置づけについて質問します。

中学校の部活動には体育部と文化部があります。体育部は、男女合わせて13のクラブ、文化部は六つのクラブがあるのです。

1点目は、中学校生活の中において、部活動の役割についてお伺いします。

2点目は、部活動が授業の一環であるか否か、その位置づけはどのようになっているのかお伺いします。

3点目としまして、部活動の指導者はどのようにして選任されているのでしょうか。体育

部なら経験者を指導者にするとか、文化部であるならば識見を有する者をお願いするとかあると思いますが、いかがでしょうか。

以上、私の質問です。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 消防団員の確保と消防装備品についてお答えします。

まず、1点目のポンプ車や可搬搭載車、可搬ポンプなどの更新期間についてお答えします。

当町におきましては、消防車両の更新について、基本的に耐用年数などを考慮しながら更新をしてきたわけですが、平成20年秋のサブプライムローン問題に端を発した社会経済情勢の激変から、当町においても、限られた財源の中で必要な事業を効率的に実施しているところでございます。このような中、消防車両につきましては、配備して以来20年程度経過している車両があることも存じておりますが、消防車両として十分な能力を備えた車両であることから、適切な維持管理を実施しながら継続して使用しております。

今後も、町民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防団の装備につきましても、消防力が低下しないよう必要な措置を講じる努力をしまいたいと考えております。

次に、今現在の団員数は何名でしょうか、また、各分団の最近5年ぐらいの団員数の推移と、その年ごとの各分団の団員1人に対する世帯の割合はどのくらいになっているのかについてお答えします。

現在の団員数は、条例定数210人に対し167名でございます。団員数の推移につきましては、分団ごとに17年度から21年度までの過去5年間の入団者数を平均しますと、第1分団が5.2人、第2分団が3.6人、第3分団が1.4人、第4分団が3.6人、全体で見ますと13.8人となっております。同じく、退団者数も分団ごとに過去5年間を平均しますと、第1分団が2.8人、第2分団が2.6人、第3分団が2.4人、第4分団が3.4人、合計で11.2%となっております。次に、団員1人に対する世帯の割合でございますが、本年4月30日現在で見ますと、第1分団が団員1人に対し72世帯、第2分団が67世帯、第3分団が132世帯、第4分団が69世帯となっております。

次に、女性団員、機能別消防団員、通常の消防団員等の確保について、魅力ある消防団のPRはできたでしょうか、イメージキャラクター「しょうた」を使用しての広報活動は町民に消防団への興味を持たせることができたでしょうか、学生の消防団員は誕生したのでしょうか、女性団員についても、総団員数の1割以上を確保することを目指していることと思いますが、現状はどうでしょうか、女性団員が活動しやすい活動拠点、環境整備の充実は図られたのでしょうかについてお答えします。

町では、消防団と連携して、消防団活動を町民の皆様に広くPRするため、小山城まつりにおいて消防団ブースを出展し、水消火器を使った消火体験や、子供用はっぴ、シルバー防火衣の試着体験を実施しております。また、消防団クイズも実施し、当消防団の歴史やラッパ隊、女性消防団員の活動について御理解をいただけるよう努力しているところでございます。

昨年9月には、当時の団長でありました大石光明氏が、ラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」に出演いたしました。番組の中で、歌手で俳優の西郷輝彦氏と対談し、全国

に向けて吉田町消防団の活動をPRしていただきました。

イメージキャラクター「しょうた」につきましては、先ほど申しあげました小山城まつりの出展においても好評を得ており、消防団への興味を持っていただくきっかけとして十分役目を果たしているのではないかと考えておりますので、引き続きさまざまなPR活動に活用してまいりたいと考えております。

次に、学生の消防団員と女性消防団員の入団状況ですが、残念ながら、現在までは学生の入団、消防団員の増員には至っておりません。県や大学キャンパスを有する市町では、ことしの4月から6月にかけて、リーフレットの配布と大学生の入団促進キャンペーンを大学キャンパスで実施しておりますが、当町には大学キャンパスがございませんので、このようなキャンペーンは実施はしておりません。また、大学生の入団促進に特化した広報活動につきましても、具体的な活動実績はございません。しかしながら、大学生に限らず消防団員を確保することは、当町において貴重な消防防災を担う人材でありますので、引き続き広く入団促進の広報活動を実施してまいりたいと考えております。

女性団員の活動拠点、環境整備につきましては、女性団員に、活動服のほかに女性用吏員制服を貸与しております。活動拠点としましては、女性団員は、御承知のとおり、本部づけでありますので、活動拠点となる詰所はございません。そういった中で、女性団員には本部の事業に積極して参加していただいております、さまざまな活動を通じ、女性団員を受け入れる機運も確実に高まってきているところでございます。

次に、活動しがいのある消防団であるために、環境整備の促進を行い、消防施設の老朽化やサラリーマン団員の増加による出勤率の低下の諸問題を解決すべく、時代に対応した新たな方策を検討していると答えられたが、どのような結果が出たのかについてお答えします。

本年4月1日現在、団員167名中の133人が被用者であり、その割合は79.6%に及びます。また、勤務地につきましては、団員167名中30.5%に当たる51名が町外勤務でございます。このような状況の中、火災情報を瞬時に、より確実に収集し、団員の迅速な出勤に資することを目的に、吉田榛原消防署の通信指令隊と連携することにより、団員所有の携帯電話に向けた災害情報メール通信を実施しており、火災時の出勤率向上に一役買っております。

また、例年12月から2月にかけて、町内の夜警活動を実施しているところでございますが、昨年度からは機能別団員も参加していただき、夜警警戒の強化を図るとともに、豊富な経験を生かしての団員教育はもちろんのこと、夜勤で出勤が困難な団員の人的要員の補助的役割という観点から見ましても重責を果たしていただいております。

消防施設の老朽化への対応といたしましては、本年8月に北区八幡神社前の火の見やぐらを撤去いたしました。火の見やぐらにつきましては、歴史的文化建造物としての役割もございましたが、地元からの要望にもございますように、地震や風水害等の有事の際には危険であると判断し、撤去させていただいたところでございます。また、本年度中に、同じく老朽化が進んでおります川尻区日の出地区の火の見やぐらにつきましても、同じ理由により撤去させていただく予定でございます。

次に、今後も増加することが予想されるサラリーマン団員の活動に対しては、勤務先である企業の御理解、御協力が不可欠であるため、当町では従前から、町長と消防団長の連名により各事業所へ協力を依頼しており、消防団員となった従業員が消火活動をしやすい環境づくりに取り組んでいる事業所に対し協力事業所表示証を交付するとあるが、実際に交付した

事業所はどれくらいあるのかについてお答えします。

消防団協力事業所表示制度につきましては、当町の場合、制度化はしておりませんが、今年度中に吉田町消防団協力事業所表示制度実施要綱を策定し、来年度の施行を目指し、準備を進めているところでございます。したがって、現時点で消防団協力事業所表示証を交付した事例はございません。

次に、吉田町において消防団員の数が必要というのであれば、事業所に対し何らかのインセンティブを与え、消防団活動に協力していただくということは考えられないでしょうかについてお答えします。

当町でもこうした取り組みの必要性を感じているところでございまして、その具体策が、消防団協力事業所表示制度の導入でございます。消防団協力事業所表示制度の導入により、消防団と事業所等との連携、協力体制が一層強化され、団員の確保、ひいては地域における消防防災体制の充実強化につながればと考えております。

最後に、地震やゲリラ的な集中豪雨による災害が予想されます。そのときのためにも消防団員の確保は重要だと思いますが、いかがでしょうかについてお答えします。

昨今の異常気象を考えますと、今後、より多くの風水害等の災害の発生が懸念され、地域の安全・安心を守る消防団への期待もますます高まっていくことが予想されます。こうした有事の際に備え、本年7月には、災害時等の配備体制の基準を記したカードを作成し、全団員に配付し、常時携帯してもらうよう啓発に努めております。このカードには、地震災害事業や風水害を初めとする一般災害時の配備体制と配備内容が記載されておりますが、これにより団員の出勤をより迅速にし、また、より多くの団員の出勤につながるものと確信しております。

しかしながら、減少する団員の確保につきましては、喫緊の課題であることには変わりはないので、引き続き団員確保に向け精力的に邁進していく所存でございますので、議員各位におかれましても御理解と御支援をお願い申し上げます。

続きまして、中学校の部活動、その役割と位置づけについての御質問は、教育長から答えをさせていただきます。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 中学校の部活動、その役割と位置づけについてお答えします。

1点目の学校教育における部活動の役割と位置づけでございますが、中学校の部活動は本来、生徒の興味関心に基づき自主的、自発的な参加により行われるものであり、教育課程外の活動として行われており、いわゆる授業ではありません。しかし、部活動は、学年を越えた集団の中で生徒の自主性や社会性を育て、個性を伸ばす意味で教育的意義が高く、従来から大切な学校教育活動の一環として位置づけられております。

なお、平成24年度からの新学習指導要領では、部活動について、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等について親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することと定められております。

次に、2点目の部活動の指導者でございますが、吉田中学校の場合を例に申し上げますと、部活動の指導者、いわゆる顧問につきましては、年度初めに教職員から希望をとり、その上で、教職員の特技、これまでの指導経験などを考慮して、最終的に校長が決定しております。

原則として、各部に複数の教職員を配置し、指導しております。

ところが、運動部が17、文化部が5ありますすべての部に、専門的知識、ノウハウを持った教職員を充てることには無理があります。教職員が当該部活動について十分な知識や経験を持たないまま顧問に任ぜられた場合には、顧問自身が研修を重ねながら指導に当たることとなります。しかし、これまで専門的知識、ノウハウを持たない顧問であっても、部員の能力を十分引き出し、立派な成果を上げたという例は数多くあります。

顧問は、技術指導だけでなく、子供たちの持つ潜在的な能力を引き出す教育的指導という役割を担っているといえます。しかし、未経験で専門外の顧問を引き受けることは、教職員にとって大きな負担になることも事実でありますので、年度初めの顧問の決定は、学校にとって毎年大きな課題になっております。

議員の言われますように、学校外から指導者を招請したらという御意見も時折伺うのですが、先ほどから申し上げてまいりましたように、部活動には教育活動の一環としての重要な位置づけがありますので、さまざまな理由により、外部からの指導者を招請することは簡単にはできません。したがって、当面は、これまでどおり教職員の中から顧問を選ぶという方法でこの問題を解決してまいりたいと考えております。ただし、将来、部活動の特定分野の指導におきましては、必要に応じて外部からの専門家の援助を仰ぐこともあり得ることだと考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） それでは、再質問をお願いいたします。

答弁の中で、消防団員のほうですけれども、入団者と退団者の人数を聞いて、それで、ここ5年くらいの分団ごとの団員の数ということで質問をしていますが、その答弁がなかったものですから、ここ5年くらいの各分団のその団員数の推移というんですか、それをちょっとお伺いします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 平均で答えさせていただいたんですけれども、分団ごとに、それではあれします。

入団につきましては、17年度が第1分団が7名、第2分団が8名、それから第3分団1名、第4分団が3名ということで、計19名というようなことでございます。18年度につきましては、第1分団5名、それから第2分団3名、第3分団が2名、第4分団が5名と。それから、19年度につきましては、第1分団5名、それから第2分団2名、それから第3分団1名、第4分団3名。それから、20年度につきましては、第1分団が5名、第2分団2名、第3分団1名、第4分団4名。それから、21年度につきましては、第1分団4名、第2分団3名、それから第3分団2名、第4分団3名でございまして、22年度には、第1分団5名、第2分団1名、第3分団はゼロと、第4分団が2名と、計8名ということになってございます。

退団者でございますけれども、17年度、第1分団6名、第2分団が5名、第3分団1名、第4分団が2名、合計14名の退団者と。18年度につきましては、第1分団2名、第2分団4名、第3分団6名、それから第4分団6名、計18名の退団となっております。それから、19年度でございますけれども、第1分団は2名、第2分団1名、第3分団1名、第4分団1名、計5名の退団でございます。20年度でございますけれども、第1分団は3名、第2分団1名、

第3分団1名、第4分団2名、計7名の退団ということでございます。21年度でございますけれども、21年度は、第1分団1名、第2分団2名、第3分団3名、第4分団6名、計12名の退団でございます。

以上が過去5年間の推移でございます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） すみませんけれども、今、平成18年の退団者のところが、ちょっと第2分団というのが聞こえなかったものですから、もう一度、第1分団からお願いします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 18年度の退団者です。第1分団が2名、第2分団4名、第3分団6名、第4分団が6名、計18名でございます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 今、新入団員と退団者を伺いましたが、その年ごとの合計の団員数もということで一応質問してありますよね。平均じゃなくて、第1分団が平成18年に何人で、第2分団に、それまでちょっと質問しているんですけども、その人数は。

〔「今の合計ですか」の声あり〕

○13番（八木 栄君） 合計のその団員数です。毎年のね。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 全部の消防団の合計ということで。

〔「違います。各分団の、各分団ごとの」の声あり〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 各分団ごとの今の入団者と退団者の合計なんです。

〔「だから今の……」の声あり〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 団員数ですか。

〔「ええ、そうです」の声あり〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） わかりました。

第1分団が18年度が36名、第2分団が31名、第3分団が22名、第4分団が35名、18年度は計139名でございます。19年度、第1分団43名、第2分団30名、第3分団17名、第4分団32名。すみません、先ほどの139名は、本部は18年は15名いますので、それも含めてでございます。19年度は、本部は37名いますので、159名ということでございます。20年度でございます。第1分団46名、第2分団31名、第3分団17名、第4分団34名、本部が38名ということで166名となっています。21年度でございますけれども、第1分団が47名、第2分団32名、第3分団17名、第4分団34名、本部が41名ということで171名でございます。当22年度でございますけれども、第1分団50名、第2分団31名、第3分団14名、第4分団31名、本部41名の167名ということでございます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 先ほど質問の中で、各分団の団員数に対する世帯割の数を伺ったんですけれども、今、これ、計算すれば大体計算ができると思いますけれども、できましたら、ちょっと各分団ごとの消防団1人当たりに対する人数割のほうがもしそこでわかっているようでしたら、先ほど世帯割を聞いたものですから、人数割のほうがそこで出ているようでしたら教えていただきたいですけれども。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 人数割はちょっと出しておりませんが、各年度ごとの世帯割は出しております。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 今、団員数を伺いましたが、特に第3分団、片岡地区の消防団員数が少ないということで、かなり、前回質問したときもこういうことを自分も質問したですけども、それ以降、平成20年に比べるとまた3人減っちゃっているということで、やめる人がいるが入る人がいないという形であるものですから、そういうのに対して、なるだけ、先ほど町長の答弁でいくと、いろんなことをやっているというのは、実際、その答弁を聞いて、いろんなことをやっているということで理解はしているんですけども、実際、団員が増えないということで苦慮していると思いますが、例えばその団員確保について、これは自治会も関係あるし、そこに住んでいる方なもので、あとその分団も関係あるし、当局も一応大もとに関係あるものですから、そういう自治会と分団と当局とで団員数を増やすために何か話し合いをしたとかという、そういう経緯はございますか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） そういった経緯はありません。ただ、先ほども答弁させてもらったように、いろんな形では募集をかけておりますけれども、なかなか集まらないということがございます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 先ほど同僚議員の質問の答弁で、住民主導の町づくりをということで、町長は先ほどの前の一般質問の中で答えておられますが、そういうことは、この消防団員の問題なんか、結構、住民主導というか、そういうことでやっていかなきゃいけないなと自分は思ったんですけどもね。例えば住民の方とかと消防団と当局とでシンポジウムとかそういうものを開いて、意見交換をして、本当に消防団が必要があるよということ、答弁の中では、その災害に対しての必要性というのは十分答えてくれていますが、本当にその必要性があるとしたら、そういうような意見交換会をするとか、そういうのを各地区でやって、それこそ消防団の必要性を話し合わないで団員数も増えないと、そういうふうに思うんですけども、そういうことで一応行動しなければ何も始まらないというふうには思いますが、そういうことは何か実際やったほうがいいと思いますけれども、そういうことについてどう考えておられるかお伺いします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 今までもそういうことはやっておりませんが、自治会の役員等、そういう方とそういうお話し合いも、必要性について、検討会ですか、そういうものを設けることは必要だと思います。ただ、広報とか、先ほどの答弁にございましたように、小山城等で子供を対象に今PRをしておりますので、そこら辺も今後の消防団に役立つんじゃないかなとは思っていますけれども、議員さんがおっしゃられたように、大分少なくなっておりますので、出かけて、そういうような検討会というんですか、説明会を今検討する余地はあるんじゃないかなとは思っていますけれども。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 消防団の本部の役員会とかというのがあると思いますけれども、そういった中で、その団員数が少ないから困っていて何とかしなきゃいかんとか、そういう

話は出ておりますか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 本部等はちょっと報告を聞いたことはないんですけども、いろんな消防団の会議、そういったところでは、団員が少ないというようなことは聞いてはおります。それについても、我々もやるけれども町も協力してよというようなことは聞いていますけれども。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 以前、その吉田町消防団長の中から意見が出たかわかりませんが、機能別消防団ということが、一つのその団員確保ということの中で、実際それが採用されて、今、機能別消防団員ということの枠の中で団員がいるということで、それでも、ある程度全体の数を保つという役割を果たしていると思います。それで、何かあったときも、先ほど、夜警ですか、夜警にも夜勤の方のかわりに出るとかといっただけでやってくれていると。大変いいことだと思いますけれどもね。そういう機能別消防団ということで、実際それが実績があるものですから、それ以外に、先ほど言いましたように、この意見交換をやったりして、また、今度は消防団員の中でなくて、地域の方とそういう消防団員の確保について実際お話ししていただきたいと思いますが、その辺について今後どう考えるかということで、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 先ほど申しましたように、検討する余地はあろうと思いますが、議員さんも消防団のOBでございますので、ほかに何かいい手だてがありましたら御指導いただければなと思っております。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 私が考えたというんですかね、頭に浮かんだのは、今言ったその意見交換会ですね。消防団員の方と地元の住民の方、それからあと当局の方が、この三つが集まって意見交換会をやって、なぜその消防団員が必要なのかというところから話を進めていただけてやればいいのかということが、私の消防団員の確保に対する、何とかしなきゃいかんという考え方の一つであります。

極端なことを言っちゃいますと、交通安全員と、私、住吉であって、隣組で1人、交通安全員を出すよという話になってはいますけれども、消防団員と交通安全員とはまた内容が違うものですから、強制的に各隣組に1人というわけにいかないと思いますけれども、隣組で1人という、かなり、町内会でも三十何組あれば三十何人になっちゃうもので、すごく膨れ上がっちゃって、今度は人数が多過ぎちゃって大変になっちゃうということになると思いますけれどもね。そういうふうな形でできれば、もしあれなら町内会ごとに何人ぐらいというふうな形で、せめて5年交代くらいで強制的にやらせるとか、ある程度年ごろの方でやれば、5年交代していけば、どんどんかわっていくものですから、消防のことに知識とか消火の活動とかそういうものが身についた方がどんどん増えていくと思うんです。そうした場合、ある災害があった場合は、そういう方が大勢いれば対応が速やかにできると。

そういう考え方であるものですから、強制的というのはちょっと自分は好きじゃないもので、そうはしたくないですけども、最終的には、人がいなければそういうような考え方もあるんじゃないかなと思っておりますが、それについては、じゃ、どのようにお考えでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 今、議員さんが町内会ごとと言いましたけれども、それぞれ若い方の人数もあろうし、それから勤め先もまちまちだと思いますので、そのような町内会ごとというのはなかなか難しいように私は思います。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 今、さまざまな仕事があつたりとか条件が整わないというお話がありました。そういう中でも、今現在、この先ほど言われた各分団の人数というか、消防団員の方が実際やっているわけですね。平成22年度、本部を含めて167人ですか、この方はそういう中で自分なりに都合をつけてやっているわけですね。そういう方がいるということは、何とかできるんじゃないかなと、こう思うのですよ。それはその人の考え方もあると思いますが、だから、全然できないというわけじゃないもので、だからこそ、その現職の消防団員の方と当局、自治会の方々、そういう方とも話し合いというものを持っていただいて、何かいい方法を考えていただきたいということで、先ほどそういう意見を言ったわけですが、

いま一度、今後そういうことは計画していただけるかということを一応、要望になりますけれども、その辺について答弁いただきたいと思いますけれども。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 町内会ごとは難しいじゃないかと私が言ったのは、それは若い方の人数もまちまちだと思います。それと、勤め先がその町内会は全部静岡とか遠くに行っているというようなことになると、果たして消防団としての活動ができるかと、夜警だけやるというような形になろうかと思えます。いざというときの消防力に役立たないんじゃないかということもあろうかと思えますので、それはなかなか難しいじゃないかということで、私は答えさせていただいたということでございます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 今の課長の答弁は、ある程度強制的なという考え方のもとでの今の答弁だと思いますが、強制的じゃなくて、やるに当たって、そういった話し合いを持って、今後、何らかの形で消防団員確保に進める方向で、前向きにそういう意見交換会なり何なりそういうものを開いて、多少でもそういうことをして前向きに考えてみるというようなお考えはあるかどうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 先ほどもお答えさせていただきましたように、そういった会を持つのは検討する余地があるというようなことはお答えさせていただきましたので、検討していきたいと思えます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） ぜひそういうことをやって、少しでも団員が増えていただけるようにしていただきたいと思えます。

それから、最初に質問したポンプ車の更新期間ということで、景気が悪くなってきたものですから、なかなかそういった更新というものが予算的にできないということで、適切な維持管理をしていくという答弁がありました。実際、調子の悪いかどうかというのは、消防団員が常に車の整備とか何か点検とかやっていると思えますが、そういう中でも、特に真空

ポンプというんですか、そういうものは放水するには大事な機関なものですから、そういうのが不良というかぐあいが悪いということで、役場のほうにはそういう話が来ていないのでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 各分団、毎月、消防施設の点検をなさってくれているようでございますけれども、私のほうには、そういった都合が悪いというようなお話は入ってございません。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） いま一度その辺を確認していただきまして、もしふぐあいがあるようなものがありましたら速やかに修繕なり何なりして、いざというときに本当の機能が発揮できるようにしていただきたいと思います。

それから、自分も消防団をひとつやってきたのでして、それで、自分の息子がいるんですけども、町外へ就職していますが、一応、うちにいる間に何かあったら消防団活動ができるということで、一応消防団に、一昨年ですか、入団させましたが、入団させたというよりも、本人もやりたいという気持ちでいたものですから、そういうことで、町の中にはまとい会というものもありますし、消防団のOBの方ですけれども、そういう方の協力を得ることも一つの手段だと思いますし、消防団を経験した人の子供がなるだけ消防団員になってくれればいいなと自分も思っておりますが、そういうこともありますので、自分としては、そういうことで、その消防というものに対して協力をしているというか、そういう形でやっております。

消防のことは、本当に団員数の確保ということで、先ほどお願いしました意見交換会なり何なりやって、住民の方とともに、その消防団員のことを考えていくというのはそういう形で進めていただきたいと思います。

あと、次に、中学校の部活動のほうについてですけれども、今現在、外部の指導者によってそういう部活動の応援をしているというような、そういうものはございますでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会でございます。

ただいまの質問ですけれども、今現在、公にその外部指導という言葉は使っておりません。お手伝い程度というふうに私たちは認識しておりますけれども、あと現在はソフトボール、それから女子バレー部、それから一部、なぎなた部と、今そういうふうに把握をしております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 中学校も今現在でも、文化部のほうはちょっとわかりませんが、一応、中学校でもらった記録の中には、21年度の中では、文化部でいきますと、吹奏楽が県大会で銀賞をもらったとかということがありますが、体育部の陸上部が全国大会へ出場したとかということで、かなり、結果を見るといろいろ頑張っているというようなことで、自分も吉田中学校の卒業生としてうれしいというか、誇りを持つというか、そういうことでありますが、やはり指導者は、体育のそのスポーツそのものじゃなくて、人間的に人格とかそういうものを形成するにも、かなりその部活動というものは影響があると思いますものですから、

そういう中で、やはり能力のない指導者って、申しわけありませんが、そのスポーツに対してよく知らない指導者が、顧問がやった場合は、子供に対してはちょっとかわいそうかなということもありますし、そういう中で、人格的にもいろんなことがあって、今、スポーツを、部活動をやめてしまうと、そういうこともお話を伺ったこともありますものですからね。

そういう中で、自分が聞いた話ですと、清水市なんかですと、そういう経験者を教育委員会のほうで、中学校がたくさんあるものですから、そういう経験した指導者がいないところを、そういう衆を教育委員会で集めてというか人選しまして、そういう専門的な経験者がいないところへあてがう、そういう話も伺いましたが、そういうことについては今どのようにお考えであるか伺います。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会でございますけれども、まず、中学校の部活動というものは、まず、教育長も答弁で述べさせてもらったように、学校教育の一環としてやっているというのが基本でございます。それと同時に、勝利主義ということはありません。教育の一環なものですから、人間形成を重要視した中で、その中で、いろいろな努力によりまして結果として勝利をするということになれば一番いいわけですがけれども、今、議員が清水のほうのことを例に出されて言われたんですけれども、私も実は恩師が、清水の、野球でございますけれども、公式野球をやっております、それからその後、定年退職されて、中学のほうを転々と頼まれて行くというようなことは間接的には聞いております。

ただ、私はその方を存じておるものですからあれですがけれども、この近回りで、そういう野球ばかりに限らず、強いて言いますと、武道的なものは、学校側としても、今こういう時代なものですから、弓道にしても、柔道、特になぎなたですね、そういうものについては、やっぱり精神的なものも必要なものですから、できればどこかにそういう方がということは、ちらっとは聞いておるんですけれども、その程度で、今、清水の例を言われたようなことは、まだ具体的には考えてはおりません。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） ありがとうございます。

今、武道ということで、武道というと、本当に日本古来のもので、技術もさることながら、精神面を鍛えるということで、今もテレビでは柔道の世界大会ですか、そういうのをやっていますけれども、ああいうのを見ると、やはり技術だけじゃなくて精神的にも人間は鍛えないといけないなということは十分理解できます。

それで、だからこそ、武道だからそういうものが最初からあるわけですね、決まって。それ以外の、要は、よそから、外国から来たスポーツですか、そういうものは、そういうものはないものですから、逆にそちらのほうへその精神的なものを指導するという割合を強くしないといけないんじゃないかなって、そういう思いがあって、それから指導者というものをお願いしていったらどうかなということで今お話ししたんですがね。

実際、中学校の野球部で、過去には、コーチといいますか、多少技術面で指導した方が何人かいたというのは自分も見ているし、聞いてはいますが、それも自分の子供がいるときだけで、子供が卒業したらもうやめてしまったということで、ですから、そういう、今、子供がいるとしがらみがあると思いますけれども、そういうことじゃなくて、ただ単に、スポー

ツ、それは勝利を目的とするわけじゃないですけども、やっぱりそれを強くなることによってほかの面も鍛えられるということがあると思いますので、そういうことで、今後、指導者がきちんといる、そういう部活動はいいですけども、もしない場合は、外部にああいうのはお願いするというような、そういう、いれればいいですけども、いなかった場合、無理にだれかにあてがい持ちで先生をあてがうというのは、ちょっとそれじゃかわいそうだと、お互いに生徒も先生もかわいそうだと思いますものですから、そういった場合は外部指導をお願いするとか、そういうような考え方はいかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会でございます。

今言われた問題ですけども、学校側のほうが、本当に指導とかいろいろな部活動の運営に困ると言っちゃ失礼ですけども、そういうことで支障が出てきて、学校のほうから相談があったんです。特に校長のほうから相談があったり、そういうふうにすれば、そこはそれでその時代に合った柔軟な考え方をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） それじゃ、例えば学校が独自に、じゃ、こういった部活動に対してこういう方をちょっと指導していただくとかという話を仮に学校側で決めたとして、教育委員会としてはそれに対してはどうのこうのと言う立場じゃないというか、学校が決めればそれで学校がやることでいいんですよという、そういう考え方でしょうか。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） そういうことではございません。学校のほうから、そういう部活動に対して、教育の一環で、ちょっと今も先生の人数であるとか経験とか経験者の数とか、そういうことで足りないとかそういうものがあって初めて話があるかとは思いますが、その場合につきましては、いろいろな、やっぱり学校なものですから、ただ、はい、わかりましたというわけにはいきません。だものですから、その方のそういう今までの、知っている方であれば、人間性であるとかということもちょっと調査していただいたり、人の子を預かっておるものですから。それで特に野球とか運動というのは、やっぱり先生よりコーチ、監督みたいな人なので、生徒は。我々もそうでした。そうすると、その中で、顧問の先生の言うことを聞かないじゃないけれども、軽く見たり、自分がレギュラーになりたいために、あるわけです。技術ばっかじゃございません。

だものですから、そういうところをうまく持っていけるような人であるのかということも、人間的なことなもので、やってみなきゃわからないということもありますけれども、ちょっと学校のほうと、そういうことがやはり現実的にあれば、柔軟な姿勢をとっていく考えは持っておるということでございます。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 今、自分が質問したのは、学校側が教育委員会に相談するんじゃないくて、学校側の中で、学校の中で、そういったコーチなり、そういう指導者のお願いをするということについて、あくまでもその都度教育委員会にそれを報告するとかお願いするということを義務づけとか、しなければいけないかどうかということは何だったんですけど

も。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 今の件ですけれども、一応、教育委員会のほうへ報告はしていただかないと、うちのほうも一応管理をしている以上、困ることがあるものですから。ただ、現実の話、僕も聞いている話ですけれども、父兄の方がグラウンドへ入ってノックをしているとか、そういうことは聞いております。それはもう我々はタッチしていないと、もし事故とかそういうことがあったときに。ただ、現実には、子供がけがをした、顧問の先生がいる、父兄の方が、軽い気持ちじゃないにしても、ノックをして顔面にボールが当たった、けがをしたというようなことを我々はすぐ考えるわけです。そのときにだれが責任をとるか。そこまで腹をくくってボランティアでやれるというぐらいの気持ちの人がいれば、土俵に乗ってもらって、学校とのうんと話をして柔軟に考えていきたいと、そういうことでございます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） ありがとうございます。

消防のことですけれども、とにかく、先ほどお願いといいますか、ちょっと話をしましたように、消防団の方と当局と、あと住民の方と意見の交換会をして、できるだけ、結局は住んでいる方のところにかかってくることなものですから、そういうことで、少しでも消防団員を増やす。特に、ちょっと言いにくいですが、片岡地区が、減っていく一方で、増えていく要素がなくて、何だか先ほどのデータでいきますと、1人当たりの世帯数もよそのところの倍を担当しなければいけないというふうになっているもので、そうすると、やっている方もそのうちやめていっちゃうんじゃないかなというような感じもなきにしもあらずなものですから、とにかく皆さんで協力してやれるように、そういう話し合いの場を持つことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（増田宏胤君） 以上で13番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分からとします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時08分

○議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き一般質問を再開します。

---

#### ◇ 勝 山 徳 子 君

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

〔11番 勝山徳子君登壇〕

○11番（勝山徳子君） 私は、議席番号11番、勝山徳子でございます。平成22年第3回吉田町議会定例会において、さきに通告してあります高齢者不明問題の認識と対応についてを一

般質問いたします。議会初日の町長の行政報告で高齢者の不明問題に御報告いただいておりますが、通告に従いまして質問させていただきます。

9月20日は、敬老の日、お年寄りを敬愛し、長寿をお祝いする国民の祝日であります。昨日、吉田町敬老会を開催いたしました。たくさんの方に御出席いただき、敬老会対象人数3,074名、皆様のお元気で長寿を迎えられたことを心からお祝い申し上げます。

厚生労働省がことし7月に発表した日本人の平均寿命は、女性が86.44歳、男性は79.59歳で、男女とも4年連続で過去最高を更新し、長寿国日本を象徴する結果になっています。

その一方で、新聞やテレビの報道で、信じられない出来事が起きています。全国で100歳以上高齢者の所在不明者が増加していて、一体どうなっているのと驚きの毎日です。今回明らかになった問題は、非常に残念なことです。家族間のつながりの希薄化が想像以上に進んでいることのあらわれとも言えるのではないのでしょうか。行く先が不明のまま何十年もほっておく家族、ミイラになっても死亡届を出さず、親の年金が支給され続ける状況や、亡くなった親の葬式代が出せなくて死亡届を出さず、年金不正受給で生活をしていること等が発覚されています。

この問題は、住民基本台帳管理の問題や家族聴取の限界、個人情報保護の壁等が考えられるのではないのでしょうか。住民基本台帳法に、市町村長は、常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう求めなければならない。また、住民は、常に住民としての地位の変更に関する届け出を正確に行うように努めなければならない、虚偽の届け出、その他、住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならないとあります。

住民の不在を確認した場合、自治体の判断で住民基本台帳から氏名を抹消する職権削除ができるわけですが、できていなかったことが今回の問題でもあると思います。また、高齢者の把握や見守りの連携不足もあるのではないのでしょうか。家族聴取の限界や個人情報保護の壁で、家族の協力が得られずに実態が把握できなかったケースも多いのではないのでしょうか。

住民基本台帳法は、住民の所在が確認できない場合、家族や親族など限定した関係者への聞き取りができると定めていますが、強制的に室内に入る権限はありません。111歳の白骨化した遺体が発見されたケースでは、同居する家族が死亡届を出さず、訪問していた民生委員さんや職員に対して、家族が会いたくないと言っているなどとし、確認作業が進展していなかった状況と思います。

我が町における高齢者所在確認業務の実態と高齢者不明のような事実があるのか、お伺いしたいと思います。

一つ、この夏、社会問題になった高齢者不明問題と、我が町の実態についてお伺いいたします。

2、100歳以上については、国からの指示があり調査されたが、100歳以下の高齢者の掌握についてお伺いいたします。

3、地域住民の中でも、特に民生委員の役割と我が町の体制についてお伺いいたします。

4、失われてゆく地域とのつながりをどのように補完していくのかお伺いしたいと思います。

以上、私の質問の要旨でございます。町長の御所見をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 高齢者不明問題の認識と対応についてお答えします。

世界に冠たる長寿国であります我が国において、100歳以上の高齢者の所在不明問題は、全国各地で波紋を生じております。100歳を超えた高齢者がだれの支援もなしに生活することは、通常まれなことですが、少子・高齢化が急速に進む現在、日常生活を初め、すべての面において、家族が高齢者を支えることができるかどうかという視点から見ますと、まさに深刻な問題と言わざるを得ません。

1点目のこの夏、社会問題になった高齢者不明問題と我が町の実態について伺うについてお答えします。

まず、住所とは、民法第22条に、各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定されております。この住所と、地方自治法第10条第1項、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする等の条文中の住所と同一でございます。この生活の本拠とは、生活に最も関係の深い一般的な私的生活の場所であり、全生活の中心地であって、職務上の活動の中心地を意味するものではございません。言いかえますと、ある場所を自己の住所と特定したとしても、その場所は社会生活の客観的事実の中で裏づけられない限りは、住所として認めることはできないこととなります。

一方、戸籍は、日本国民の親族的身分関係を登録し、それを公証する公正証書で、公正証書で、一つの戸籍は原則として、1組の夫婦と、氏を同じくする未婚の子を単位として編成され、住民票に記載されております本籍、氏名、生年月日、性別、親子関係、夫婦関係等は、戸籍に記載された内容と一致をしております。また、戸籍に記載されている者が、婚姻、縁組、または離婚、離縁などの民法上の身分変動、あるいは子の出生、氏の変更、分籍、さらには死亡や国籍の喪失が発生しますと、その戸籍からは除かれます。

このたびマスコミ等で話題になっておりますのは、事実上は他市区町村に転出したにもかかわらず、それに伴う手続をとらず、転出前の市区町村に住所が残されている場合や、住所に居住していない事実が確認され、職権消除されているなどの理由により、住民票が存在しなくなったものの、本籍だけは残っているというケースでございます。一般的に、家族等から死亡届が提出されますと、本籍である市区町村に通知され、戸籍は消除されますが、今回のケースは、何らかの事情により死亡届が提出されず、所在不明扱いになっているものと思われれます。

当町においては、戸籍上112歳以上の方は10人おり、所在不明扱いとなっておりますことから、今後は、法務局の助言をいただきながら慎重に調査を進め、可能な限り戸籍の消除に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、住民基本台帳上において100歳以上の高齢者は、本年度中に100歳とされる方を含め、現在町内に5人いらっしゃいます。最高齢者は101歳で、現在、町内の施設で入所して生活されております。ほかの5人の方につきましては、お1人が住宅で生活されており、3人の方が町内の施設へ入所されておりますが、それぞれの方につきましては、今年度、担当職員が面会し、状況を確認しております。

なお、毎年、100歳になられる方と最高齢の方には、私と担当職員が訪問し、お祝いさせ

ていただいておりますが、今年度も9月6日に訪問をさせていただきました。また、今年度は、平成22年度老人の日記念事業、祝100歳者知事訪問の対象者に在宅の方が選ばれ、敬老の日知事と私が訪問する予定でございますが、本人、家族ともにその日を楽しみにしておられると伺っております。

次に、2点目の100歳以上については、国から指示があり調査されたが、100歳以下の高齢者の把握について伺うについてお答えします。

平成22年4月1日現在の65歳以上の高齢者5,931人のうち、介護保険制度の要支援・要介護認定を受けている799人を除いた5,132人に対しまして、5月から8月の期間で、民生委員の皆様のご協力のもと、高齢者実態把握調査を実施しております。この調査は、民生委員の皆様が担当地区のすべての高齢者の状況を家庭訪問等により本人や家族から確認した上で、身体機能の低下や認知症状などが心配される方、生活状況に不安を感じる方などについて報告をいただき、その方々の状況に応じた福祉サービスを紹介することを目的として毎年実施しているものでございます。高齢者の所在不明問題に対しまして当町では、この高齢者実態把握調査をもとに、65歳以上高齢者の所在について確認することといたしました。

なお、高齢者実態把握調査の対象から外れる介護保険制度の要支援・要介護認定を受けている799人につきましては、定期的な認定調査が面接のように実施され、所在につきましては確認済みでございます。

ただし、国から指示があった時点では、今年度分について既に調査を始めておりましたので、昨年度の調査結果及び今年度調査終了分をあわせて、民生委員の皆様が把握できなかった高齢者をリストアップし、庁舎内関係各課の情報をもとに確認する方法をとりました。民生委員の皆様につきましては、担当地区の高齢者のうち、所在を把握できていない方について、再度、情報収集を行うなどの御協力をいただきまして、情報が全くない高齢者は1人という結果となりました。この方の住所を調査した結果、居住の実態がないことが確認されましたので、職権削除いたしました。

なお、高齢者実態把握調査では、同居世帯等の場合、本人と面談せず家族等に確認する場合もあるため、あくまでも聞き取り調査の相手を信用した結果でございます。

次に、3点目の地域住民の中でも特に民生委員の役割と我が町の体制について伺うにお答えします。

民生委員は、民生委員法第1条に、社会保障の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする定められ、同法第8条により、市町村に設置された民生委員推挙会の推挙に基づき、県の設置する地方社会福祉審議会の意見を聞いて、県知事が国に推挙し、構成労働大臣から委嘱をされます。

現在、当町では、主任児童委員の方3人を含めた50の方が、民生委員として活動していただいております。民生委員の皆様は、3年間の任期の間に、高齢者実態把握調査でそれぞれの担当地区の高齢者の自宅を少なくとも3回は訪問することとなりますので、担当地区の高齢者の状況につきましてはほとんど把握をしております。

先ほどお答えしましたように、民生委員の皆様は、訪問等を通じて担当地区の高齢者に何らかの支援が必要と判断した場合には、その状況について町に報告いたします。町は、それらの高齢者に対する支援内容を検討し、さらに、専門的な支援が必要であると判断した場合には、本人や家族の同意を得た上で、地域包括支援センターへ訪問依頼をします。継続支援

の必要な高齢者につきましては、町、民生委員、地域包括支援センターの3者が協働で、あるいは必要に応じて、医療・福祉関係者等と連携して支援していく体制となっております。民生委員の高齢者に対する活動といたしましては、そのほかに、日常的な相談・援助活動や、吉田町社会福祉協議会が実施するひとり暮らし高齢者への月1回の食事の配布と安否確認等がございます。

最後に、4点目の失われていく地域とのつながりをどのように補完していくのか何うについてお答えします。

高齢者の方々が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、近隣住民とのつながりの希薄化を防ぎ、いかに地域との交流を保つことのできる環境を整えるかが大切であると考えます。

町では社会教育事業の一つに、子供をはぐくむ地域教育推進事業がございます。この事業は、町内4地区すべてに地域教育推進協議会を設置し、自治会、子供会、PTA、ボランティアグループなど、地域住民の皆様の主導のもと、地域で子供をはぐくむ活動を推進していただいております。

各地区でさまざまな活動を行っておりますが、一つの例を挙げますと、今年度、住吉地区において数学合宿がございました。合宿中に、近所の家にお風呂をおかりするもらい湯を行い、ひとり暮らし高齢者の方にも御協力をいただきました。高齢者の方は、子供たちが自宅に来てくれることを楽しみにしてくださり、子供たちとの和やかな交流の時間を過ごしていただきました。

また、吉田町社会福祉協議会の小地域福祉活動の取り組みとして、ボランティアの皆様が高齢者の交流事業を地区の公民館等で実施しているいきいきサロン事業がございますが、この事業と地域教育推進協議会活動との交流等も検討をしております。

そのほか、各小学校の総合的学習の時間に、学校に高齢者の方をお招きし、昔の話をしていただく時間を設けたり、町内保育園で園児と地域の高齢者との触れ合い事業を実施しております。

このように、高齢者が積極的に社会に参加していただけるような、子供たちとの交流等を通じて特技や経験を地域で生かした活動ができるような環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

一方、高齢者同士の交流といたしましては、60歳以上の方を対象とした福祉団体、吉田町さわやかクラブ連合会がございます。さわやかクラブは、地域における高齢者の役割を考え、地域社会との交流と奉仕に努める福祉団体として、日々、意欲的に活動されております。25の単位クラブで構成され、平成22年4月現在の会員数は1,660人でございます。

当町では、町ぐるみ友愛訪問活動促進事業を実施し、さわやかクラブの活動を支援しております。この事業は、寝たきりやひとり暮らし、虚弱、認知症等の高齢者宅を訪問し、話し相手や安否確認を行う事業でございます。現在、25の単位クラブすべてが訪問活動を実施しております。

平成21年度の訪問実績といたしましては、53人の訪問員が対象者137人に延べ1,183回の訪問を行っております。活動内容といたしましては、外出が少なくなった方等を訪問しての話し相手が69.9%で最も多く、さわやかクラブの定例会や公民館での行事等に誘い出したりする外出支援活動が23.1%、その他、買い物やごみ出し等の家事や日常生活の支援活動を実施

しております。

今後も、高齢者が積極的に社会に参加し、地域との交流を保つことのできる環境を整備し、基本理念であります、支えあって暮らせる地域づくりの実現を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても御理解と御支援をお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） それでは、再質問を少しさせていただきたいと思います。

今、民生委員、また、さわやかクラブ等々のきめ細かな配慮、また訪問等々があるということのを伺いまして、とても安心した次第であります。

しかし、8月27日の静岡新聞の戸籍の不明者の一覧表がありまして、先ほど町長のほうからも御報告がありましたが、我が町でも戸籍の上での112歳以上の高齢者が10名不明がいるということで、今までの私の感覚であれば、当然、死亡すれば死亡届が出、戸籍がなくなるという認識でありました。しかし、この一連の不明の高齢者の問題をずっと聞いていますと、住民基本台帳からは削除されているけれども、戸籍の上ではそのまま残っている。この河津町の169歳の女性がまだ記録で残っているという、この江戸時代の方が残っているって、こういう方が残っているということ自体が、この新聞紙上で見ても、日本の戸籍のあり方というものが非常に何か疑わしきような、そんな感じもいたしました。

先ほど御答弁の中に、法務局の助言をいただきながらこの10名の方の対応をしていくということですので、内容的なことはわかりませんが、御家族がいるのか、そこら辺はわかりませんが、きちんとした対応というものが大事かと思っておりますので、ぜひ対応というものをまたよろしくお聞きしたいと思っております。

次、民生委員さんが調査をしたということで、最近よく民生委員さんの活動を聞いていますと、個人情報保護のもとでなかなか活動がしづらいというお話も伺うことがあります。今回、年に1回訪問活動をする中で、民生委員さんに対する情報というものはどこまで情報がいつているのかお聞きしたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 社会福祉課でございます。

それこそ、今、議員が御指摘のとおり、民生委員さんと個人情報の関係は非常にデリケートな問題でありまして、特に個人情報を、民生委員さん自身は当然守秘義務を持っておりますので、いろんな行政からの必要な情報、そうしたものも取得ができるということでもあります。ただし、これは民生委員の職務の範囲に当然限るものでございまして、この中での情報、例えば地区内の住民の方で、あの方はどういう状態の方なのというような問い合わせがありましたら、その方についての情報を提供するというような形をとっております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 守秘義務はきちんと守る中で、きちっとした見守り、また、面談等々ができる体制というものが大事かと思っておりますので、また今後ともよろしくお聞きいたします。

この民生委員さんが今回確認作業をする中で、先ほども御答弁の中にもありましたが、いろんな問題があれば、地域包括支援センターとか、また健康保険、介護保険等々につなげて

いけるということで、安心いたしました。

ですが、先ほどもお話に出ておりますけれども、家族のいる中で高齢者がいる人に会えないという状況もあるかと思えます。家族の方が、元気だから大丈夫だよって、こう面談することができないような状況があったのではないかというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 先ほども答弁させていただきましたが、確かに御本人は奥で寝ていらっしゃるって会えないという方もおまして、この調査に関しましては、御家族のお話で状況を確認している者もおりますが、無理に中に入って会ってくるということにはなかなかできませんので、そのような状況であります。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） ぜひ何らかの形で、会えないというのも会える方法を何とか工夫ができないかなというふうに思います。

今まで高齢者のひとり暮らし、高齢者だけの世帯等々には目がいく対策がいていたと思います。しかし、今問題視されているのは、家族で住んでいる中で、変な話、白骨でずっとそのまま住民票も置いてということが問題視されているようなことがありますので、やはり家族の中での高齢者がいる人に対しても、きちっと把握するべきではないかというふうに思っております。

ですので、先ほど、さわやかクラブ、また民生委員さん等々の細かい活動がある中で、いろんな形で情報がまたいくかと思えますけれども、ぜひ家族のいる中での高齢者に対しての配慮というものに対して、具体的な見守り、また安否確認ということに対しては、先ほどの御答弁以上のものは何かありますか。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） すみません、町のほうとしましても、ひとり暮らしとか高齢者のみの世帯の方に関しましては、安否確認、また見守り等は検討しておりますが、御家族がいる方につきましては高齢者実態調査だけで、特には今は考えておりません。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 今回、いろんなこの問題が起きた中で、やはり盲点として私は受けとめました。ですので、今後、会えないで済むのではなくして、何らかの形で会えるような工夫というものをまた皆さんで協議をするとか、そういう形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、人間のつながり、地域とのつながりを補完していくということで、やはり人間のつながりというものが今薄らいでいく中で、やはり隣近所、隣組、先ほどから話してありますさわやかクラブの活動等々が、非常に身近なところから入り込んでいけるのではないかというふうに思っています。

そしてまた、いろんなところでいろんな事業をやっておりますけれども、黄色い旗運動ということで、毎日朝、元気だよといって玄関に黄色い旗を出していくという、これは、高齢者だけだと変な悪徳商法に目がいきますので、地域で考えたことですので、各家庭が元気だよといって黄色い旗を出していくというようなお話も伺ったことがあります。また、ヤクルトグループ、ヤクルトさんをお願いをいたしまして、見守りを自治体からゆだねられて、配

達の委託を受けて、顔を見て安否確認をしていく、そういうところも実施しているということも伺いました。

こういう、行政、民生委員さんだけでは、やはり地域の高齢者を見守っていくということには限界があるのではないかというふうに思っております。そういう意味では、いろんな形で見守り体制というものができるのではないかというふうに思っております。

先日、焼津市で10月から実施ということで、郵便事業会社さんと新聞配達店の協力を得て、ひとり暮らしの高齢者世帯の見守りを強化していくということが新聞に出ておりました。本当にそういういろんな人の手をかりながら、地域のつながりをつくりながら、みんなして高齢者を見守っていくということが、非常にいろんな事業的な部分においては皆さん工夫をしているなというふうに思います。

我が町も、本当にほかにも劣らずしっかりと結果を出して、住民基本台帳の不明なところは、不在者はないということでありますので、本当にこれは安心しました。しかし、そういう意味においては、しっかりと吉田町は、65歳からも実態調査をしたということで、把握的な部分がほかから比べますと非常に丁寧な形で進められているということに対して安心はしております。

しかし、今後、高齢化社会がどんどん進む中で、やはり薄らいでいくものはどんどん薄らいでいくところがあると思いますので、ぜひさらなる細かい手を打っていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、吉田町で地域福祉計画というものがつくられております。その中で、地域福祉推進のための体制をつくるという基本目標が掲げられております。この中でも、やはり地域住民のつながりの希薄化が叫ばれている中で、本町ではほかから比べると濃い近所づき合いがされているというふうにも書かれております。しかし、システムの、地域の課題を早期に発見し、共有化から課題解決へと結びつけるというところまでは対応できていない。やはり地域住民の交流によるネットワークづくりというものが非常に大事なことだと思います。

担当課長、ぜひ、ここら辺の基本目標に対して、これからのこの地域ネットワークづくりに対してどのようなお考えで進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） ただいま議員のお話がありました、地域福祉計画の基本目標、地域福祉推進のための体制をつくるというような内容でございます。

お話のとおり、近年、人々の生活スタイルが多様化しまして、共同意識が薄れてきている、こういう現状にあります。今後は、地域の組織活動の活性化、それから社会資源の有効活用、そうしたものを通じまして、身近な地域での福祉環境の充実をさせることが重要であるというように考えております。

それで、この基本目標の具体的な取り組みとしましては、こちらの項目に掲げてございまずとおり、要援護者の把握と支援体制の整備、それから、2点目に小地域福祉活動の推進、3点目にボランティア活動の推進、4点目に福祉施設の充実、5点目に各団体等の活動支援と、それぞれ町、それから社会福祉協議会、それから地域住民、そうしたもので取り組むものを定めて現在進めております。

特にお話が出ました民生委員の活動等の充実というのは、非常にこうした取り組みの中でも、特に共同意識が希薄、薄れるという中では非常に重要なことであるというように認識を

しております。こうした施策を推進する中で、こうした課題に取り組んでいきたいというように考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） ありがとうございます。

ぜひこの地域ネットワークづくりがうまくのっていけば、さらなる吉田町の地域住民同士のつながりというものもさらなる深まりが出てくると思いますので、しっかりとよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、吉田町の高齢者保健福祉計画の中にも、地域の関係団体との連携ということがうたわれております。やはり先ほどから民生委員さん、また社会福祉協議会、さわやかクラブ等々の連携等々がしっかりと組まれた中で、この支え合い、ともに暮らせる社会の実現が吉田町としてできるのではないかというふうに思っております。

この主要施策として、担当課としてまたさらに具体的に今こういうふうに進めているよというものがありましたら、お願ひしたいと思ひます。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 特に新規ということではありませんが、先ほどからさわやかクラブの友愛訪問のことをお話しさせていただいておりますけれども、こちらにつきましても、老人クラブの人数が減ってきているということもありまして、老人クラブの活動の中で、クラブに入っている方たちに友愛訪問させていただいているということですので、老人クラブの活動についても少し広報活動を行っていきたくて考えております。

あとは、やはり地域の皆さんで見守っていただくことが、議員さんおっしゃったように、一番必要と考えております。私も先日の新聞で、焼津市で始められた郵便局員とか新聞の配達員の方たちのことをちょっと見まして、焼津市にも問い合わせをさせていただきましたけれども、やはり個人情報をおちらに出すことはできないものですから、あちらの方たちが持っている情報の中で、わかった人たちのことを連絡していただくということですので、こういったほかの市町でやっている事例も、安否確認の事例も参考にしながら、今後、ちょっと検討していきたくて考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） ぜひ検討をまたさらによろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、住民基本台帳によって我が町は不在者ゼロということでお聞きいたしましたけれども、住民基本台帳にゼロということは、国民健康保険とか、また各諸手当の住民サービスにおいては影響がなかったというふうに安心はしております。しかし、戸籍の削除ができていないということは、事務手続的な不備なのか、死亡届が単なる出されていないので戸籍がそのまま残っているのか、その点だけお聞きしたいと思ひます。

○議長（増田宏胤君） 町民課長、大石修司君。

○町民課長（大石修司君） 町民課で、今、戸籍の御質問だと思いますが、今回言われておりますのは、住民基本台帳というよりも戸籍の関係でございますが、当町で10人ということで人数が上がっておりますのは、戸籍の附表に記載がないと。つまり、本籍は吉田町にありますが、その後に住所をどこかに移転されまして、そちらの移転先からこちらに届け出がないと

いうものでございます。

ですから、戦中戦後に何らかの事情によって届けが出されていないのか、あるいは場合によっては、海外に行かれて、本来ですと海外から大使館にとか、あるいは公使館を通じまして日本の大使館のほうに届け出がされるわけですが、そういったものはございませんで、考えられますのは、二重国籍といたしますか、そちらのほうにも戸籍があって、そちらの戸籍だけをそちらの国だけに届けをされたというようなケースもございますので、ですから、住所がわかりますればある程度調べはつくんですが、住所がないということであります。

それからもう一つは、住民票の職権削除をいたしますと、職権削除で戸籍上載ってきます。そうしますと、もうそれ以上つかみどころがなくなってしまうので、職権削除といっても慎重にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） わかりました。

ただ、戸籍というものに対しては、私たちも、本当に自分が生きている中での大切な戸籍という部分においては、本当に大事にしていかなければいけないという部分において、この一連の、確かに、生死がわからなく、どこに行ったのかわからなく、そのままずっと置いてしまったというような、いろんな諸条件、この長い年月の中であるかと思えます。しかし、今回、こういういろんなところで出たということは、どこかで線を引かなければ、手続をとっていかねばいけないのではないかというふうに思いました。

幸い吉田町は年金の不備の取得とかそういう問題等々はありませんので、安心はしておりますけれども、日本国じゅうの中では数件そういう問題も生じております。本当に地域の見守り、安否確認という部分の皆さんの目がいけば、悲惨なこういう事件というものが防いでいけるのではないかというふうに思いますので、ひとり暮らし、また高齢者の夫婦世帯だけではなくして、ぜひ家族の中でのいる高齢者に対してもしっかりと目を向けられるような体制をとっていただきたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（増田宏胤君） 以上で11番、勝山徳子君の一般質問が終わりました。

---

〔「議長、13番、確認をお願いします」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 内容を聞くため、発言を許します。

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 6番、片山議員が欠席しておりますが、本日、本会議の冒頭、議長からのお話がありませんでした。欠席届等出されていないのでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 本日の6番、片山 武君の欠席届は出されておられません。

よろしいですか。

○13番（八木 栄君） はい。

〔「議長、5番」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 関連ですか。

〔「はい、発言を求めます」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿でございます。

6番、片山 武議員におきましては、13日の本会議の総務文教常任委員会におきましても欠席でございました。会議冒頭、事務局に確認をとったところ、欠席ということの口頭の報告があったわけでございますけれども、委員会最後の閉会前に、片山 武議員から議長あてに理由書みたいなものが出ているといったことで、議長のほうで確認してもらえというような形で委員会は終わったと考えるわけでございます。

昨日、敬老会がございまして、片山議員が出席しておりましたので、私も、お考えがあるなら議会に出てそれを発言されたほうがいいんじゃないかということでアドバイスをさせていただいたんですが、本日も欠席ということでなっております。

地方自治法の第137条に、普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくして応招に応じないため、又は正当な理由がなくして会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これを懲罰で科すことができるということがございます。

また、問答集によりますと、本会議の欠席議員に対して議員が、その理由が正当なものないとして会議規則第153条に基づき懲罰の動議を提出することが可能かという問いがございますが、懲罰の動議を提出することはできないと解すると。欠席に対する懲罰は、あくまでも地方自治法第138条の規定により、正当な理由かどうかの判断は議長に専属しており、議員にその判断を認められておらず、修正動議は提出できないと解するというコメントが出ております。

よって、議長がどのような形で、この今、片山 武議員から出ている欠席通告書、私も見ていないものですからわからないですけれども、通告書という理由書が正当な理由なのかどうかといった判断を、13日の常任委員会で、懲罰の短期時効の原則がありまして、懲罰動議は、懲罰事案があった日から起算して3日以内に提出しなきゃならないとなっておりますが、議員から提出できませんので、常任委員会に関しましてはどういった扱いになるのか、議長のお考えをこの場で言っていたかないと、3日過ぎてしまいます。

また、本日も欠席しているということですね。議長が懲罰の発議者となるということに地方自治法はなっておりますので、議長のお考えを今この場でお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、経過を含めて申し上げます。

片山 武君からは、10日付で通告という文書をいただいております。私がそれを見ましたのは月曜日の13日でありましたけれども、この13日は総務文教常任委員会が開かれまして、片山 武君は欠席でありました。その総務文教常任委員会終了後、自宅におりましたので、電話をし、一応、議会事務局へ来ていただきました。その欠席の理由を聞くと同時に、本会議、委員会、欠席してはいかんということで注意をさせていただきました。あわせて欠席届の用紙もお渡しをし、委員会は休まないようにということで、帰っていただきました。それで、本日のことになりますけれども、欠席であります。

そのことから、通告のことも含めまして、16日、明日、緊急の議会運営委員会を開く通知を準備しておりますので、お願いをし、この通告を含めての一応判断を問いかけていきたい

と思っております。

以上です。

〔「議長、5番」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿でございます。

やはり地方自治法で、議員が出席しなければならないということで、この議場を預かる議長として、やはり正式に書状を、出席するような文書で発すべきだと私は考えますので、よろしく申し上げます。

これは意見ですが、よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） わかりました。

〔「議長」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 8日の連合審査会に永田議員が欠席ということで、当日9時に所管の委員長の藤田委員長から御案内がありましたけれども、同様、永田議員が8日の連合審査会に欠席届が出されていたかどうか、また、その欠席についても説明が要るのではないかとこのふうに思いますので、あわせて御協議をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 了解しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は22日水曜日午前9時から本会議最終日であります。よろしく申し上げます。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 1時59分

開議 午前 9時00分

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日は、定例会20日目最終日でございます。

ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎訴訟に関する説明

○議長（増田宏胤君） ここで、町長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 勸奨退職に伴う割増した退職金を返還請求するよう求める住民訴訟は、来月の7日、第1回口頭弁論から始まるわけでございますけれども、それにつきまして、町の立ち位置等につきまして御説明申し上げたいと思います。

本件は、かつて吉田町の町長または総務課長であった者が、その在職中に当時の吉田町職員の退職に際して行った手続の当否について、住民訴訟として提起した事案でございます。

原告らは吉田町に居住する25名であり、被告は吉田町長田村典彦、静岡地方裁判所から訴状が私あてに申達され、平成22年9月7日に受け付けております。

請求の趣旨は3項目であります。まず、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、退職者本人に対し、不当利得返還請求として特別負担金及びこれに対する年5分の割合による金員を支払うよう請求せよということであり、次に、地方自治法第243条の2第3項に基づき、当時の町長及び当時の総務課長の2名に対し、損害賠償請求として連帯して特別負担金及びこれに対する年5分の割合による金員を支払うよう請求せよということであり、最後に、訴訟費用は被告の負担とするということでございます。

原告の訴状に対応して、私は裁判所へ答弁書を提出し、原告らの請求に対する答弁を行います。

私の主張の一端を申し上げますと、原告らの請求原因の一つにも記載されておりますように、監査請求が却下された経緯があることなどから、私は、本件の訴外人、退職者本人である増田宏胤氏及び当時の町長である柳原宏行氏並びに当時の総務課長である落合勝秋氏の3氏に対し訴訟告知の手続をし、それぞれに弁明ないし争う機会を与えて本件を進行することが適切であるとし、近時、訴訟告知の手続を行う予定でございます。

私は、吉田町の執行機関を所轄する町長として、今回のことも含めてあらゆる問題について、町民の皆様への説明責任を果たすとともに、公明正大な町政運営に努めてまいります。

---

○議長（増田宏胤君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第40号～議案第59号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第1、第40号議案から日程第12、第59号議案まで総務文教常任委員会へ付託いたしましたので、この12の議案を一括議題といたします。

初めに、この12議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、藤田和寿君。

〔総務文教常任委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。

それでは、平成22年9月3日に開会されました吉田町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託されました12件の議案審議について委員長報告をいたします。

第40号議案 平成21年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定については、9月8日、出席委員13名、遅刻7番、9日、出席委員14名、両日とも当局より町長、副町長、教育長を初め、所管の課長ほか担当職員の出席をいただき、連合審査会を行いました。

審査は、款ごとに担当課長から事項別明細書により順次説明をいただき、その後、質疑を行いました。また、両日とも議場におきまして産業建設常任委員会と連合で審査を行いましたので、審査の過程における詳細説明及び質疑詳細内容については省略して、主な質疑につき、要旨を報告いたします。

8日9時から15時50分。

歳入について。

1番。特別交付税に8.11の地震災害は含まれているのか。

企画課。161項目の一般申請以外に地震災害の被災について、公共施設と道路被害を特別事情として12億円ほど加味し、要望した結果の金額です。

13番。地方債残高について。

企画課。平成17年から、返済金額以上新たな借り入れをしない財政検査を行っています。

10番。軽自動車税がどのように機構へ移管するのか。

税務課。申請データ処理が移管されますが、徴収業務は従前どおりです。

歳入の1款議会費、2款総務費、1項までについて。

13番。行政経営指導員3名が韓国に県費にて広報研修した内容は。

企画課。職員研修事業費の特別旅費で支出し、利活用を高める目的で、関係自治体で実際に体験するなど急遽対応した事業である。視察先の施設整備等を研修した。

1番。残っているバス路線の維持の考え方は。

企画課。地元の意思表示がないと国の補助事業から外される。関係する市町は、既存のバス路線を確保することで一致している。

11番。首長の退職金を廃止する考えは。

町長。基本的に就任してから365日ほとんど年間休みなく執務している。かえがたい時間

であり、首長というものはそれぐらい厳しいものと理解している。退職金を廃止する考えはありません。

2 款 2 項から12款公債費、13款諸支出金、14款予備費について。

11番。高齢者施設での選挙投票は。

総務課。不在者投票など県の選管が対応しています。

13番。期日前投票の選挙事務従事者の手当は。

総務課。職員は勤務時間内ですので、従事手当はありません。しかし、勤務時間外は時間外手当で対応している。

3 款民生費について。

14番。子育て支援で力を注いでいる点は。

社会福祉課。乳幼児保護者の悩み相談で育児不安の解消を図っている。

12番。517名の園児が保育されているが、待機者はいるか。

社会福祉課。入所要件を満たした方の待機児童はいません。

1 番。子育て支援センターがわかば保育園にあり、専用の場所の確保は。

町長。子育て支援の時期、年齢など社会情勢に合わせて内容の充実を考えていく。

13番。健康福祉センターの使用料と委託料の関係は。

高齢者支援課。使用料はほとんどデイサービスの使用料で町に入り、指定管理委託料の変化はありません。

11番。具体的な保育園事業の内容は。

社会福祉課。多様なサービスを実施しています。延長保育は午前7時半から午後6時40分まで、土曜保育は50日943人、日曜保育は、希望をとり21年度は年間2回実施しました。

4 款衛生費について。

13番。榛原総合病院の指定管理移行への交渉報告は。

町長。結果よければすべてよしと考えている。ただ、徳州会が指定管理を委託したのは、ひとえに徳田理事長との信頼関係が最後まで崩れなかったことである。

1 番。小・中学生医療費の事務は。

健康づくり課。規模が同等な市町を調査したところ、受診券にすることでコンビニ受診が増加する結果などになったため、課内で検討し、現状の償還方式となっております。

9 日 9 時から14時15分。

5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費について。

13番。ヒラメ・マダイ放流事業の成果は。

産業課。同事業は、吉田、大井川、御前崎それぞれが負担金を出しているものです。コグデで水揚げで若干増えているなど報告を受けています。

11番。プレミアム商品券の未換金の実情は。

産業課。期限末の未換金額は33万9,000円でしたので、1 カ月延長して通知等で再確認いたしました。苦情等はありませんでした。

3 番。補助金を出している榛南建築高等職業校の町内訓練生の推移は。

産業課。21年度はゼロ、20年度が1名、19年度が2名です。

1 番。天文台小山城の上の駐車場の見直しは。

都市建設課。都市決定された公園です。現在も地権者の方と交渉中です。

12番。自治会への水門管理委託料は。

都市建設課。北区が6基、片岡が3基、川尻が4基、住吉が2基で、1基当たり5,000円です。

8款土木費、11款災害復旧費について。

13番。大幡川幹線と本田線の取り合い部分の見通しは。

都市建設課。本田線は、開発業者と町が共同で進めています。取り合い部分は用地交渉が1件残っていますので、いましばらく待っていただきたい。

14番。大窪川改修工事の取り組みは。

都市建設課。大窪川は、20年度、1,600万円の予算で30メートル、21年度が1,800万円で40メートルでした。重要河川の補助金や、農地や都市整備等の補助金を探しましたが、今のところ該当がない状況です。

1番。河川や道路の草に対する要望状況は。

都市建設課。住吉5件、川尻8件、片岡12件、北区で40件の合計64件の要望がありました。当課の臨時職員2名と町民課の環境班とで対応しています。

9款消防費について。

13番。消防団分担金の内訳は。

総務課。団員数割、均等割、世帯割、車両ポンプ割等を精査して振り分けています。

12番。消防団員の確保は。

町長。確保は非常に難しい状況です。よい知恵があればおかしいただきたい。

11番。補助金が出ているまとい会の活動内容は。

総務課長。消防団OB150名で組織し、各分団の消防活動や入団式、出初式等で御協力いただいています。

10款教育費について。

4番。ICTの進捗は。

教育委員会事務局。朝の会合等でのペーパーレス化や成績の管理、事業所では電子黒板等を導入いたしました。

13番。体育協会の補助金が各団体へ満足な配分となっているのか。

教育委員会事務局。要求には上限はありません。各部により差があります。前年等より5%や10%カットとなっておりますが、現在の財政状況ですので御理解願いたい。

2番。教員にパソコンが配備されたが、メモリーカードなど情報管理状況は。

教育委員会事務局。原則持ち出し禁止です。持ち出しがある場合は各学校で厳重管理し、事務局に報告させるなど徹底指導しています。

12番。教育特区の通信制単位高等学校の状況は。

1年次31名、2年次63人、3年次84人の178人で、町内生徒は34人です。

3番。緊急連絡網の利用状況は。

教育委員会事務局。1人当たりおおむね10回です。頻繁に使用しますと見なくなる傾向があり、限定し利用し、効果を上げています。

1番。図書貸し出し予約がインターネットで可能になるのか。

教育委員会事務局。11月1日以降、システムが変わり、予約可能です。

11番。勤労者会館の運営委員会の協議内容は。

教育委員会事務局。建物の地震の耐震性について心配が多いので、利用者には4自治会館の利用をお願いしているなどを報告しています。

7番。生活習慣病や結核検査の結果は。

教育委員会事務局。生活習慣病は、おのおの条件が違いますので、全体として把握していません。結核は、小学生で1名見つかっています。

以上、連合審査会の報告です。

9月13日午前9時より役場4階第2会議室におきまして、出席委員6名と番外、欠席6番、当局より町長、副町長を初め所管の課長に出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会いたしました。

審査の順序については、議事日程により進行することを報告し、付託されました12件の審査に入りました。

日程第1、第40号議案 平成21年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題として審議に入りました。

本案は、連合審査にて質疑が終了していますので討論を求めましたが、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第2、第41号議案 平成21年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第3、第42号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

5番。保険税改正が行われた後の決算であった。運営協議会で出た内容は。

町民課。20年度に比べ医療費が伸びていることに伴い、税率を下げたことで重荷になっていないかとか、今後の現状税率でいけるかななどの質問が出ました。21年度決算状況などを検討していますが、改正後まだ1年ですので、今すぐ見直しはできません。当町についてはそれなりの基金がありますので、運用し対応していくなどと報告いたしました。

5番。20年度末からの急激な被保険者の増加による滞納状況、滞納対策は。

町民課。取得と喪失の関係に力を入れています。本人からの申し出がないと手続ができないケースがありますので、年金等の資料に基づいて確認処理しています。

5番。特定健診が、20年30%に続き、21年40%の目標を達成した。どのような施策をされたのか。

町民課。保健師を国保に専属で1名配置し、医師会に協力をいただき、健診回数を16回から20回に増加、人間ドックから資料をいただくなどで対応、今後も健診回数を増やしたり、開業医で個別健診など受診率アップを目指し検討していきます。

5番。我が町の疾病状況の特色は。

町民課。我が町は、循環器系が非常に多いです。20年度と21年度を金額で比較すると、新生物が増えています。21年度は件数は、循環器系、消化器系、代謝疾病の順位です。費用額では、新生物、循環器系、消化器系の順位です。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論がなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって、本案は原案どおり認定されました。

日程第4、第43号議案 平成21年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5、第44号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対して質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、第45号議案 平成21年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

5番。今年度から介護サービスについて高額医療費の合算が始まったが、周知は。

高齢者支援課。平成20年より、医療と介護の利用者の負担を軽減する措置として始まりました、高額医療と高額介護を医療保険に加入している保険者ごとに合算します。国保連合会から該当者に申請書を送付したものが町の介護保険のほうに回ってきます。世帯で、8月1日から1年間ですが、21年度については、経過措置で4月1日から7月31日までの1年と4カ月分です。広報は、制度が始まったときに行っています。

5番。通知をもらった対象者の手続状況は。

高齢者支援課。要介護、要支援を受けている方々が主な対象ですので、毎月のケアマネの会に担当者が出席して、高額合算の案内を行い、相談等を受けています。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論がなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって、本案は原案どおり認定されました。

日程第7、第49号議案 平成22年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に入りました。

8番。民附の土地の一般会計売り払いについて、取得当時と比べ評価額がどのぐらいか。

総務課。一般会計の補正で鑑定評価の予算をつけましたので、把握後、売却に入りたいと思います。

8番。販売促進と問い合わせ等の実績は。

総務課。ホームページ等を利用してPRしています。残念ながら、私が来てから問い合わせ等はありません。平成19年にも鑑定評価をしています。3年経過しましたので再評価いたします。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論がなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、第50号議案 平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正（第1号）についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、第51号議案 平成22年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、第52号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、第53号議案 平成22年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、第59号議案 平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

5番。我が町は大井川流域が広域的な連携の方向とされているが、今後の協議の枠は。

町長。道州制を含め、今後の地方の形は明確ではありませんが、大井川を機軸とし、考えている。静岡、川根本町、島田、焼津、藤枝と我が町の4市2町の市町で、この軸で広域連携を行うことを確認してあります。

企画課。この協議会がなくなりましても、これを含め13の会議体があります。ダムや観光などテーマごとに構成団体が重複しており、残った12の協議会を再編するように、現在、島田市が中心になって検討しています。

5番。大井川流域や消防など静岡市との広域的な関係は。

町長。静岡市との関係は急遽浮上したわけではなく、数年来、いろいろな話し合いの場を持ってきました。例えば地域医療で考えると、我が町の3次救急の拠点は静岡ですので、密接にする必要があります。都市間交流ということで、利点、欠点をあわせ持った市町がつながることによって一つの広域的なよりよい形になるように、席を設け話し合っています。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論はなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって、本案は原案どおり認定されました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました12件の議案審議を終了いたしました。

閉会は9時58分でした。

以上、委員長報告といたします。

○議長（増田宏胤君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

日程第1、第40号議案 平成21年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第2、第41号議案 平成21年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第3、第42号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第4、第43号議案 平成21年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5、第44号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認

定について、これより討論を行います。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私は、第44号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論をします。

2008年4月に導入された後期高齢者医療制度は、75歳以上のお年寄りを年齢で差別する制度で、高齢者からは、民主党政権になったけれども廃止されず、負担は重くなるばかりと怒りの声があふれています。保険料は払えず滞納し、正規の保険証を取り上げられ短期保険証に切りかえられた件数が、全国で3万2,961件になります。静岡県では昨年の24件から137件に増えていることが、中央社会保険推進協議会と全日本民医連の全国調査で明らかになっています。

吉田町では、短期保険証に切りかえられた人はいませんが、決算書を見ると、保険料を払えずに滞納している人もいます。この方たちは、いつ、無保険状態になり、病気になっても医療を受けにくくなり、病状の悪化につながるかもしれないということが予想されます。平成21年6月の本算定時の数字では被保険者は2,948人でしたが、そのうち保険料の軽減措置を受けておられる方は、低所得世帯の均等割減額分が1,007人、社会保険扶養者の均等割減額分が448人で、合計1,455人います。

被保険者の半数が軽減措置を受けるような後期高齢者医療保険制度は、導入直後から批判が多かったために、当初から軽減措置をとらざるを得なかったからです。制度導入前の老人保健制度では、高齢者を国保や健保に加入させたまま窓口負担を現役世代により軽くするための財政調整の仕組みです。老人保健制度に戻せば、保険料の際限ない値上げや別枠の診療報酬による差別医療はなくなります。高齢者の方は、戦前戦後を苦勞して今の日本を築いてきました。この方たちに、医療費がかかるから長生きするなど言わんばかりの後期高齢者医療制度は直ちに廃止して、もとの老人医療保健制度に戻すべきだと考えます。

以上、反対します。

○議長（増田宏胤君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村でございます。

私は、第44号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論します。

後期高齢者医療制度は、老人保健制度が医療費の増大等の理由により行き詰まりを見せたことから、新たな医療制度を模索する中、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されたと理解しています。

創設当初は、これまで保険料が賦課されなかった高齢者に課税されたり、高齢者を年齢で区別するなどの理由から国民の間にも不安が広がったわけですが、その後、政府が厚い財政措置を講じたことから、次第に批判も沈静化し、最近では落ちつきを取り戻した感があります。

我が町の本事業の決算の状況を見ますと、被保険者の2分の1が軽減対象となっているほか、収納率も、実に99%を超えている高い割合を示しているなど、後期高齢者の皆様からの一定の理解をいただいているものと考えております。

また、この特別会計は、後期高齢者の皆様からいただいた保険料を納付金として広域連合に納めるためのもので、この会計から生じた預金利子や督促手数料は一般会計に戻すとともに、事務費は一般会計で処理されていることなど、特別に問題があるとは思えません。

したがって、本案に賛成いたします。

○議長（増田宏胤君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（増田宏胤君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6、第45号議案 平成21年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7、第49号議案 平成22年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、第50号議案 平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、第51号議案 平成22年度老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、第52号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、第53号議案 平成22年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、第59号議案 平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第46号～議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 続いて、日程第13、第46号議案から日程第17、第57号議案まで産業建設常任委員会へ付託いたしましたので、この5議案を一括議題といたします。

5議案について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、杉村嘉久君。

〔産業建設常任委員会委員長 杉村嘉久君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（杉村嘉久君） それでは、平成22年9月定例会審査結果報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会に付託されました5件の議案審議について御報告申し上げます。

平成21年9月7日午前9時より、役場4階第2会議室におきまして、委員会委員7名と、当局より町長、副町長を初め所管の課長の出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会いたしました。

審査の手順については委員会日程により進行することを報告し、付託されました5件の審査に入りました。

日程第1、議案第46号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とし、審議に入りました。

委員。歳入の関係で決算書3ページの使用料の不納欠損額7万5,069円、収入未済額118万7,080円について、内容と、業務としてどのようにやっているのか。

当局。収入未済額118万7,080円については、現年度67万2,816円、111人、過年度51万4,264円、48人で、合わせて139人で118万7,080円になります。不納欠損額7万5,069円は、

29件9人で、最高額は1万5,162円で、平成16年度分です。使用料ですが、地方自治法第236条が適用されるため、下水道使用料の時効は5年です。今回の不納欠損は平成16年度分です。未納対策ですが、督促、電話、訪問徴収など行っていますが、住民票のない方が移動して、移動先がわからないなどがあります。今回の不納欠損した方も、行方がわからない方々です。その対策として、アパート管理をしている大手5社の企業に、入居者の使用料の未納防止と使用料の口座振替をしていただくよう依頼しました。

委員。欠損額も未納額もゼロに近づけていってもらいたいと思うが、退去時はどのようにしているのか。

当局。退去時には、水道課と一緒に立ち会い、使用料の清算を行っております。

委員。受益者負担金の減免、徴収猶予についてはどうか。

当局。平成21年度の受益者負担金は、2,918万9,420円、473件、297人です。21年度の賦課分は、20年度中に管渠整備された土地の所有者に、4月下旬に申告書と徴収猶予減免申請書を送付し、5月中旬までに提出していただき、受益者負担金を決定しています。田んぼ、畑などの農地については徴収猶予、公衆道路などについては減免となります。平成21年度は、役場敷地、総合体育館が50%の減免率、吉田中学校敷地は75%の減免率になっています。

委員。昨年8月11日の駿河湾地震で被害を受けたわけですが、その被害は。

当局。道路補修として22路線、約1,100万円、平成22年度に1路線、約372万円で、マンホールの浮上やマンホール周辺の地盤沈下被害の修繕をしました。また、浄化センターの建物被害に478万8,000円支出しました。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論はなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第2、第47号議案 平成21年度吉田町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とし、審議に入りました。

委員。企業会計の基本的な問題として有収率の問題がありますが、資料を見ますと、ここ3年間でも80%台の推移ですが、担当課としては有収率についてはどのような考えでいるのか。また、向上させるための対策を考えているのか。

当局。漏水調査等を行い、修繕し、漏水がないよう有収率を上げるようにしていきたいと思えます。

委員。決算書の中で漏水修理1,600万円とありますが、量水器の取りかえ時期は。また、どのような方法で取りかえを進めているか。水質検査の項目と年間の回数は。

当局。量水器は8年に1度取りかえることが水道法で定められています。時期は、7月ごろをめどに町内の指定工事店にお願いして行っています。水質検査については、毎日、濁りなどを調べていますが、法令で決まっている検査については、毎月9項目の検査並びに50項目の検査を行っています。漏水工事については、漏水調査をして発見したところを工事しています。今後も専門業者に委託して漏水調査をしていくつもりです。

委員。石綿管の2,057メートルの更新について、どのような計画を持っているのか。

当局。あと3カ年くらいで更新していきたいと思えます。吉田町内948メートル、牧之原市内1,109メートルです。

委員。地震被害の被害額はどのくらいになっているのか。また、決算書25ページに給水原価があるが、20年度に比べてどのようになっているのか、その要因はどのようなことなのか、

それによってどういう影響が出てくるのか。

当局。被害金額は140万円くらい、9件の漏水箇所がありました。給水原価については、地震があったことや節水などがあり、給水件数は増えていますが、水道料金は増えていない状況です。

委員。昨年、中央小学校の近くの六、七軒の家が上水道に接続できないと話をしました。この件については、昨年度、工事が終わり、接続することができるようになったが、1軒だけ接続できないと聞いたが、給水はどのようにになっているのか。また、中央小学校の北側の墓地の給水について、どうなっているのか。

当局。1軒については、すぐ横に本管工事が終了しています。あとは御自分が近々接続する予定と聞いています。墓地につきましては、中央小学校側から給水していると聞いています。

委員。32ページに設計業務委託の契約の新水源調査業務委託について、新水源の調査をしているのか、その結果は。

当局。昨年度、各配水系で新水源の調査を行い、大幡地区で1カ所、神戸地区で1カ所、川尻地区で1カ所調査しましたが、いずれも水源としてよい結果ではありませんでした。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論はなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第3、第54号議案 平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について議題とし、審議に入りました。

委員。災害見舞金71万8,000円については、昨年の浄化センターの地震建物被害の見舞金か。

当局。そのとおりです。

委員。昨年の地震被害の対策の完了の話がありましたが、町道を見ますと、雨上がりに公共下水道管の埋設箇所に水たまりが見られます。今後どのように補修していくのか。都市建設課との関係は今後どのようにしていくのか。また、公共下水道を引きたいと要望が出ている箇所についての取り扱いは。

当局。下水道の工事終了後2年間については、原則、下水道課で道路補修を行います。それ以降については、都市建設課と協議し、原因が下水道であれば下水道課で補修を行っています。今後、道路補修の必要な箇所があれば、道路管理者と協議し、補修工事をしていきたいと考えます。公共下水道整備については、現在、地区ごとに面整備をしております。事業認可の区域であること、費用対効果のあるところなど、優先順位をつけて整備をしておりますが、要望のある箇所については、整備時期など説明させていただき、理解をしていただいているところであります。

委員。本年度の目標とする管渠建設の延長と事業費、あわせて今までの実績は。

当局。本年度の管渠整備は、住吉地区では上組、東村地区、川尻地区では西向地区で、区間延長にして約2.6キロメートルの布設工事、工事費として2億4,960万円の予定です。平成21年度末で管渠延長は6万939.14メートルです。地域再生計画に係る汚水処理施設整備交付事業については、浄化槽と下水道の普及率の中で、平成20年度から平成23年度までの3年間で56.4%から64%に目標を掲げて事業を進めています。

委員。6ページの修繕料についてですが、金額的には大きな金額です。どのような形で業

者に依頼するのか。

当局。議案説明のとき、4件の修繕の内容を説明しました。契約については、町の条例等により、指名競争入札、指名競争入札にふさわしくないものについては随意契約でと考えています。

委員。1カ月前くらい、県道焼津榛原線の新田地区でマンホールを3カ所補修していたが、何の工事だったのか。

当局。県道焼津榛原線の工事については、マンホールの調整ボルトの突出による工事です。管渠工事が完了して10年以上経過したので、道路管理者であります島田土木事務所と協議し、下水道課で修繕することになりました。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論はなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第4、第56号議案 町道の路線廃止について議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第5、第57号議案 町道の路線認定について議題とし、審議に入りました。

委員。中瀬北原線の関係ですが、他のところも確認したのか。

当局。牧之原市が、合併に伴い旧榛原町、旧相良町地区の名称の見直しをされており、今回、この箇所が重複していることが判明しました。重複していて問題はありませんが、管理するについて、重複していると問題が生じるということで、変更することにしました。

委員。開発行為によってつくられた道路について、町道認定する場合にはどのような規格でしているのか。町道認定する場合にはどのような検査をしているのか。

当局。開発行為については、県が検査を行い、検査済証が出されます。都市計画法第32条により寄附された場合には、町道認定をします。規格は、町道1級、2級の道路がありますが、開発行為の道路については、その他道路としています。

委員。町道認定をする場合、幅員は何メートルで指導しているのか。水道管理設についてはどのようにしているのか。

当局。開発する場合には、幅員6メートルで行政指導しています。寄附されない場合には、町道認定はしていません。埋設された水道管については、寄附をお願いしています。

委員。中瀬北原1号線の将来計画は。

当局。能満寺前の道路については計画があります。以前、用地買収した経過もありますので、財政担当課に相談しながら計画を進めていきたいと考えております。また、備前守隧道の上の一方通行の道ですが、公安委員会と協議し、一方通行となったところです。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論はなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました5件の議案審査を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（増田宏胤君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

日程第13、第46号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第14、第47号議案 平成21年度吉田町水道事業会計決算の認定について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第15、第54号議案 平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、第56号議案 町道の路線廃止についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、第57号議案 町道の路線認定についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第18、第58号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。

これより第58号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩とします。

資料配付を行います。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時03分

○議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

○議長（増田宏胤君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、12番、河原崎昇司君から発議案第8号 吉田町議会定数条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

#### ◎発議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 追加日程第1、追加議案の上程を行います。

発議案第8号 吉田町議会定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提出者、河原崎昇司君の説明を求めます。

12番、河原崎昇司君。

〔12番 河原崎昇司君登壇〕

○12番（河原崎昇司君） 発議案第8号 吉田町議会定数条例の一部を改正する条例の制定について。

吉田町議会定数条例（平成14年吉田町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び吉田町議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

平成22年9月22日提出。

吉田町議会議長、増田宏胤様。

提出者、吉田町議会議員、河原崎昇司。

賛成者、吉田町議会議員、枝村和秋君、同、市川陽三君、同、杉村嘉久君、同、藤田和寿

君、同、片山 武君、同、八木宣和君、同、大塚邦子君、同、吉永満榮君、同、勝山徳子君、同、八木 栄君。

吉田町議会定数条例の一部を改正する条例の制定について

吉田町議会定数条例（平成14年吉田町条例第20号）の一部を次のように改正する。

本則中「14人」を「13人」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙の告示の日から適用する。

以上であります。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

河原崎昇司君、御苦労さまでした。

討論を行います。

討論はありませんか。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私は、発議案第8号 吉田町議会定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

吉田町の人口は現在3万523人です。これに対して議員は14人ですから、人口2,180人に議員1人ということになります。これは県内の他の町の議員数と比較しても多いとは言えない状況です。議会は平成11年に、議会みずから議員の定数を18人から16人に2名削減し、そして平成19年に、16人から2名削減して14人に行っています。これ以上の議員の削減は、二元代表制のもと、町政のチェックが弱まるのではないかと、また、町民の要望や意見が届きにくくなってしまわないかと危惧されます。

平成15年と19年の町議会議員選挙は確かに2回連続で無投票だったことから、議員定数を減らせとの意見が出されています。町民からは、議員は地域町民のための活動をしているとは思えない、町議の方のレベルが低いと感じる、三星の件や議長の退職金問題をうやむやにせず、最後まで町民に納得できるまでやってもらいたいなど、多くの声が上がっています。議会は、町民の立場で判断してこそ信頼されるものだと思います。

この間、なぜ町議になろうという人が定数以上に立候補してこなかったのか。そして、特に若い人にとっては、仕事を投げ出して本気で議員活動に取り組むとき、生活の問題が出てくるからではないでしょうか。議員報酬や政務調査費の支給の検討、そして選挙費用の公費負担等、立候補しやすくするなど工夫が必要だと考えます。議会は、町民にわかりやすい議会運営を進め、主権者である住民から信頼される町議会にならなければなりません。吉田町の一層の民主主義の発展と住みよい町づくりのために、これ以上の議員削減はするべきではないと私は考えています。

以上、反対討論とします。

○議長（増田宏胤君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村でございます。

私は、発議案第8号 吉田町議会定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

現在、国の経済状況は、景気低迷の中、さらに円高により、先行きの不安が増えています。このような中、我が吉田町の自主財源の主な町税収入は、決算ベースで、平成19年度の64億円をピークに、20年度は63億円、さらに21年度は20年度より5億円減収の58億となっています。町も、行政運営していく上で財政状況が大変厳しいものとなっています。しかし、子育て支援、障害者福祉、高齢者福祉、教育、産業振興、道路整備等々の施策の充実は図っていかねばなりません。

町当局においても、行財政改革をしつつ、諸施策実現に努力されております。町議会としても、町民と一体となり町行政をさらに推進していくために、効率的で効果的な議会活動を目指す議員定数の改正について必要だと考えます。

よって、本案に賛成するものであります。

○議長（増田宏胤君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田宏胤君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

〔「動議、議長、9番」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

事務検査に関する決議案を提出いたします。

○議長（増田宏胤君） ただいまの動議に賛成者はございませんか。

ありましたら起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（増田宏胤君） わかりました。

ただいま大塚邦子君ほか2名から事務検査に関する決議が提出をされました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会を開きますので、議会運営委員は第1会議室へ御集合ください。再開は議会運営委員会が終了次第とし、再開時間をお知らせします。お願いします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時17分

○議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

○議長（増田宏胤君） 先に、産業建設常任委員会委員長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

4番、杉村嘉久君。

○産業建設常任委員会委員長（杉村嘉久君） 杉村です。

先ほど産業建設常任委員会の報告をした中で、日程第14の第47号議案で、平成21年度吉田町水道事業会計決算の認定について、私は報告の中で、量水器の取りかえについては8年に1度取りかえることが水道法で定められていると表現をしましたがけれども、表現といいますか、説明しましたがけれども、これは、計量法によるもの、計量法で定められておりますと訂正をいたします。

以上です。

○議長（増田宏胤君） よろしく申し上げます。

---

○議長（増田宏胤君） ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、事務検査に関する決議を追加日程第2とし、日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 御異議なしと認めます。

よって、追加日程第2を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2、発議案第9号につきましては、私の一身上に関する事件でありますので、副議長において議事を進めていただきたいと思います。

ここで、交代のため暫時休憩とします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時21分

○副議長（八木 栄君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は14名です。

地方自治法117条の規定によって、14番、増田宏胤君の退場を求めます。

〔14番 増田宏胤君退場〕

○副議長（八木 栄君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

ここで、10番、吉永議員より除斥の申し出がありましたので、再度暫時休憩といたしまして、吉永議員の除斥を認めます。

10番、吉永議員。

○10番（吉永満榮君） 除斥に当たりまして、一言申し上げたいと思います。

本日の会議の冒頭で町長から説明がありました、住民訴訟が8月13日提起されたわけですが、被告であります町長がこの9月7日に第1回の口頭弁論があるということで、受理されたということを報告されました。これは、不当利得の損害賠償についての3氏に勧告手続をされるということでございますけれども、この問題は、増田議長の、要職にありながら、以前、不当利得を凶った事実は、住民の政治不信を招いているということが問題です。議会活動や政治活動においても、透明性や金にまつわる情報を公開して、住民の監視のもとに置くことが信頼回復につながると、そんなことを考えております。住民の知る権利に基づいて行政公開するものであって、不当な利権活動を封じるためのもので、いろいろな問題が公開されますけれども、それは、そういう状況で御理解をいただきたいと思っています。

この際、厳しく勧奨退職事件の原因追及に全力で傾注して、政治腐敗防止をすることが議員に求められていると、こんなふうに思っております。

そういうことで、住民訴訟の25人の先頭に立って、今回、一町民として、利害関係である今回の事件の真実の公共性を満たしているかどうかということで、その解決に向かって訴訟を行ったわけですが、利害関係があるということでこの席を退席させていただきます。よろしく申し上げます。

〔10番 吉永満榮君退場〕

〔「議長、お聞きしたいことがあるんですが」の声あり〕

○副議長（八木 栄君） 11番、勝山議員。

○11番（勝山徳子君） 今、吉永議員が除斥ということでありますけれども、住民訴訟の代表者ということでありますが、この住民訴訟にかかわる25名の中に、ほかに議員がかかわっているということはないのでしょうか。

○副議長（八木 栄君） その件に関しては、確認はしておりません。

11番、勝山議員。

○11番（勝山徳子君） 今、代表者である吉永議員が除斥ということは、あくまでも代表者ということでありますので、私は、もし25人の中の議員がかかわっているのであれば、それは対象になるのではないかと思いますけれども、一度調べていただきたいと思います。

○副議長（八木 栄君） それでは、ただいまから確認いたしますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時17分

○副議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま11番、勝山議員の質問ですが、住民訴訟のほうには吉永議員1人ということでありますので、ただいま関係者として退場いたしました。

以上です。

ただいまの出席議員数は12名です。

---

◎発議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（八木 栄君） 追加日程第2、発議案第9号 事務調査に関する決議についてを議題といたします。

本案について、提出者、9番、大塚邦子君の説明を求めます。

9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。

それでは、ただいまより発議案第9号の御説明をいたします。

発議案第9号。

平成22年9月22日。

吉田町議会議長、増田宏胤殿。

提出者、吉田町議会議員、大塚邦子。

賛成者、吉田町議会議員、片山 武君。

事務検査に関する決議案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

事務検査に関する決議。

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

1、検査事項、(1)元吉田町職員増田宏胤議員の勸奨退職取扱いに関する事項。

2、検査事項、(1)関係書類及び榛原郡町村会申し合わせ並びに退職手当支給に関する報告書の提出を求める。(2)検査は地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定により委員5人で構成する勸奨退職取扱検査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3、検査権限、本会議会は1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を勸奨退職取扱検査特別委員会に委任する。

4、検査期限、勸奨退職取扱検査特別委員会は1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査することができる。

理由です。

元町職員で、現在、吉田町議会議長の増田宏胤氏が平成11年4月19日付で吉田町職員優遇退職実施要綱の適用を受けて退職が許可され、割増退職手当が支給された問題は、監査結果報告（吉監第11号）を受けてもなお優遇退職実施要綱の適用並びに割増退職手当支払いの正当性について疑義があるため、これを検査し明らかにすることによって、町民への説明責任を果たすとともに、町民の利益を守ることを目的に調査を行う。

詳しい理由を述べます。

事務検査に関する決議の理由。

元吉田町職員で現在吉田町議会議長の増田宏胤氏が、平成11年4月19日に吉田町職員優遇退職実施要綱の適用を受けて退職し、割増退職手当金が支払われた事案について、平成22年5月24日付吉議第19号に基づき、平成22年7月14日付吉監第11号、監査請求に関する決議に基づく監査の結果について報告がなされた。

監査結果の報告並びに説明により、増田宏胤議長の退職理由は、家庭におけるやむを得ない事情であるとともに、平成11年4月16日に任命権者から退職を勧奨された事実はなかったことが明らかになった。

優遇退職実施要綱の適用並びに退職手当の支給事務に関しては、静岡県市町村職員退職手当条例及び手引き（平成2年4月改訂版）の遵守は当然のことであり、静岡市町総合組合が関係市町に適正な運用が行われるよう働きかけているという監査委員の退職手当支給者への聞き取り結果のとおりである。

しかしながら、元吉田町職員で現在吉田町議会議長の増田宏胤氏の吉田町職員優遇退職実施要綱の適用に際しては、勧奨退職手当制度の正しい理解がなされた上で適正に運用され、また公金が支出されているかどうか等、さらに明らかにしなければならないと考える。吉田町議会として議会の監視機能を生かし、不利益から町民を守るために本検査を行うものとしたします。

以上です。

○副議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

この事務検査に関する事務の検査ということでございますけれども、本日の会議冒頭に町長のほうから、住民訴訟に対し、原告として訴えられた云々のお話がありました。それに伴いまして、具体的に3氏の名前を上げて、ちょっと言葉が違ったら後で訂正したいと思うんですが、聞き取りだったものですから。訴訟告知をされたといったようなお話があったわけでございます。そういった内容で、今、住民訴訟として議員の中にも1名代表請求されているわけございまして、議会の中で事務検査をする理由というものがよくわからないわけございまして。

というのは、広報の6月号のほうに町長のメッセージの中で、2月18日付で静岡地方裁判所から云々ということで、詳しい、町の職員に対します事情聴取をした報告がなされていると。また、今回、監査委員からも監査結果報告書という形で新たな事実も多少伺っているわけございまして、事務検査といいますと、関係書類の検査ということで、それ以上、議会として事務の検査をしても、これ以上のものはなかなか難しいんじゃないかなと考えるわけございまして、ここへ至って訴訟として案件が上がっているものに関して事務検査を行う理由というものを明確に説明願いたいと思います。

○副議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番（大塚邦子君） ただいまの藤田議員の質問でございますけれども、平成22年5月24日、

これは臨時議会を開催して、私ども有志の議員は、必要性があると判断し、100条調査の決議及び監査請求に関する決議を決議いたしました。藤田議員はたしか100条調査には反対をされましたけれども、その際、監査結果を見て判断をしたいということが述べられているかと記憶しております。それで私どもは、100条調査のほうは否決になりましたけれども、監査請求に関する決議のほうは賛成多数で可決をし、議決をしました。それを受けて監査請求をいたしましたところ、7月14日付で吉監第11号として監査請求に関する決議に基づく監査の結果について報告がなされたわけでございます。

昨日、全員協議会の中で、監査委員にお出かけをいただきまして、この監査結果報告に対する説明会ということを開いていただき、その中で質問が出たことは議員も承知だと思いますけれども、その中で、私は今回、事務検査にしたわけは、事務検査でありますので、監査報告を受けた中で、少なくとも当時の榛原郡町村会の申し合わせ事項というものが文書であるのではないかということ、それから、リストがあったところを述べられておりますけれども、監査委員さんは、リストの存在については確認をされていないということでした。そうした事務検査は、議会の98条で十分できるのではないかというふうに考えました。裁判が起こったこともありますので、今回は100条調査ということはやめました。あくまでも監査請求をした議会として、監査請求に対する中身をよく検討していくためにはこの事務検査が必要であるというふうに判断をいたしまして、今回、事務検査をしたいということでございます。

以上です。

○副議長（八木 栄君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番です。

今の御説明ですと、監査委員が監査を行ったときに、文書を見て、出ていないものがあるのではないかといったような御発言があったんですが、当局として監査委員に対しては、事務書類というものはすべて出しているものとするわけで、98条の1の事務検査をやっても同じ資料を見ることになると思うんですよ。

ということは、それ以外にも議員は何か書類があるという認識を持って事務検査を行うという考え方であるのか。監査結果、監査を行ったものに関して、出されなかった書類があるというような認識をお持ちでこの監査結果報告書をごらんで御判断されたのか、その点について御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番（大塚邦子君） ただいまの質問でありますけれども、藤田議員の今の発言というのは、藤田議員が思うことであるんじゃないでしょうかね。もう監査委員は当局に資料請求をしたのだから、それ以上の資料は出てこないのではないかと考えますがとおっしゃっておりますけれども、それはわかりませんね。あるのかもしれない、ないのかもしれない、それは調べる価値があると思います。

きのう、説明会の中で何度か代表監査委員さんに説明を求めたところ、あくまでも口頭での申し合わせ事項であって、文書であるかどうかは確認はしていません。それから、リストがあるのでしょうかということをお願いしたところ、リストがあるかどうかということの書類の確認というのがされたかどうか、ちょっとその辺のはっきりした答弁がいただけな

かったです。

ですので、私は、あくまでもこの検査、事務検査において、監査委員が求めた以上のものが出るかどうか、それは出ると確信はしておりますけれども、やってみないとわかりません。ですので、事務検査をしたいと。それでない以上、はっきり申し上げまして、私は、この監査結果報告というのが、まだこれをうのみにするわけにはいかない。つまり、中身をよく検討して議会の見解をまとめるには、まだ十分な議会としての検査が必要ではないかというふうに考えるものでございます。

以上です。

○副議長（八木 栄君） ほかに御質問ございますか。

1 番、佐藤正司君。

○1 番（佐藤正司君） 大塚議員にお伺いしますけれども、私も98条の1項を使って三星でも検査をやりましたけれども、今回、監査委員から監査報告を受け、きのう説明を受けたわけですけれども、やはり幾つか疑問点というか納得できない部分があるものですから、私もこの監査報告を受けて、じゃ、議会がどういう判断をするのかと。確かに一方では裁判が進んでいくでしょう。それはそれで進んでいかないと困ると思うんですけれども、私が大塚議員に聞きたいのは、三星のときも、参考人というかそういう方を呼ばれて話を聞くと、わからないことについては。そういうこともやりましたけれども、私も今回、きのう、いろいろ質問したけれども、やっぱり本人に聞かなきゃわからないということなんかもありましたので、大塚議員としては、何をどういう形で調査をしていきたいという考えはありますか。

○副議長（八木 栄君） 9 番、大塚邦子君。

〔9 番 大塚邦子君登壇〕

○9 番（大塚邦子君） 5月のときには100条調査ということでありましたけれども、今回はあくまでも事務検査にいたしました。その理由というのは、一方で裁判が始まったということもありますので、議会が法的にその踏み込んだ調査というのはもはや必要が薄らいだ、裁判にゆだねるということにしたいというふうに考えています。

ただ、事務検査に関して、三星のときのように参考人に来ていただくかということは、今のところ考えてはおりません。あくまでも事務検査を進める。

それは、増田議長が元職員で勸奨退職手当の処理をしたときに、要綱というのがあって、それにのっとってやっているという発言で、監査委員さんも、所定の事務処理がされていたと、だから所定の事務処理がされている以上、やむを得ないという、そういう結論をされていますが、私は一番問題だったのは、その要綱の最初に書かれてあるように、まずは首長の退職勸奨があってこの要綱が滑り出すということが原則だということですから、きのうの監査委員の説明によりますと、首長が御本人に退職を勸奨した事実がないと、実体がなかったということがちょっと大きな問題点ではないかというふうに思いますので、そうした適用の事務処理について、議会の視点でやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○副議長（八木 栄君） 1 番、佐藤正司君。

○1 番（佐藤正司君） 私もいろいろ納得できないところは幾つかあるものですから、調査というのは必要かなと思いますけれども、ただ、検査期限というところが、4のところ、この議員の任期は来年3月までですけれども、裁判ということになると相当長期になるのかな

という思いもあります。

それで、これは調査の期間というのはなかなか難しいかとは思いますが、おおむね、何か、いつごろまでにはという結論を出したいというような思いはおありなんですか。

○副議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番（大塚邦子君） あくまでも委員会を立ち上げての話ですけれども、あくまでも検査事項というのはたくさんはございません。ですので、検査だけでしたら長い時間はかからないというふうに見ていますので、年内、あるいは1カ月、2カ月、そのぐらいでできるものというふうに考えています。あわせて言わせていただければ、その検査を終了して初めて、議会が請求した監査結果報告に対する議会の見解が出せるということになるかと思えます。

○副議長（八木 栄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

11番、勝山議員。

○11番（勝山徳子君） この退職勧奨に関する案件においては、住民訴訟が1件、そして民間裁判が1件ありまして、また1件、民間裁判が起ころうとしているという案件であります。この裁判にかかわることにおいて、今、この案件においては、監査委員の報告をいただくという中において、一つの報告書をいただいた結果がありますけれども、そのほかに、裁判においての経過の中で、またこの事務検査を議会としてやっていくという根拠がいまわからないんです。

要は、割増退職手当の不当性についてということに対して、一個人の増田宏胤氏を上げておりますけれども、過去にさかのぼっての割り増しの退職金、不当の手続的な部分も過去においてあったかと思えます。そういう件に関して、過去にさかのぼっての調べるということはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

〔発言する人あり〕

○副議長（八木 栄君） 11番、勝山徳子君。

〔「訂正」の声あり〕

○11番（勝山徳子君） いいえ、訂正ではなくして、職員の退職に、事件を起こして退職をされたという、そういう案件がありまして、そのときにもこの割増退職金が支払われたようなことも、これは実際としては、事実としては見ておりませんが、そういう一つの案件としてもあるものですから、一人の一個人としての手続的なものではなくして、事務手続に関することであるならば、過去にさかのぼってのそういう手続的な部分において事務検査をするのであるのかどうか、伺ってみたいと思えます。

○副議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番（大塚邦子君） 勝山議員にお伺いしたいですけれども、過去において、増田議長の今回の、それ以外にも何か不具合があった支払い方って、されている例があるんでそうか。確認されていますか。思うだけでは、発言はちょっと不謹慎だと思いますけれども、あたかも、まだ何人かの職員が制度を適正に運用されず割り増しの退職金が支払われた事実があるかどうか確認をされていますか。

○副議長（八木 栄君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 過去にさかのぼっての、そういう案件としての事実的なものに対しての私自身が見たということではありませんので、では取り消しをしていただきたいと思います。

しかし、監査結果の報告の中においても、この割増退職金の支払いに関しての内容の中で、退職手当の手引きに関しての取り扱いの中で、関係者に調べた記述の中で、知らなかったという事実があります。これは、過去にさかのぼっての町のこの割増退職金に対する取扱い的な部分において、過去においてそういうことがされていたという部分において、今回は増田宏胤氏が町議会議員選挙に出るということに絞られているのではないのかなというふうに思いますが、私は、その1点だけではなくして、手続上の問題に関してとらえるべきではないかと思っていますけれども、その点に関していかがでしょうか。

○副議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番（大塚邦子君） 今回の事務検査は、あくまでも、この検査の目的にあるとおり、増田宏胤議長の関係のものを調べたいということでございます。しかしながら、昨日の説明会の中で、リストというものの発言が監査委員からございました。そうしたところで、慣例ということもございましたので、しかし、町長の退職の勸奨があつて初めて成り立つこの制度が適正に運用され、また適正に退職手当金の支払いがされていたかどうかということは、今この段階では私も何とも言えませんが、あくまでも今回の事務検査は、そこの増田宏胤議長のところであります。

ぜひ勝山議員には事務検査の委員会に入っていて、そこら辺も勝山議員の視点で調べていただけたらというふうに思います。

○副議長（八木 栄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○副議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。大塚議員、御苦労さまでした。

それでは、質疑を終結し、討論を行います。

反対討論の方、ございませんか。

5番、藤田和寿議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿です。

ただいま上程しました発議案第9号 事務検査に関する決議に対しまして、反対の立場から討論させていただきます。

この案件に関しましては、監査請求を行いまして、過日、報告がされたわけでございます。その渦中におきまして、さまざまな形で訴状がありまして、司法の手のほうに今ゆだねられているのが実情だと考えます。

いみじくも現町長が原告という形で住民訴訟のほうで訴えられた事実もあるわけでございまして、そういった関係人も含めて、やはりここは、さまざまな形で議会が追及することも確かに必要でございますけれども、やはり公のところ、公正なところでこの案件について判断をゆだねるべきではないかと考えます。

というのは、監査報告を見まして、昨日も説明会があつたわけですがけれども、いろいろな

事務的なことで問題の御指摘もあったわけでございますけれども、最終的に、勸奨退職の年齢に達した者は、最近、田村町長が運用基準を変えましたけれども、4条、5条にございます特別な事情ということの運用基準がある以上、それが優先的になるということでございます。ただ、その特別な事情というものが、町長がここに書いているようなことで判断されるのか、それとも、もろもろの御判断というものは、やはりここは厳格な形で手法の場にゆだねてもらうのが一番と考えます。

ここで事務検査をしても、先ほど質問もいたしましたけれども、監査委員が当局の事務に対しまして資料等を請求して、それを精査して、なおかつ、その以前にも当局はその情報を、地方裁判所から書類が提出されたことにより、内容は、個人情報法律の保護が解かれ、内容がそれで出たということでもありますので、やはり議会の98条の1項でやる事務検査を行っても限界があるというのは感じておりますので、ここで公判のほうにゆだねて、その結果を受けて、議会として是正するべきことがあればその時点で粛々とやるのが、町民に対しての説明責任も明確な形になるのではないかなと思います。

今ここで議会が特別委員会をつくるということが、本当にその真相の解明に役立つかというと、疑問の感があるわけです。残念ながら本日のこの議場の中に2名の議員が除斥しているこの現実を考えたときに、その同僚である我々が特別委員会をつくって云々というのはいかがなものかなと。やはりここは、公正、透明性を確保する意味からも司法の手にゆだねると、その結果について粛々と受けるというのが筋じゃないかと考えまして、本発議に対しまして反対といたします。

以上です。

○副議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

6番、片山 武君。

○6番（片山 武君） 6番、片山です。

この発議案9号について、私は、賛成という立場で意見を申し上げさせていただきます。

今までやはり、今、皆さんも言っているように、司法の場で裁かれている件がありますし、そして、我々監査委員にお願いしていただいた問題もありますが、どちらもまだ判決が出ていない。我々は、監査委員の問題にも、いろいろな、ちょっとここまでもう少し御意見を聞きたいという問題も多々ありますので、今まで私たちは本人にも聞いておらないし、議長である我々議会の最高責任者が、今年の6月以降、非常にそのまだ席にいるということ自体が議会として恥ずかしい問題でありますので、遅まきながらであります、私たちは、今、大塚議員の言われたように、調査をすることに何らか、私たち、あと来年の4月までの任期ですが、その間に閉会中でも進めるというものに私は賛成して、大いに自分らで町民の皆様方に、こういった問題がこういったので私たちにわかりましたという発表する場を設けさせていただくためにも、私は賛成して特別委員会の設立を望むものです。

賛成としての意見として申し上げます。以上です。

○副議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 賛成でいいですね。

○副議長（八木 栄君） 反対はないですか。

じゃ、いいです。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私は、この事務調査をすることに賛成の立場で発言します。

この退職金の問題については、昨年的一般質問以後、裁判になって、書類が出てきたということで、個人情報が出たということで、私も本当にそれを見たときは唖然としたという思いです。なぜ今までこういう問題が出てこなかったのかなというところにもちょっと疑問も持ちました。もう11年以上も前の話ですからね。私が選挙に出る19年4月ですけれども、その3月の時点でもうこの話があったようですよね。私も議会事務局で書類を見たら、その辺の、住民監査請求にはならなかったけれども、それに対する回答のような形で、議長、町長あてかな、監査委員あてにだか、そういう文書がつづられているのを見て、一体これは何なのかというふうにしたのも確かです。

それで、やっぱりこれは、藤田議員は司法に任せればいいということをおっしゃいましたが、私もそれは、司法に任せればいい部分はあると思います。ただ、この問題は、5月の臨時会で監査請求をして、監査報告を受けたわけですよ。その監査報告を受けている間に裁判というのが立て続けに起きたようですけれども、それは裁判は裁判で白黒ははっきりするというのは当然だと思いますけれども、ただ、議会がこの問題について監査報告を受けたけれども、受けっ放しだと。議会はどう思っているのかと、この問題について。その判断が何もしていないわけです、今の時点では。

私もきのうも言いましたけれども、やはり議会がどうこの監査報告を受けとめるのか、またそれを町民にどう発信するのかというのは、やっぱり議会の責任があると私は思います。その議会が議会の態度を発信するには、監査報告だけでは十分ではないと思うんですよ。きのうも質問しましたけれども、納得できない部分が幾つか私にもあるわけですよ、あの監査報告についてはね。ですから、やはり議会が一応事務検査をして、それでまとめて、それで決議というような形で、監査報告に対しての議会としての意見をはっきりすると。ここで今それをやらなければ、裁判の結果を待つということになると、いつになるかわからないですね、1年先になるか。私たちの任期は来年の3月までですからね、4月までですか、それしかないわけですから。

私は、この問題、今、本当に議長と吉永元議長がこうしてこの除斥されているような状況というのは、本当に異常だと思うんですよ、これ。なぜこんな状況になっているのか、私は、本当に議会がきちっと一つ一つ対応して、一つ一つのことについて、是は是、非は非ということをはっきりとさせなければ、本当に町民から信頼される議会にはならないと思うんですよ。幾ら議会改革だとか議会基本条例をつくりましょうなんて言っても、やっていることとか、現実にこの問題を解決できないのであれば、ちょっとこれは町民からの信頼というのは得られないと私は思いますので、ぜひこれはもう、この具体的な増田宏胤議員が割増退職金をもらったことに対して、よかったのか悪かったのかということの判断を議会がするだけですから、そんなに難しいことではないと思います。

ただ、その白黒は、議会が判断するというよりも、司法当局でやってもらうんだけれども、ここまで問題が混乱してくれば、やはり増田さんが説明すること、それから道義的責任をちゃんと果たすことということを議会としては求めても私はいいいと思うので、ぜひこれは調査

をして一定の結論を出したいと思います。

賛成討論とします。

○副議長（八木 栄君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○副議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（八木 栄君） 起立少数です。

よって、本案は否決されました。

それでは、10番、吉永議員と14番、増田宏胤君の入場を許可いたします。

ここで暫時休憩いたします。

〔14番 増田宏胤君入場〕

〔10番 吉永満栄君入場〕

休憩 午後 零時05分

再開 午後 零時07分

○議長（増田宏胤君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は14名です。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（増田宏胤君） 日程第19、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第116条の第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎議会閉会中の委員会継続調査について

○議長（増田宏胤君） 日程第20、議会閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（増田宏胤君） 以上で、平成22年第3回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

〔「議長、すみません、町長の……」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 8番、八木宣和君。

○8番（八木宣和君） 8番。

町長のけさの冒頭の住民訴訟についての御発言につきましてちょっと質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、許可をいただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 発言を許可します。

○8番（八木宣和君） それでは、ちょっとお聞きしたいんですけれども、けさのお話によりますと、住民訴訟がなされましたよと。原告25人、町長が被告人の立場ですよと。

〔発言する人あり〕

○8番（八木宣和君） そうですね、現町長ですね、現町長が被告人の立場ですよと。

その原告が訴えているのは、目的というんですかね、これは、増田宏胤議員に対するいわゆる返還請求権と、それから元町長と、それから総務課長に対する損害賠償請求権、要するに請求してほしいということでの内容の訴状が届けられましたということでございましたけれども、それ、ちょっと1点お聞きしたいんですけれども、被告としての立場の町長としては、当然のことながら、今回のその訴訟において、被告人としてやっぱり反論して勝訴したいというお気持ちは、当然、被告人ですからあると思っておりますけれども、今回のその裁判、訴訟における、いわゆる争点、自分は、こういうことについて向こうは求められているけれども反論するんだという、その争点というのはどういう点にあるのか、それをまず1点お伺いしたいと。それについてお願いします。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の争点のどこにあるのかという御質問でございますけれども、10月7日の口頭弁論でお話しします。

○議長（増田宏胤君） 8番、八木宣和君。

○8番（八木宣和君） わかりました。

次に、ちょっと言葉が僕ははっきりとらえなかったかもしれませんが、御本人とか増田議長とかあとの2人に対して、訴訟告知を近日中に行うというお話をされました。これは、いわゆる最初に住民訴訟の被告人の立場としてのその訴訟における反訴ではなくて、あとその3人に対して別訴、別な訴訟を提起するというふうにしたいというふうにとれるんですけども、そういう意味ですか。どういうことなんですか。ちょっとお伺いしたいと思います。訴訟告知をしたいというお話だったものですから、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これも、告知人である被告——私ですね——が本件訴訟で敗訴し、被告告知人、退職者本人である増田宏胤氏、当時の町長である柳原宏行氏、当時の総務課長である落合勝秋氏に対して、不当利得返還または損害賠償を請求した場合に、被告告知人から本件訴訟の存在及び経緯等について何の通知もせずと争う機会を失わせた等の理由で、告知人に対して、私に対して、損害賠償請求を行う可能性があり得ますので、訴訟の告知をあらかじめお三方にするということです。

○議長（増田宏胤君） 8番、八木宣和君。

○8番（八木宣和君） その訴訟の告知というのは、こういう訴訟が、要するに住民監査請求が自分を被告人としてなされましたよと、その内容は、こういうことを、こういうことといえますか、元町長とか総務課長とか、それから議長に対して、こういうことを要求する内容のものであるという、その訴訟が提起されたということを告知するといった、そういう意味なんですか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のおっしゃるとおりでございます。まず、基本的にお三方に対して不当利得の返還と損害賠償の訴訟が起こされておりますよと。私としてはそれにつけ加えて言ったのが、その手続をして、それぞれお三方に弁明ないし争う機会を与えて本件を進行することが適切であると判断したと、こういうことでございます。

○8番（八木宣和君） そういう形で訴訟を遂行したいという町長の御判断というのは、それは、今、町は、当然、顧問弁護士と契約しておりますけれども、そういう専門家と、当然のことながら、相談の上での、今の町長のそういう考え方でいきたいというのは、相談された上での御発言かどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員がおっしゃるとおり、うちの顧問弁護士をされている弁護士の適切なアドバイスがこれでありましたので、それに従いたいと、このように思っています。

○8番（八木宣和君） わかりました。終わります。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） それでは、ここで町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆さんにおかれましては、私どもから提出いたしましたそれぞれの事業の認定、それから補正予算等につきまして審議をしていただきまして、また、議決をいただきまして、本当にありがとうございました。また、厚く御礼申し上げたいと思います。

議員の皆様と話し合う機会がなかなかないものですから、この機会に2点ほどお願いしたいと思います。

1点は、平成22年8月10日の吉議第100号、これは、各種審議会等附属機関の見直し基準についてという文書が私のほうに届きました。そこでいろいろ私のほうで考えたことなんですけれども、これは議員の皆様にお願ひがあるんでございますけれども、例えば各種さまざまな審議会から議員が今派遣されておりますけれども、要旨は、基本的には、引き上げたいと、審議の際の問題が生じるので引き上げたいという要旨だと思いますけれども、引き上げることは、それはそれでまた考えなきゃならないことなんですけれども、引き上げた場合に、じゃ、議案として出された場合に皆様は一体どこから情報をとるんでしょうか。

したがって、引き上げることは単発的なことでございますけれども、一体的にシステムとして、いわば当然、うちのほうから議案等を出すわけでございます。皆さんに審議してもらおうわけでございますけれども、それについて、じゃ、情報をどこからとるのか。そういうふうな、いわばパーツが欠けていると思いますので、一体的にシステム運用の観点から、もう一つそのシステムを構築していただくように考えていただきたいと思います。

そうしないと、うちのほうも、議案は出すわ、あとはそれについて単に議会等へ出せばよろしいのか、やはり当然、町民の利益の問題でございますので、やはりさまざまな情報を提供する、また、理解してもらいたいというのもございますので、じゃ、それをどうするのかと、一体請求のシステム運用の観点からぜひとも改めて考えていただきたいなど、こんなふうに思います。老婆心ながらでございますけれども。

それから、これはぜひとも、今まで皆様に何回もお話ししていたところでございますけれども、執行権の中に踏み込んでいただきたくない、ここで何度も申し上げてきました。これ、各種審議会と附属機関、議員委嘱の見直しでございますけれども、基本的にこの各種審議会と附属機関は執行権の問題でございますので、執行権の中に議会が関与すると、その基準を議会が決めることはあり得ないことでございますので、ぜひともその辺については、私の執行権の中へ入る場合は、靴を脱いで、スリッパに履きかえて、こういうふうなことで我々も審議会等へ議員を派遣しているけれども、議案の審議等に影響があるのでちょっと考えてみたんですけども、それをちょっと考えてくれませんか、そういうふうな、スリッパに履きかえて入ってきていただきたい。土足で入ってくると、基本的に、皆様の権限ではございませんので、これはその辺をぜひとも執行権を尊重していただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

それから、昨年11月に議会報告会の席上、八木 栄議員のほうにうちのほうからお願ひした点が、今もって回答がないんでございますけれども、1年もたつんでございますけれども、それほど重要な問題ではないと思いますので、ぜひとも御回答を12月議会までにいただきたい、こんなふうに思っています。

あのとき八木 栄議員が、検討して御回答申し上げますとおっしゃられたものですから、

まさか相撲ではございませんけれども、いわゆるサバ折り投げとか、それから手のひら返しとかという妙手じゃないと思いますので、ぜひともよろしく申し上げます。

これで議会に対するお願いは2点でございますけれども、この今度の12月定例会は、私、前の期では経験しておりませんので、初めての最終年度の定例会になりますので、またいろいろと思いを新たにしておるところでございます。また皆様とともに12月定例会に元気な姿を拝見できると思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○議長（増田宏胤君） ありがとうございます。

---

### ◎議長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 本日ここに平成22年第3回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本定例会は、9月3日以来20日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

さて、議事においては各会計の決算が認定されましたが、当町の財政の健全性について、平成21年度吉田町健全化判断比率は、決算に基づく算定結果により、早期健全化基準を下回っているとの報告でありました。監査委員の審査結果のとおり、当町は引き続き健全な財政状況下にあると判断をするところであります。

当局におかれましては、今後とも安定した町政運営に努められますようお願いを申し上げます。

また、議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のため、より一層御尽力賜りますようお願いを申し上げ、まことに意を尽くしませんが、閉会のごあいさつとさせていただきます。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（増田宏胤君） これをもって、平成22年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後 零時23分